

令和 5 年 1 2 月 6 日 (水)

(第 1 日目)

令和5年第8回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

令和5年第8回苓北町議会定例会は、令和5年12月6日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 早退議員は、3番 廣田 幸英（正午をもって早退）。

7. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 田中 めぐみ

8. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育 長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長	龍岡 学	企画政策課長	宮崎 良成
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	本田 保	福祉保健課長	田尻 康彦
健康増進室長	西川 文孝	会計課長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

9. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

10. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から令和5年第8回荅北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、錦戸俊春君、1番、田嶋健司君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月8日までの3日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

9月26日、天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

10月5日、天草広域連合議会全員協議会及び令和5年第5回天草広域連合議会臨時会に出席しました。

10月12日、13日の両日、下益城郡美里町と宇城市不知火町で開催された熊本県町村議会議長会理事・事務局長合同会議に出席しました。

10月14日、第7回志岐氏サミットに議員各位とともに出席しました。

10月29日、第7回富岡城お城まつりに各議員とともに出席しました。

11月1日、天草広域本部において開催された荅北町の国県道路整備及び農林水産事業に係る意見交換会に、建設経済環境常任委員会委員とともに出席しました。

11月7日、荅北分署新庁舎落成式に議員各位とともに出席しました。

11月10日、熊本県市町村自治会館で開催されました令和5年度町村議会広報研修会に議会広報特別委員会委員とともに出席しました。

11月12日、苓北町防災訓練に議員各位とともに出席しました。

11月20日、天草地域国県道路整備促進期成会による要望活動に倉田建設経済環境常任委員長とともに出向きました。要望先は熊本県知事部局と県議会です。

11月22日、天草広域連合議会全員協議会及び令和5年第6回天草広域連合議会定例会に出席しました。また、町内産業団体との意見交換会を苓北町役場で開催しました。

11月26日、東京、スクワール麴町で開催されました関東ふるさと苓北会総会に田嶋議員、松本議員、倉田議員とともに出席し、交流を深めてまいりました。

11月28日、東京、全国町村会館での県関係国会議員への要望活動・意見交換会に出席しました。翌29日、東京、NHKホールで開催されました第67回議長全国大会に出席しました。

苓北町監査委員から令和5年度8月分、9月分、10月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。

町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。それでは行政報告をさせていただきます。まず、10月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

10月6日から10日までの5日間、苓北町5窯元、天草市天草町2窯元が参加して、第34回天草西海岸秋の窯元めぐりが開催されました。期間中、苓北町の窯元には1,903人のご来客がございました。

次に、10月14日（土曜日）と15日（日曜日）の両日、第7回志岐氏サミットを開催し、全国から志岐氏にゆかりのある皆様、33人のご参加のもと、志岐氏に関する講演会、記念コンサート、参加者交流会、志岐八幡宮秋の例大祭の見学などを実施していただきました。志岐氏サミットは、従来は4年おきの開催としておりますが、今回はコロナ禍もあり、令和2年度から3年間延期しての実に7年ぶりの開催となりました。

次に、10月17日（火曜日）には、坂瀬川地区と都呂々地区、10月18日（水曜日）には、志岐地区と富岡地区の敬老会を開催いたしました。

次に、10月21日（土曜日）午前10時から、天草市民センターにおいて、熊本天

草幹線道路早期完成を求める「天草島民集会」が開催され、苓北町からも議員の皆様をはじめ、関係団体の皆様など、多くの方々にご参加をいただきました。

次に、10月28日（土曜日）と29日（日曜日）の両日、富岡港一帯及び百間土手特設ステージにおいて、富岡城お城まつりが開催されました。歴史探訪ウォーキング、天草灘サンセットクルージング、ステージイベント、体験ペーロン、富岡城物産展などが行われ、2日間で延べ約2,000人の人でにぎわいました。

次に、11月2日（木曜日）と3日（金曜日）の両日、来年度が唐津市との友好姉妹都市締結30周年となるため、その前段となる交流事業として、苓北町区長会研修を唐津市にて実施をいたしました。

次に、11月4日（土曜日）午後2時50分から、苓北町町民総合センター前をスタート、苓北町麟泉運動公園をゴールとした「第11回苓北夕やけマラソン2023」を開催いたしました。4キロ、10キロ、ハーフマラソンの各種目に、遠くは北海道をはじめ、九州各県及び町内外の各地から申込者488人のうち、当日参加者420人の参加をいただき、夕やけの中を力走していただきました。

次に、11月7日（火曜日）午前10時から、天草広域連合中央消防署苓北分署新庁舎の落成式が執り行われました。

次に、11月10日（日曜日）午前8時30分から、天草灘地先を震源とした震度5強の地震発生を想定した津波発生の情報伝達訓練並びに避難訓練を実施いたしました。また、この訓練に引き続き、志岐小学校の建物火災を想定した消火活動、避難誘導、人命救助等の防災訓練も実施し、志岐小学校の児童並びに教職員、消防団、地域住民の方々にもご参加いただき、相互協力体制の確立と防災意識の高揚を図りました。

次に、11月19日（日曜日）には、都呂々木場地区で「天竺天の川西遊記登山」イベントが開催され、登山者約100人の参加のほか、地元特産品の販売が行われ、にぎわいを見せておりました。また、同日は、「富岡小学校創立150周年記念式典」が富岡小学校で開催され、来賓や保護者の皆様など約300人の出席のもと、記念式典や児童の学習成果発表などが盛大に行われました。

次に、11月26日（日曜日）には、東京都内のスクワール麴町において、「関東ふるさと苓北会総会」が開催され、苓北町から私並びに野崎議長や議員の皆様ほか計7名が出席をいたしました。総会では、会員多数の出席のもと、来賓の方々にも多数ご臨席をいただいた中で、苓北町の近況をご報告するとともに、出席者の皆様と歓談を行ってまいりました。また、趣向をこらした出し物や会員相互の交流など、ふるさとの話で大いに盛り上がりました。

これまで開催しましたそれぞれの行事に、議員皆様方には大変お忙しい中にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

今月28日、役場の仕事納め式が済みますと、29日から1月3日まで年末年始休暇に入ります。また、12月28日から30日までの夜間は、消防団による年末警戒が行われます。

年が明けまして、1月4日（木曜日）には、午前10時30分から志岐集会所において、「苓北町二十歳のつどい」を開催いたします。なお、今回の対象者は66名となっております。

次に、1月7日（日曜日）には、午前8時40分から農村運動広場におきまして、苓北町消防団の出初め式を開催いたします。

次に、2月4日（日曜日）には、午前9時30分から第11回健康づくり駅伝大会が開催されます。

これらの行事につきましても、議員皆様、ご観覧、ご声援いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

第18期苓北町議会における一般質問、質疑時間の制限時間1分前となりましたら、卓上ベルを鳴らすこととしております。具体的には、電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点を指します。議員におかれましては、時間内での質問、質疑に心がけてください。

通告1番、田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 通告1番、議員ナンバー1番、田嶋健司。

一問一答方式による一般質問をいたします。

まず、1.地域活性化について。

今年5月のコロナ明けから、いろいろな祭りやイベントが開催されています。6月にはおっぱいマルシェ、7月にはじゃっと祭、10月には富岡城お城まつりなど、多くの人が訪れ、大変にぎわいました。

また、今年から「れいほくdeウォーキング」、「Happy Party Reihoku」、「朝ごはんマルシェ」など、新しい新たなイベントも開催されました。そのほかに「縁農ボランティア」という農業体験と観光を一体化したツアーも行われました。

「Happy Party Reihoku」や「縁農ボランティア」は、民間団体や個人が主体となり行われています。これらのイベントを行う上で、資金確保が一番苦労されたとのことで

した。

このように、いろいろな地域活性化となるイベントを企画・立案したとしても、予算の確保等が大きなネックとなって、実行に移すことができなかつたり、諦めてしまつたりされています。

そこで、町の予算の中に、こういった民間団体や個人が企画・運営するイベントや事業を応援、支援する「夢チャレンジ事業（仮称）」の予算化はできないのでしょうか。

2. 「れいほくよかナビ」の活用提案について。

去る11月8日の熊日新聞朝刊2面に、「つながりやすい議会に」という記事が掲載されていました。その中に、宮崎市議会による「宮崎市議会DXみやだん」の運用がなされ、議会側からの情報発信だけではなく、市民が当該議員に直接メッセージを送ることができる双方向性が特徴と記載されています。まさに私が6月の定例会の一般質問で申し上げたれいほくよかナビで行いたかつた事象です。

町民の町政への関心が遠のき、選挙の投票率も低下しているようにも思います。若い世代や今まで議会に関心がなかつた町民の方にも、興味、関心を持ってもらえるようなことをしていかなければならないのではないのでしょうか。

議会でもその実施に向け、継続的に調査・研究を行っていくこととなりますが、自治体の長となる町長として、このような取り組みについて、どのようにお考えになるか、お伺いいたします。

3. 町有施設の利活用について。

令和6年度に行われる熊本県民体育大会は、天草が開催予定地になっています。わが苓北町においても、サッカーとソフトボールの競技が開催地として予定されています。予定どおり開催されると、かなり多くの競技者と関係者が来町されることとなります。

そこで危惧するのが、宿泊施設不足です。かなり多くの方がお越しになるのに、町内にそれを受け入れるだけの宿泊施設が足りていません。せっかく熊本県内各地からお越しになるわけですから、わが苓北町にお泊まりいただいて、わが苓北町を堪能していただく絶好のチャンス、好機です。

そこで、町として各地区の公民館や物産館など町有施設の利活用を検討してみられてはいかがでしょうか。お伺いします。

なお、質問に対しましての答弁で、再質問をいたします。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目の地域活性化についてであります。ご質問にありました「Happy Party Reihoku」や「縁農ボランティア」の取り組みにつきましては、町の活性化、関

係人口の創出等につながる取り組みとして、行政に頼ることなく、団体・個人が主体となられ、協賛金を募っての資金確保から企画・運営にまで携わる取り組みとして実施されておりますことに、まずもって心から敬意を表しているところでございます。

私の所信表明でも申し上げましたとおり、地域が活性化し発展していくためには、まず地域を支える人づくりが大切であり、町民お一人おひとりが輝かれることによって、地域全体が輝き、そして明るいまちづくりにつながるものと考えております。

町を興す、町を支える人づくりを図るための「地域づくり実践塾」の開設と併せ、ご紹介いただいた「Happy Party Reihoku」や「縁農ボランティア」の取り組みに携わっていただいている方々は、まさに地域のリーダーとなり得る人材であります。

このようなことから、私も議員ご提案の「夢チャレンジ事業」の予算化につきまして、「町を興す人づくり」のための施策の一つとしても必要なものと考えておりましたので、新年度予算に反映できるよう、ほかの自治体の例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目目のれいほくよかナビの活用提案についてであります。先の令和5年6月議会において、田嶋議員からの「町議会宛の目安箱的な場所をよかナビの中に設置できないか」とのご質問に対し、技術的には可能でありますので、まずは、議員の皆様で話し合ってくださいよう回答させていただいたところでございます。

今回の田嶋議員のご質問にありますとおり、若い世代も含め、より多くの皆様に町政や議会に興味や関心を持っていただくことは、非常に大切なことであり、その手段である広報・広聴活動は、町が行うべき重要な施策の一つであると考えております。

しかしながら、よかナビは町公式の情報発信基盤でございますので、町長個人や議員個人への陳情・要望など政治活動につながるような使い方をすることは無論できませんので、町といたしましては、広報紙や町ホームページ、そしてよかナビなど、あらゆる手段を活用して町の情報を発信し、また、よかナビのアンケート機能などを活用するなどして、より一層の広報活動と広聴活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問要旨3項目目の町有施設の利活用についてでございますが、令和6年度の熊本県民体育祭天草大会において、宿泊施設として町有施設の利活用を検討してはとのご提言をいただきました。

第79回熊本県民体育祭につきましては、来年、令和6年9月14日（土曜日）・15日（日曜日）と、9月21日（土曜日）・22日（日曜日）の2週間にわたって、天草地域において開催される計画となっております。

2週にわたっての開催については、天草地域の交通渋滞の緩和と宿泊施設の不足に対応するために分けて実施する予定でございます。苓北町におきましては、男子ソフトボール競技を農村運動広場の2面で、サッカー競技を坂瀬川地区総合グラウンドの2面

と麟泉運動公園の2面、計4面で実施する計画でありまして、ソフトボールとサッカーを2週に分けて開催する計画でございます。

以上の計画から、各週の参加見込数は、競技役員も含めて男子ソフトボールが210名程度、サッカーが320名程度と見込まれ、そのうち宿泊予定者数は男子ソフトボールが約170名程度、サッカーが約260名程度と想定をされます。

このような中で、選手・役員の宿泊については、第79回熊本県民体育祭総則で、宿泊は自己手配することが定められておりますので、各郡市団の事務局の方で手配をされることになっております。

このような中で、現在の苓北町内のホテル・旅館等の宿泊可能人数は全室を含めて254名でありますので、全ての人員を町内で受け入れるとした場合には、男子ソフトボールは受け入れ可能でございますが、サッカーでは約6名分が不足するということになります。

以上のことから、議員ご提案の各地区公民館や物産館などの町有施設の利活用の検討も当然必要となるわけでありますが、まず、現在まで利用がなされていない状態である物産館（施設その1）につきましては、現在、新たな活用策として、農産物等の産地直送市場としての利用と観光案内所としての利用ができないか、来年度の早い時期からの開始を目指して、関係各所と打ち合わせを進めているところでございますので、物産館につきましては、宿泊施設としての活用は難しいと考えているところであります。

なお、コミュニティセンターや各地区の公民館の利活用については、公民館は通常では、研修などの宿泊受け入れを想定しておりまして、この場合、食事や寝具などの手配が必要となりますので、この点につきましては、町内の事業者等との連携を図ることも考慮しなければ、当然なりません。

以上のことから、大会会場が天草2市1町の広域にわたりますが、大会事務局や町内の商工業者や旅館業者と連携のうえ、今後、宿泊者の町内誘致を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、田嶋議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） まず1点目の地域活性化についての夢チャレンジ事業についてですが、予算の方がですね、なかなか捻出するのが難しいと思いますが、今年からですね、ふるさと納税等ですね、事業に力を入れて、税収の方がですね、上がっていると思いますので、そちらの方を財源にさせていただいて、この夢チャレンジ事業がですね、うまくいくことと、町の財政をですね、圧迫しない程度の事業にさせていただければと思います。

また、こういう予算がもし確保できましたら、町民の皆様にはですね、こういう予算が

あるので、どんどんチャレンジしていただくよう広報活動もですね、含めまして実施していただきたいと思っています。

2点目のれいほくよかナビの活用についてですけど、実にですね、このれいほくよかナビのアンケート機能とかですね、まだ十分に使用されていないところがありますので、アンケート等もですね、積極的に行っていただければと思っています。

それと3点目の町有施設の利活用の点につきましてはですね、宿泊者人数がですね、254名となっていますが、だいたいこの254名の中はですね、定修とか工事関係者等が宿泊しまして、全部が全部泊まれるわけではありませんので、どうかですね、このような町有施設等を借りられることと、町のですね、飲食店関係もですね、併せて利用していただけるようなですね、プランを町自体がですね、商工観光課等と力を合わせてですね、プランを作っていただいて、もうここに任せておけばすんなり予約ができるという体制をですね、確立していただきたいと思っています。

あと、このような考えについてどうお考えになれるか、再質問いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程、回答もいたしましたけども、まず地域づくりにつきましては、やはり民間の力を使って地域活性化を図っていかうという機運の高まり、これは非常に大事なことだと思いますので、町といたしましても、支援をですね、してまいりたいと考えているところであります。

次に、よかナビの活用につきましても、前回の議会の中でもいろいろご指摘をいただきましたけれども、まだまだアンケート機能等が十分に使われていないという状況でございますので、この点はですね、今後も研究をしながら、よりよい活用を進めてまいりたいと思います。

それから、町有施設の利活用の面で、特に来年度の県体ですけども、これにつきましては、やはり苓北町をアピールする絶好の機会でありますので、町といたしましても、田嶋議員おっしゃられましたように、旅館を含めて、飲食店も含めて、そういった部分のですね、旅館の利用マップって言いますか、そういうものを作りまして、各郡市の事務局あたりにですね、前もって送付した中で、ぜひ町内に宿泊していただくように呼びかけを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

○1番（田嶋健司君） はい。

○議長（野崎幸洋君） 以上で、田嶋健司君の一般質問を終わります。

通告2番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） おはようございます。通告2番、3番議員、廣田でございます。

3点につき町長にご質問をいたします。

まず、特定健診の受診率向上について。

(特定健診)、特定健康診査は、不健康な生活習慣により糖尿病・高血圧症などを招き、適切な治療や生活習慣の改善がなされないままに重症化することがないよう40歳から74歳までの方を対象に、平成20年度から各自治体(健康保険)で実施されています。

苓北町国民健康保険被保険者の受診率は、令和5年9月企画政策課調整、令和4年度における主要施策成果説明書34ページの記載事項によると、令和4年度暫定値47.1%、令和3年度確定値51.5%となっています。

苓北町国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸のために、特定健診の受診率向上に向けた更なる取り組みを進める必要があると思われませんが、

- (1) 令和6年度における苓北町の受診率の目標、その数値はいかほどでしょうか。
- (2) その数値達成、受診率の向上のために、どのような取り組みを考えておられますか。

山崎町長の所信表明に、自身での健康づくりや温泉プール、温泉センター、社会教育・社会体育施設などを利用した生涯学習、健康づくり、スポーツ活動の実践に対する「地域健康ポイント制度」を創設するとありました。

ぜひ、この制度において健康づくりの項目以外に、健診・健診を受けているということも、そのポイント制度の必須項目に掲げていただき、すみやかなる実施をと考えます。

また、それに加えて、特定健診早期受診に特化したキャンペーンとかを展開してはどうかと考えます。早期に特定健診を受診した方に限り、抽選により海外旅行・国内旅行や町内事業所で使える商品券が当たるなどです。

やはり抽象的でなく、具体的に何らかの対策を講じるべきです。

最近の報道等でご存じかと思われませんが、熊本県としてがん検診受診率向上の取り組みで、プレゼントキャンペーンの実施がなされています。胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんのいずれかのがん検診を受診された方に、豪華なプレゼントが抽選で当たるということです。先着100名。氏名や住所、受診した医療機関や検診種別を入力し、令和6年2月29日までにご応募くださいとのこと。令和5年4月から令和6年2月までの間に、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診のいずれかを受けた人となっています。

以上、熊本県においても、県民の健康保持、疾病の早期発見のため、がん検診受診率向上に対策を講じておられるわけ。このことにつき、山崎町長の見解をお伺いいたします。

次に、帯状疱疹ワクチン接種への費用助成について。

帯状疱疹はワクチン接種を行うことにより、病気に対する免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることが期待できる、帯状疱疹ワクチンの周知と接種の推進、その費用の助成について伺います。

詳細については省略させていただきますが、このことにつき、令和5年3月、令和5年度苓北町議会予算審査特別委員会の折、質疑いたしました。

執行部からは、県内で2町が検討するとのこと。金額が高額であり、県内でも進んでいない。今後、近隣と足並みを揃えていきたい旨の答弁がありました。

加えて、天草市議会9月定例会において、50歳以上の帯状疱疹ワクチン接種について、令和6年度から一部助成する方針を示したとの一般質問に対する答弁があったとの新聞報道（令和5年9月22日、地元紙です。）がっております。

このことにつき、苓北町における現在の検討状況、山崎町長の見解をお伺いします。

最後に、他方奨学金制度による町独自の返済支援制度創設について。

令和5年3月苓北町議会定例会において、自治体としての奨学資金を「貸し付け」するよりも、就学後の帰郷者への他方奨学資金の「返済支援」を地元事業者とともに取り組むべきではと一般質問させていただきました。

多くの若い人に町に残っていただけるよう、また、町に帰って来ていただけるよう、ほかの奨学金制度より資金貸与を受けている人への町独自の奨学金返済支援制度等の検討も進めてまいりたいと考えておりますと答弁をいただきました。

令和6年度に向け、どのような状況にあるのか、お伺いいたします。

以上、私の質問を終わりますけれども、また答弁により、再質問を自席でさせていただきますと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目の特定健診の受診率向上についてであります。1点目の令和6年度における苓北町の受診率の目標数値については、国の目標数値であります60%といたしております。

これまでも受診率向上を図るため、集団健診の実施や契約医療機関等での個別健診、併せて30歳以上の被保険者を対象に人間ドック費用の助成事業のほか、若年化している生活習慣病の発症を防ぐため、20歳から39歳を対象とした生活習慣病予防健診などの取り組みも行ってまいりました。また、特定健診未受診者対策事業として、国保保険者努力支援事業交付金を活用し、年2回の個別勧奨通知の発送やみなし健診事業などを実施し、受診率の向上に努めてきたところでありますが、令和3年度は51.5%、令和4年度は47.4%とさらに低下している現状でございます。

このことから、次年度以降の受診率向上の取り組みにつきましては、議員のご質問に

もあり、また私の政策方針にも掲げておりましたが、「健康ポイント制度」を創設し、健康づくりに対する無関心層の掘り起こしと運動の習慣化、各種健康診断、がん検診等の受診率向上などにつなげ、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制を図ってまいりたいと考えております。この制度については、ポイントを貯めていただくことによって、町内の各商店等で使える振興券（クーポン券）と交換できるようにしたいと考えております。

特に特定健診、がん検診等健康診査の受診は、必須項目と捉え、高いポイントを付与する仕組みにしたいと考えておりました、来年度当初から開始をしてまいりたいと考えております。

次に、2項目目の带状疱疹ワクチン接種の費用助成についてであります。令和5年10月現在、全国で316自治体、うち熊本県内では、長洲町、山江村、水上村の3自治体が実施をされておられるようでございます。また、近隣の状況としては、天草市が令和6年度からの実施に向け、助成内容を検討されておりました、上天草市は国の定期接種化待ちとのことでございました。

なお、带状疱疹ワクチンは任意接種でございますので、接種費用は医療機関によって異なりますが、実施している自治体の多くは、住民が医療機関に接種費用の全額を支払った後、自治体に助成金を申請するという流れで実施をされておられ、助成額は生ワクチンは1回分で4,000円から5,000円、不活化ワクチンは1万円で2回までとされているところが多いようでございます。

このようなことから、苓北町においても、次年度からの実施を念頭に、医療費の推計を基に接種費用助成について検討を行いました。

带状疱疹は50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。また、発症後もですね、後遺症が残るということもありまして、これは带状疱疹後の神経痛等が見られるということでございます。統計データを基に苓北町の50歳以上の1年間の医療機関受診者を1.1%の46人と想定した上で、そのうちでワクチンの接種率を1%、助成率を2分の1の50%、上限を1万円の2回で積算をいたしますと、42人分（84回分）の接種費用84万円が必要となる見込みでございます。

今後、新年度予算編成作業の中で、内容等をさらに詰めてまいりたいと考えております。

次に、3項目目の他方奨学金制度による町独自の返済支援制度創設についてでございますが、この件につきましては、11月24日の議会全員協議会において、来年度からの実施を検討している旨、ご説明をしたところでありますが、改めて回答させていただきます。

町内各産業の担い手不足に対処するため、令和6年度から人材確保のための奨学金の返還支援制度創設と現在の町奨学金の返還免除制度拡充について取り組んでまいります。

まず、現在の苓北町奨学資金貸付制度では、資格要件の拡充を行い、給付型、貸与型を問わず、他の奨学金制度との併給を可能といたします。また、返還免除の現行の要件でございます国家資格等の保有・業務従事要件を撤廃し、貸与奨学生が苓北町内に居住し、町内又は天草地域で就業、これについては起業や一次産業への従事を含みます。その場合は返還額の一部を免除することとし、対象者を拡大します。免除額につきましては、これまでの町内就業者のみの2分の1から、就業先が町内の場合は3分の2、就業先が町外で天草地域の場合は2分の1へと拡充し、町内事業所等への就業を優遇するとともに、苓北町奨学金制度の利用促進と雇用の町内定着を図ってまいります。

次に、新たな制度といたしまして、苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業を創設をいたします。目的としまして、奨学金等を受けて、高校・大学等に進学された方が、卒業後に苓北町に居住し、かつ就業された場合、返済された奨学金等の一部について苓北町若者定住促進奨学金返還支援事業補助金を交付することによりまして、苓北町への定住促進と町内企業、第一次産業等への就職促進を図ることを目的とするものでございます。

対象者は、初回申請時点で40歳以下の方で、1点目に奨学金等の貸与を受けて、大学・高校などに進学をされた方、2点目に苓北町内で令和6年4月1日以降に就職し（これにつきましては先程申しましたとおり、第一次産業への従事も含みます。）、もしくは起業された方で、初回の交付申請を行う日において、継続して1年以上苓北町の住民基本台帳に記録され、かつ、現に居住されている方で、初回の交付申請を行われた日から引き続き5年以上苓北町に居住する意思のある方、そして3点目には奨学金等返済中で、奨学金等の返済や町税等に滞納がない方、4点目にほかの奨学金等返還支援制度を利用していない方など、こういった条件を全て満たす場合に、前年度の年間返済額の2分の1以内の額、限度額を12万円と定め、これを5年間補助金として交付するものでございます。

今後は、令和6年3月町議会に条例改正案並びに関連予算案を上程いたしまして、可決をいただきますと、条例規則の改正補助金要綱を制定をいたし、4月の条例等の施行、制度の運用開始、事業告知を行ってまいります。事業告知は、広報紙や町ホームページのほか、中学校や高校、また町内事業所への説明を早期に実施をし、制度の周知と対象者の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

以上、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 海外旅行・国内旅行、地元特産品が特定健診の早期受診により、

抽選で当たるとかしたらどうかと提案したまでです。熊本県もがん検診に特化したキャンペーンをやっておられるわけですから。令和6年度健康ポイント事業をスタートさせることで、各種健康診断、がん検診等の受診率向上につなげるという町の考えは分かりました。

11月24日開催の議会全員協議会を所用により欠席をいたしました。その資料によりますと、対象者を町内に住所を有する18歳以上の人とするとありますが、40歳前後は急激に有訴者（病気やけが等で自覚症状のある者）数と通・入院者数が急増する年齢と言われています。介護保険制度への加入や特定健康診査の開始など、健康と向き合う場面が増える年齢が40歳ではないかと思います。対象年齢は40歳とする方が得策ではないでしょうか。そのことに加え、答弁いただきました40歳から74歳について、特定健診受診を基礎、必須とし、高いポイントとすべきと考えます。

加えて、その項目についても、等と記載されている項目をできる限り特定すべきです。例えば、資料の番号4、項目、スポーツイベント（マラソン大会・駅伝大会・町民体育祭等）とあります。マラソン大会には、苓北夕やけマラソンだけでなく、ホノルルマラソン、東京マラソン、熊本城マラソンなども含まれるのでしょうか。町民体育祭等とあるのは何を指しますか。また、その項目につき、特定健診は言わば受診機関からの受診済みというお墨つきが得られますが、ほかの項目についての事業・教室参加、特にウォーキングあたりは誰がどのように認めることになりますか。

実施方法としてもスマホアプリを導入とあります。スマホをお持ちでない高齢者等の方々に、苓北よかナビ（タブレット）を貸与されています。どれぐらいの台数ですか。この方々が、健康ポイント事業に参加したいとした場合、紙、例えばポイントカードでの参加となりますか。ややもすれば、紙、例えばポイントカードでの参加の方が人数的に多いのではないのでしょうか。

加えて、事業実施期間も明示されていません。いつからいつまでのポイント累計をいつ抽選することになるのですか。中途の参加の場合はどうなりますか。

3,000ポイント以上で、振興券3,000円と交換できるとありますが、抽選でしようから、その本数は。例として、海外旅行・国内旅行、地元特産品とも申し上げましたが、一律の3,000円ということではなく、差別化、特賞化を図られてはどうか。

健康寿命を延ばす、医療費の抑制を図る、ポイントの還元を通して、地域経済の活性化に資するとあります。山崎町長の選挙公約と伺っております。年明け、今提示したことなどを整理されたうえ、議会全員協議会なり所管となる総務文教厚生常任委員会への説明を求め、令和6年度からの事業のスムーズな開始を願うところでございます。途中の質問のお答えよろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今のご質問ですけれども、まず健康ポイント事業につきましては、当初、町単独でそういう部分のシステムを考えようかということではしておりますけれども、そうするとやはり多額の費用がかかります。そういった中で、熊本市を中心に近隣の自治体を含め、現在、アプリを活用したこれ同様のですね、健康ポイント制度を各自治体で行われておりますので、これに加入した方が経費的にも安くなるということで、そちらの方での加入を検討しているところでございます。そういった中で、町独自の上乗せ分として先程申しました町内の商店で利用できる振興券、こういった部分も町独自で考えてまいりたいと思っております。全体的な事業の中では、先程から廣田議員がおっしゃいますように、抽選でいろんな特産品が当たるということもできるようでございますので、そういった部分はですね、今後、十分にそういった団体の状況を見ながら煮詰めてまいりたいと思いますし、先だって組織団体が集まっての会議がっておりますので、そういった部分も含めて、さらに内容等について詳しく検討してまいりたいと思いますし、健康ポイント事業の活動の中身、先程申されたマラソン大会でありますとか、そういったものをどういった競技にするのか、それから個人で行われる場合のポイントの積み上げ方、また各大会等でのポイントの付与をどういう形でやっていくのか、そういう点も十分に煮詰めながら、1月等ですね、次の議会の前には全員協議会等で詳しくご説明ができるように準備を進めてまいります。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 町長から前向きな答弁をいただきまして、この点につきましては、次の全員協議会で説明をするということでございましたので、この点につきましては一応終わりたいと思います。

次に、奨学金制度について、ちょっとお伺いしたいと思います。

多くが利用している日本学生支援機構の奨学金制度のほかにも、国や地方自治体、大学や企業によるものなど、奨学金制度は様々な種類があるようです。当然、苓北町にもあるわけです。

なお、返済の必要がない給付型奨学金の場合、審査基準が厳しいため、多くの場合、貸与型奨学金を利用することになるようです。また、看護・医療系の学校に進学し、一定の条件を満たした場合は、奨学金の返還が免除になるなど、その奨学金によって特徴は異なるようです。

11月24日開催の議会全員協議会、所用により、誠に申し訳ございませんでした。欠席をいたしました。その資料を見せていただいたわけですが、奨学金助成交付額が前年度の年間返済額の2分の1以内で、限度額12万円とあります。町が助成した残額について、当該事業所がいくばくか肩代わりすることも制度上可能でしょうか。一応ここ

で質問したいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） この補助金の制度で想定しておりますのは、あくまでも個人の方が返済された分を、返済された後、それを町の方が確認をしまして、その返済額相当の2分の1をお返しするというようなことを想定しておりますので、例えば、事業所さんあたりが肩代わりされた分については、現在のところ想定はしておりません。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 対象者として、他の奨学金等返還制度を利用していない人と限定してあるようですが。また、国内外から縁あって、志あって、苓北町に令和6年4月1日より前に入り就業、他方奨学金の返還中である。他の要件はクリアするのに、この制度の恩恵には預からないということになるのでしょうか。もう1回お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 一応、補助金制度を制定するうえで、ある程度の基準を設けないと、過去に遡るといつまで遡るとかですね、そういったこともございますので、原則的には令和6年4月1日以降という基準を設けさせていただいております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 今後の就業は、移住促進、年齢に制限はありますが、これまでの就業はこれからの定住維持といったことで、この就業の基準、令和6年4月1日以降というのは再検討していただければと思いますが、これは返事はできんでしょうね。簡単にはいかんでしょうね。いいです。

それと先程の答弁、初回申請時点で40歳以下とありました。全員協議会の資料では、このことは35歳以下とありますが、これどういうことでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 11月24日の全員協議会の資料は、確かに35歳未満ということでございました。その後、全員協議会の中でいろいろご指摘をいただいておりますので、それをまた持ち帰って検討させていただいて、40歳以下でいいんじゃないかというようなことになりましたので、そういった町長の答弁をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先だっの全員協議会でいろいろご意見が出まして、先程言われましたように、前もって償還をしているという方もおられるということで、その年齢を拡充することによって、そういったですね、支援をする幅を広げたいというふうなこ

とで、この前のご意見をお聞きした中で40歳未満という形で今回は提案をさせていただいたところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 自分が欠席して勉強不足ということがよく分かりました。すいませんでした。これを持ちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

通告3番、浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） こんにちは。通告3番、5番議員、浜口雅英です。

質問の相手は町長、質問形式は一問一答です。

質問事項1、安心して住めるまちづくり。

質問要旨（1）町の産業の持続化。

町は産業を担う人づくりを掲げ、その中で第一に基幹産業である一次産業の所得向上、担い手の育成、確保を推進するとされております。農林統計で地域区分の一つに中山間地域という区域があります。この中山間地域とは、平野の周辺から山地に至る平坦耕地が少ない地域で、我が国の耕地面積の40%を占めると言われています。まさに本町の農地の状況を言い表しているのではないのでしょうか。

このような中で、農地には安定した耕作用の水環境の保全が絶対条件でしょう。町の河川現況は、二級河川4本、準用河川4本、そして普通河川64本が示されており、本町の農地区域の主流を務める志岐、三区、富岡八区の区域に広がる志岐平野があります。この平野には、町内4本の二級河川の一つである志岐川と、これに並行して三会川が流れており、志岐川は6,100メートル、三会川は内田の山間部を源流にした総延長3,300メートルで準用河川に指定されています。さらに坂瀬川には7,400メートルの松原川、上津深江には4,900メートルの上津深江川、志岐には6,100メートルの志岐川、年柄には4,200メートルの年柄川、そして都呂々には8,800メートルで町内最長の都呂々川が流れています。これらのほかにもたくさんの大小の河川が存在していますが、いずれも河川流域の平野部と高台の境には迫と呼ばれる区域が多数存在しています。そして、近年イノシシの行動が活発化しており、土水路の崩壊に至る所で発生し、農地の遊休化、農業生産の低迷など、農業振興施策に悪影響を与えているのではないのでしょうか。このことは本町の地形からしても51行政区のうち、一部を除き大部分の行政区に農地区域が存在しており、今述べたような状況が見て取れます。

町長におかれては、一次産業、農業の振興の中で、遊休農地の解消、後継者の育成、そして所得の向上につなげるために、これらの区域の水資源の適切なる保全のため、土水路が活用されている現状を調査し、コンクリート製水路への改修など、これへの対策

を直ちに行うべきです。

質問要旨（２）生活基盤の改善のために。

令和５年８月、新三会橋の開通式が実施されました。この事業は、志岐漁港海岸区域の集落の保全、そして一時期マグロの養殖場計画の話もあり、これらの漁港流通経路の確保、さらには国道と志岐から富岡港間の移動時間短縮を目的とされたもので、平成１３年度の環境調査等に始まり、令和５年の新三会橋の整備により２３年の期間を要して完了したとのことでした。この橋、この海岸道路の完成により、地元住民の高潮被害の保全、交通の利便性が図られることを期待するものです。

町政年報によれば、令和４年４月１日現在の町道は３８７本、実延長は２６２．７９３キロメートルで、このほかにも国道が３２４号と３８９号の２線、さらに県道６本が私たち町民の生活基盤の向上のための重要な役割を担っています。

町が管理する町道２６３キロメートルもの延長を有する道路の維持管理は、現状の管理体制で住民が望む路線への整備は可能なのでしょうか。公用車による事故が複数件報告されましたが、これの原因に道路の維持管理には何の不手際もなかったのでしょうか。

町長は、就任時の所信表明で、町民から託された想いや様々な課題に対して、これらの解決に向け努力していく決意を示しておられます。

道路は、生物に例えれば生きていくための栄養分等を運搬する非常に重要な器官に例えることができます。このように重要な器官に例えることができる道路が町中に張り巡らされている環境に感謝すべきでしょう。

このようなことから、これらの管理者は適切な運用、共用のため２４時間の管理が求められます。具体的には、道路の現状を細かく把握し、不具合があれば可能な限り直ちに対処すべきです。

また、これを利用する我々町民も併せて適切な利用に努めるべきです。その一つに現在の町道等の維持管理に対する苦情や要望には、路側の草木が道路へ入り込んでいるという事案も多いのではないのでしょうか。町は広報紙等により道路と民地の官民境界の法的位置づけを町民にアピールしておられますが、道路沿いの私有地所有者に対しては、官民境界の基本とこれに対する対応を現地指導等により、さらに具体化させ、通行の安全確保と地域の利便性向上に努めるべきです。

ところで、国道と町道の交差点の状況は見直しが必要と思われる箇所が複数箇所あるのではないのでしょうか。

そのうちの一つは、国道３２４号と町道浜の町線起点部の三差路です。町長もご承知のように、この区域の町道起点部分の幅員は国道に沿って５０メートル近くあり、町道側にも５０メートル、すなわち５０メートル×５０メートルの広いスペースができています。出勤時の町道から国道への通行車両やあるいは逆に国道からの通行車両も多く見

られます。加えて、志岐漁港臨港道路が8月に完成したこともあり、通行車両は確実に増えているようです。この通行車両の増加に対して、現地の交通標識は消えかかった路面の横断歩道の表示のみです。広い交差点は良いことなのかもしれませんが、平面的な表示だけでは分かりにくいのではないのでしょうか。もっと立体的に、例えば、ガードレールや立ち看板、場合によっては新たな縁石の設置等によりこの広すぎる交差点を通行する車や歩行者が事故の心配なく通行することができる分かりやすい交差点に改良すべきです。

さらに、この交差点から100メートルほど役場寄りに町道釜線との交差点があります。この交差点部分の釜線側には、幅5メートル、長さ30メートルぐらいの平面の路肩があり、草地化して通行すべき車両の見通しを阻害し、交通安全上支障を来しています。この路肩部分を通行可能な路面に改修し、釜線に左折ゾーンや右折ゾーン、この国道に対する左折ゾーンや右折ゾーンを設置されたらいかがでしょうか。本案は本議会でも複数の議員から問題提起がありました。事故防止のため積極的に取り組むべきです。

また先程、町内交差点の見直し箇所が複数あるということを提起しました。この町内の道路網の現状を再確認し、町の振興につなげることが可能と考えられる箇所については、これを修正していくべきと考えます。

一つには、町内に多数存在する文化遺跡の中で、近年竣工した大規模駐車場があります。最近、大型化した観光バスの駐車は可能ですが、建設にあたって、大型バスの駐車場への出入りには町は何の検証もされなかったのかと首をかしげざるを得ません。この出入口にかかる町道首塚線と駐車場自体の一部変更により、この駐車場への出入りが容易になり、首塚への訪問客の増大が図られ、文化財の披露、告知を町観光の主体とされている本町の観光振興に大きく寄与することが可能になります。ぜひ実現に向けて検証してください。それと本箇所には公共のトイレの設置がありません。これまでこの公共トイレがないことをお尋ねしたときは、隣接する民間の商業施設のトイレをお借りするとの発言がありましたが、無責任過ぎます。公共の観光施設訪問者に対するエチケットに反する行為と言えます。早急に建設すべきです。

加えて、志岐中央線の終点部と国道324号の交差部から、国道を頼山陽公園、富岡小学校等を経由して富岡港まで通過する約2.3キロメートルは、路面舗装等の整備はなされていますが、道路幅員が足りないのではないのでしょうか。この道も、大型車両の行き来など、町民の生活保安上、産業振興上、そして観光振興上重要で、観光拠点の主要施設の一つの富岡城を模した雲仙天草国立公園ビジターセンターにつながっていますし、長崎市と天草間の連絡道の天草側の玄関口である富岡港もあり、苓北町の観光はもちろん、繰り返しになりますが、その他の産業いわゆる地域振興のため、それ以上に天草区域の振興のためにも非常に重要な役割を担っている道路であることは万人が認める

ところでは。

熊本県は、菊陽町にT S M C（台湾積体電路製造）の進出に合わせて、周辺の交通網整備はもちろん、このことに伴う排水処理施設建設の方針を発表しておられます。苓北町にも、T S M Cとは桁違いであることは十分理解しておりますが、熊本県の電力需要の7割を供給することが可能な火力発電所が設置されています。規模の違いはあっても、この発電所の位置づけは県民の生活上、県政運営上なくてはならない施設です。加えて、地球温暖化防止、脱炭素の位置づけで町内に30数基の風力発電施設が建設されつつあります。

このような中で、地域振興の根幹である道路の整備は、先日実施された熊本天草幹線道路の早期完成を願う島民集会や、7月には町長、議長による国会議員への表敬訪問による地域開発要望活動が実施されています。この中では、1.国土強靱化施策、2.過疎地域振興施策、3.半島振興施策、4.食糧・農業・農村政策などを要望しておられます。このうち国土強靱化施策の中では、熊本天草幹線道路整備促進事業、324号の越波対策、389号の防災活力創出基盤事業、そして国道改良事業等が要望対象として記載されています。

このようなことから、今回、問題提起した事案の早期着工に向けて配慮すべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（3）生活基盤の維持。

全国的な少子高齢化社会が進む中、本町の人口構成も厳しい状況が予測され、若年層の人口も減少していくものと考えられます。令和5年11月現在の推計では、町内4小学校の児童数は、令和5年と令和12年を比較すると、令和5年が304人に対し、令和12年では159人に減少するようです。実に52.3%になってしまうのです。このような中で小学校の統合問題は、実施時期等々厳しい問題を抱えているとは言え、取り組まなければならない、避けて通れない事案であろうかと考えます。統合してしまうとすれば、これに係る統廃合後の各学校施設の活用も統合問題の進行と並行して具体化させておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

現実問題として既に統合が実施されている廃校になった旧坂瀬川中学校校舎の例をとれば、1階部分は公民館や町民のための集会室として大いに活用されていますが、2階部分は法律の規制を受け、使用が禁じられたままです。速やかにこれへの対処を執行すべきではないでしょうか。仮に小学校の統合が実施されるような状況になれば、旧坂中学校舎と同様の事例が発生しない万全の体制で臨むべきです。

ほかにもこの学校の統合問題とは直接関係ありませんが、町はサンセットクルージングや夕やけマラソン等の自然豊かな景観を観光振興の主題にしておられますが、富岡海水浴場からの海岸遊歩道は大波があった後は、大小の土石の流れ込みにより歩行が困難

になり、その都度この土石を除去する必要があります。このことに再三問題提起しておりますように、この遊歩道を陸側へ平行移動させる等の対策をすべきではないでしょうか。また、この遊歩道から白岩崎キャンプ場への上り口が波によると思われる洗堀により崩壊していますが、この箇所は人身に危害を及ぼす危険な要件を備えています。これへの対策を令和6年度予算に計上して早急に対処すべきです。

さらにこの海浜遊歩道は、富岡海中公園展望所から町道的谷線に伸びており、これの中間点付近に海中公園展望台が設置されています。ここはまさに360度のパノラマ展望台で東に富岡城、志岐城址、南に東シナ海、火力発電所を一望できます。頼山陽の雲か山か呉か越かの唄も頷けます。ただ、現状は周囲の樹木が大きくなり過ぎて、この雄大な展望が妨げられていますし、展望台自体にも至るところに破損箇所が見られ、危険防止のため補修が必要でしょう。この工事は、これまでの町議会の中でも私を含む複数の議員からの補修の必要性が提起されています。

そのほかにも、行政には町民の余暇時間を利用した体力づくりや健康づくりに寄与するための施策も求められます。現状では、試合形式やレクリエーション的な軽スポーツ等に等々に親しんでおられ、これに利活用される施設は各小中学校の、そしてその他の町有施設の使用が主なようです。これらの施設の維持にはそれぞれ適切に行使されていますが、例えば農村運動広場のBコートは水はけが悪いという利用者の声を聴きます。この件は管理というより状況を精査し、施設の補修工事等が求められる事案ではないでしょうか。トイレの状況はどうなるのでしょうか。行政として町民が安心して利用できる施設の運営を確保すべきです。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで11時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の浜口議員のご質問に回答する前に、1番の田嶋議員の回答の中で、ちょっと私が誤って言葉を申し上げておりましたので訂正を申し上げます。

民間が実施をされております、緑農（りよくのう）ボランティアということでお答えしましたけれども、これ緑という字じゃなくて、縁があるという「縁農（えんのう）ボランティア」だそうでございますので、訂正してお詫びを申し上げたいと思います。縁農ボランティアということで始められているということでございます。

それでは、只今の浜口議員の質問に答えさせていただきます。

まず、質問要旨（１）の町の産業の持続化についてであります。苓北町の中山間地域につきましては、もともと農業における生産条件が不利であることに加え、人口の減少及び農業従事者の高齢化や担い手の不足、鳥獣被害の増加などもあり、大変厳しい状況でございます。

議員ご指摘の土水路への対策につきましては、農業用水路に関しては、農業・農村の多面的機能発揮のための地域活動や営農の継続等に対し、国・県・町が支援を行う日本型直接支払制度を活用できると考えております。この制度により支援対象となる地域・集落が行う農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道や農業用水路等の補修などに対し、一定の交付金が支給されます。補助率は、国が２分の１、県４分の１、町４分の１となっております。令和５年度現在、町内で取り組んでいる地域・集落は、日本型直接支払制度のうち中山間地域等直接支払が１８集落、多面的機能支払が４地区で、昨年度総額で約２,３５０万円の交付金が交付をされております。

また、町単独の補助事業であります小規模土地改良事業でも、個人負担は伴いますが、農業用水路の改修に対する補助メニューがございますし、公共の水路につきましては、やまびこ事業での対応も可能であると考えております。

今後、令和７年３月までに、町全体の農地に係る地域計画を策定する必要があり、そのため本年度から順次、各地域を回り、地域計画策定に伴う話し合い活動を行うことといたしております。その際、農業者の皆様のご意見を聞く中で、水路を含めた農業用施設の現状及び課題につきましてもご意見を伺い、現状を把握したうえで、先程ご説明しました交付金・補助事業等の内容を詳しくお伝えをし、説明をし、対応可能な部分につきましては、地域・集落の追加認定も進めながら、農業用水路の改修につなげ、水環境の保全を含めた地域資源の保全・向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、質問要旨（２）の生活基盤の改善についてでございます。

１点目の道路の維持管理は、現状の管理体制で住民が望む路線の整備は可能でしょうかとの質問につきましては、町の道路維持管理体制は、週１回程度の職員による道路パトロールの実施や住民皆様からの連絡などにより、除草や清掃等の対処が必要な箇所につきましては、閉庁日を除く毎日、会計年度任用職員２名による作業を実施しているところであります。しかしながら、町が管理する町道は総延長約２６２キロと長く、議員ご指摘のとおり、全ての要望については早急な対応ができていない状況でございます。

その課題に向けた取り組みとして、今年度から従来から行政区に協力いただいて実施しておりました道路愛護作業を２名以上のグループでも適用できるように拡大し、除草作業の協力を実施していただきながら、その改善を図っているところでございます。今しばらくは、地域や個人による道路愛護の機運を高めていただき、この新たな取り組み

に協力いただける方の増加を図りながら、道路の環境整備を進めてまいりたいと考えております。

2点目の公用車による複数件の事故原因に道路維持管理の不手際は何もなかったのでしょうかとの質問につきましては、それぞれの事故現場検証におきましても、不手際は確認しておりません。なお、以前の議会で専決処分でご報告しました町道椎葉線の部分につきましては、民間の方が、グレーチングの蓋がはね上がって、軽トラの底部が損傷したということにつきましては、これやはり道路の管理責任であると思っております。

3点目の道路沿いの私有地所有者に対しましては、官民境界の基本とこれに対する対応を現地指導などにより、さらに具体化させ、通行の安全確保と地域の利便性向上に努めるべきですとの質問でございますけれども、私有地から道路や歩道への枝等の張り出している箇所や、倒木により歩行者や自動車などの通行に支障がある場合で、緊急に撤去などを必要としない箇所は、私有地の樹木所有者等に対して、文書等により伐採、撤去などの依頼を行っております。なお、緊急を要する場合は、土木管理課の方で対応をさせていただいているところでございます。また、町の広報紙等により、歩行者や自動車などに損害を与えた場合、樹木等の所有者が管理責任を問われることがある旨や、道路沿いに土地を所有し、樹木等が生えている場合は、定期的に点検を行い、危険な場所は伐採するなどの対応について周知を図っております。

今後さらに、道路沿いの私有地の樹木所有者等に対しまして、境界の基本について周知を図りながら、通行の安全確保と地域の利便性向上に努めてまいります。

4点目の国道324号と町道浜の町線起点部三差路の通行する車や歩行者が、事故の心配なく通行することができる分かりやすい交差点に改良すべきだとのご質問につきましては、現在、荅北町では町道釜線の舗装補修工事を継続して進めておりまして、町道浜の町線は、その継続した路線として位置づけ、令和5年度の国の補正予算要望において舗装等の改修も含めて測量設計費を要望をいたしております。

こういった予算等の財源が確保できましたら、まずは測量設計を実施し、車や歩行者が事故の心配なく通行できる、分かりやすい町道浜の町線の改修計画の作成と整備に努めてまいります。

5点目の国道324号と町道釜線の交差点の草地化している路肩部分を通行可能な路面として改修し、釜線に左折ゾーンや右折ゾーンを設置されたらいかがでしょうかとのご質問につきましては、これも先程申しましたとおり、現在、荅北町では町道釜線の舗装補修工事を継続して進めておりまして、議員ご指摘の本箇所については、国道324号に接続するまでの舗装補修を計画をしております。本線と国道324号の交差点箇所は、過去に交通事故なども発生をしております、また近年、福祉施設に通勤される歩行者も増加している路線でありますので、令和5年度の国への補正予算要望において、

路肩部分の改良も含め測量設計費を要望いたしております。これも予算等の財源が確保できましたら、まずは測量設計を実施し、歩行者の安全を第一に町道釜線の改修計画の策定と整備に努めてまいります。

6点目の町道首塚線と駐車場自体の一部変更により、大型化した観光バスの出入りが容易になるように検証をとというご質問につきましては、本箇所の駐車場整備は、平成30年7月に整備を完了しておりますが、議員ご指摘のとおり、大型バスが千人塚を観光後、町道首塚線から富岡城方面に国道324号を右折する際は、1回では右折できない状況となっております。また、その逆のコースで観光する際も、町道から千人塚駐車場へ左折することが、1回ではできない状況ということになっております。まずは大型バスを利用する観光業者等にも聞き取り調査のうえ、こういったルートの設定、案内も含め検証を行ってまいりたいと考えております。

7点目の千人塚駐車場のトイレを早急に建設すべきとのご質問につきましては、以前から浜口議員より質問をいただいておりますが、現在は、浜口議員がおっしゃいましたとおり、民間の商業施設のトイレを利用させていただいている状況でございます。

しかしながら、人口減少が進む中で、観光業も含め交流人口の拡大や関係人口の創出を図りながら、移住・定住を推進していくことは、町としての重要な課題でございます。特に、福岡や佐賀、長崎方面からの誘客を増やし、交流人口を拡大していくためにも、今後さらに長崎市との交流連携を深めてまいりたいと考えておりますので、まずは、お互いの交流が活発なるように早急に努力をしてみたいと考えているところでございます。

8点目の町道志岐中央線の終点部と国道324号の交差点から、富岡小学校を經由して富岡港まで通過する約2.3キロは幅員が不足しているのではないかとというご質問につきましても、議員ご指摘のとおり、国道324号の路線につきましては、幅員が狭く、中央線を設置できない区間となっております。特にご指摘の区間の起点部及び終点部区間前後の約200メートルの区間におきましては、町道との交差や急なカーブ箇所が存在をし、通行に注意が必要な箇所であるために、今年8月末に熊本県との協議において、新たな道路改良箇所として要望を行ったところでございます。

今後も引き続き、県に対しまして要望を重ねてまいりたいと考えております。

次に、質問要旨（3）の生活基盤の維持について。

1点目の小学校の統廃合後の各学校施設の活用も統合問題の進行と並行して具体化させる必要があるのではないかについてでございますが、平成27年4月1日に坂瀬川中学校、苓北中学校、都呂々中学校を統廃合して、新しく開校した苓北中学校の例をとりますと、統廃合の前に地域の関係者で構成する跡地利用検討委員会を設置し、校舎の跡地利用等について調査及び研究を行っております。

現在、学校教育審議会で小学校の統廃合に係る諸課題の検討・協議がなされているところではございますが、仮に小学校の統廃合を推進する結論が出された場合は、統合の時期を踏まえまして、同時期に跡地利用検討委員会を設置して、統合後の学校施設の活用を検討していただくことが必要ではないかと考えております。

2点目に既に廃校となりました旧坂瀬川中学校校舎につきましては、当時の坂瀬川中学校跡地利用検討委員会からの提言や利用者の利便性、防災の観点から、旧坂瀬川公民館、旧坂瀬川出張所を集約・移転し、平成29年度から坂瀬川公民館として利用を開始しております。改修当時、2階部分はこの跡地利用検討委員会の中で、簡易宿泊施設の整備について検討されましたが、簡易宿泊施設として活用する場合は、消防法などに基づき、スプリンクラー・換気設備の設置や宿泊業の許可等が必要であるなどの課題があったことから、現状では公民館として利用する1階部分のみ改修が行われております。

公民館利用としましては、今のところ1階のみの使用で十分対応できていると考えておりますけれども、2階部分の対処につきましては、改めて用途や利用見込み、それから地域の皆様方のお考え、消防設備等の改修費用、管理方法を総合的に判断のうえ、検討をしまいる必要があると考えております。

3点目の富岡海水浴場から白岩崎にかけての海岸の遊歩道についてであります。平成9年度に熊本県の富岡漁港海岸環境整備事業で整備が行われ、整備後は、熊本県管理漁港管理事務委託の受託者として、苓北町が維持管理を行っている状況であります。

議員ご指摘のとおり、高波による土や石の流れ込みにより、遊歩道が歩行困難となった際には、その都度都度、重機により除去作業を実施しておりますが、維持管理に苦慮している状況であります。

議員ご提案の遊歩道の陸側への移動につきましては、以前も同様の意見があり、町としても検討を行いました。陸側の土地は民有地ということもあり、所有者の方との折衝といいますか、ご協議も、ご説明にも上がったわけですが、なかなか早急な対応は難しいと現状では判断をしているところであります。このことから今後も、遊歩道を安全に利用していただくように、引き続き、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

4点目の白岩崎キャンプ場下海岸の波による洗堀崩壊につきましては、この区域は議員ご承知のとおり、海岸保全区域外であり、自然海岸の区域となっております。自然海岸の区域においては、土地の所有者による保全が原則でありまして、この土地も民有地となっている箇所がございますので、なかなか早急な対応が難しい状況でございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、現実的には歩道として利用がなされている状況でございますので、環境省の天草自然保護官事務所とも相談・協議をしながら、転落等が発生しないような対策がとれるかどうか、協議を行ってまいりたいと考えております。

5点目の海域公園展望台につきましては、展望台、遊歩道ともに県有公園施設でございますので、ご指摘をいただいて以降、何度となく熊本県と施設の維持管理について協議を行ってまいっております。施設所有者である熊本県としては、昭和47年3月に完成し、今年で51年を経過した海域公園展望台は、経年劣化による破損が目立つ状態であり、補修費用などによる費用対効果を考慮すると、撤去の方向で進めたいとの意向でございました。

このことから町としましては、この展望台に代わる新たな眺望スポットとして、今年度の予算で海域公園駐車場に展望デッキを整備し、景観の支障となっている暖竹などの伐採を実施することといたしております。併せて、老朽化した展望台については、早急に撤去していただくように再度申入れを行うとともに、遊歩道の一部として再整備をしていただくように、県にお願いし、これまでと同じように美しい自然景観を満喫していただけるような場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

6点目の農村運動広場の状況でございますが、前回、平成30年6月に補修工事を実施後5年が経過をし、議員ご指摘のようにBコート側の水はけが悪い状態になっております。来年9月には県民体育祭ソフトボール男子の競技会場にも予定されておりますので、施設等の補修について、令和6年度予算に計上し、できる限り早急に対処してまいりたいと考えております。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まず町の産業の持続化ということについて、先の議会で、轟みかん園への連絡道路として重要である県道福連木都呂々線の整備を提起してございましたけれども、そのことについて何らかの動きはあったのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 浜口議員の質問にお答えさせていただきます。

先の議会でですね、県道の福連木都呂々線の整備について提起をいただいたところで。その後の動きとしましては、先程、議長の方から諸般の報告の中で、11月20日にですね、町長、議長及び倉田建設経済環境委員長、天草地域で組織します首長及び議会、委員会の関係者でですね、県庁で要望を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 要望して、何か新しい動きがあったんですか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） その中では、やはり今着手している事業について、まずは完成させたいというお話をいただいているところで、苓北町で言いますと、都呂々

宮地岳線、坂瀬川御領線の県道を実施しておりますので、それをまず完成させたいわけで、この福連木都呂々線につきましては整備を、っていう方向で県が考えていらっしゃいましたので、町としましてはこの改良工事ではなく、防災工事で何かならないかということで、現在検討を進めながら、県との打ち合わせを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 防災工事なのか、改良工事なのかいろいろありますが、要は一次産業の振興ですね、農業振興。それからみかん園への肥料とかの運搬、出来上がった製品の運搬のためにはやはり道路と河川の高さもあります。それから道幅も狭い。もし万が一、事故があった時、転落した時は大きな事故になりますので早急に取り組んでほしいと思います。

それから林道芥北天草線の松浦河内地区にですね、農地へ行くための作業道を、大分前に地元の方々、地元の町議会議員の方も何か口入れをしておられるようですけども、作業道を作られた。しかし、その後の出水などで、ちょっと道路が通りにくくなっていると。そのことはどうかできませんかというお話をしましたけども、その後そのことについて何か動きあったんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 今おっしゃいました森林基幹道芥北天草線の松浦河内地区のですね、林道の下を走っております農道につきましては、ご提起いただきまして、農林水産課の方で現地を見に行きまして、迫の状況ですとか、農道の路面の状況など一応確認をしております。

対応策につきましては、今後ですね、一度、受益者の方に直接お話をお聞きして、必要に応じては現場にも立ち会っていただきまして、ちょっと打ち合わせをまず行いたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 現場は非常にですね、辺鄙なところということはちょっと失礼な言い方かもしれませんが、非常に熱心な方が何とか農地として生かそうと考えておられますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから水管理、出水についてはですね、450年前に築いたと言われる信玄堤は武田信玄、それから大阪の日本最古の太閤下水の豊臣秀吉など数多くの武将の名前が挙げられています。この治水についてですね。このことによって、当時の領民や領土が守られたということらしいんです。そういう意味からしてですね、すぐれたリーダーは水を制しということがありますので、水路等の現状を確認され、異常があれば早急に対応してください。

それから質問要旨（２）の生活基盤の改善のためにということで再質問します。

まず、志岐漁港臨港道路は、完成後に路側部分の陸側だけですかね、側溝の外側にコンクリート工が施工されていますが、あれはどういう意味なんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 志岐漁港臨港道路の路側のコンクリートですけども、工事の前にですね、地元説明会を行った際に、旧臨港道路と新臨港道路の間の残地に草が生えてきて、それを草刈りするのは大変だということで、一応、町でも草刈りをさせていただきますと言うことはお答えをしたんですが、予算の中で一部、全部はちょっと予算的に無理だったんですけど、一部できるようになりましたので、防草対策として最大1メートル幅でですね、コンクリート舗装してるんですけども、防草シートっていう方法も考えられたんですけども、場所が場所ですので、車が乗る可能性もありますので、防草シートだとすぐ破れてしまうんじゃないかということで、コンクリートで防草対策として施工したものであります。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） それから、首塚駐車場のトイレですね、首塚遺跡のトイレ、これは町の重要遺跡の来場者向けです。間借りしている状況を継続するという事態はですね、笑止千万です。これが苓北町の観光施策の推進につながってくるんでしょうか。こういう考え方がですね。お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 千人塚駐車場のトイレの件につきましては、令和2年度からのですね、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、観光客がですね、大幅に減少していたところがございますけれども、今年度に入りましてですね、徐々に観光客の入り込みも回復しているところがございますが、現在の入り込み状況からいきますと、現状でですね、対応をさせていただいて、民間のトイレをですね、お借りしている状況でございます。

吉利支丹供養碑におきましても、昨年度ですね、観光協会で作成いたしましたデジタルスタンプラリーですね、こちらの方を活用いたしまして、こちらのコースの一つとして、天草拓心高校のマリン校舎の生徒さん方がですね、コースの方を設定していただいて、供養碑の方もコースの一つとして入れていただきまして、利用をですね、増加に向けて取り組んでいるところがございます。こちらの方も登録者数がですね、現在80名程度ということで、このようなですね、観光客の入り込みの状況を見ながらですね、トイレの設置が必要かどうかということは研究の方ですね、させていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 首塚への観光のお客さんが何人来られるかは、広い駐車場、要するに大型バス用ですよ。ああいうものをつくったときにですね、当然、何人入り込み客があるんだということは見込んであるはずですので。ぜひ早急にトイレの建設に取り組んでほしいと思います。

それから、道路等に戻りますが、町道年柄線を経た元みかん園の草木の廃棄場所ですね。あそこはただ廃棄されているだけのようですが、今後もこのまま続けられるのか。また、今後もですね、このようにしてこの場所を使用するとすればですね、これらの廃棄物の堆積による廃棄物の崩壊等が起きないようにするため、現場の縦断、横断の測量をして、これに対する計画線を設置して、崩壊等のない安全な廃棄場とすべきではないかと思います。加えて、あそこはちょっと距離もかなりありますので、第2、第3の同様の場所が、例えば坂瀬川、志岐、富岡、都呂々の各地域につくるとか、そういうことは考えておられないのでしょうか。そのことです、先程ちょっと提起しました道路にはみ出している草木の処理も進むんじゃないかというふうにも思いますが、いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） イゲ林町有地ですね、今後の利用方式等についてのご質問につきましては、今、イゲ林町有地につきましてはですね、総合型GIS及び公開型GISの方で、図面等の写真撮影・測量等を実施しております。それに併せて地形をしっかりとですね、確認し、安定度を評価したうえで、今後どのような利用のあり方にしていくかというのを検討を進めておりますので、後ほどそういう部分については回答をしていきたいというふうに思っております。

また第2、第3というところのご質問につきましては、今年の5月にですね、宅地造成及び特定盛土規制法がですね、施行されてまして、来年度で荅北町の指定地域、盛土をする際には許可を必要とする指定地域を県が指定をされます。その際の中での指定地域の判断の中でですね、そういった部分ができる場所があるのかという部分については検討を進める必要もございますし、この案件につきましては、ご承知のとおり、令和3年7月にですね、静岡県熱海市で、大雨で土砂災害等が発生しました事故を経てのこの事業でございますので、しっかり今後検討していく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 道路の維持管理のためですね、町のショベルカーで、連日作業されています。ただし先程、町長の答弁にもありましたように、約262キロメートルの道路維持にですね、十分な体制はとれていないということはお認めのようです。それ

に対応するため、道路愛護の協力グループにより事業を進めるということのようすけども、ちょっと手ぬるいと思います。もう何か言いつつにはですね、そういうことではないと思うんですけども、本当に今の道路の路面を少しでも良くしようということであれば、それは10年も20年もかかって、少しずつ、10メートルずつするというのなら話は別ですが、早急にしないと意味がないわけでしょう。山中に行かれてみればお解りになると思います。木の枝、木の葉っぱが路面に多数落ちていて、落石もあっています。特に坂瀬川の岳は、今人家もなくなってしまった関係もありますのでですね。やっぱ期間限定と言いますか、例えば、12月から来年3月まででいいので、機構改革をして、人員を見直して、それで根本的に対応していくと、そういうことは考えておられないのかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 今のところはですね、土木管理課でしっかり管理をしていきたいというふうに思っておりますので、町民の皆様とご協力しながらですね、安全管理に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 今の問題はですね、職員の異動に関することですので、課長の判断ではどうこう言える問題じゃないと思います。しかし、重要な問題ですので、ぜひ具体的に取り組んでほしいと思います。

それから町は、先程、土木管理課長から話があったように、1億円のデジタルの委託発生が出ました。それで、やっぱデジタル行政に励んでおられますので、押印の省略等の制度も今だいぶ減少してきたですね。そういう中で、この行政執行の主体になる職員の出勤時の制度改革、例えばタイムレコーダーの設置等の考えはお持ちでないのかどうか、お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） このことにつきましては、3月の予算審査特別委員会の時にご提案をいただいておりますけれども、その時、町長も一旦回答させてもらっておりますけれども、心身の疾患ですね、メンタルの不調とか、そういう職員が増えてきておりますし、課長席の横に出勤簿がございます。朝の言葉かけとかですね、挨拶を含めて、職員の体調をですね、見る意味でも課長席の横で押印するというふうにしております。他の自治体もですね、天草管内、お尋ねしましたところ、タイムリーダーとタイムカードですね、かなりお金がかかるということで導入があってありません。

しかしながら、今後の労務管理も含めてですね、デジタルのとも含めて、検討していきたいと思っておりますけれども、現時点ではまずしっかり職員とのコミュニケーションを

とりながら、出退勤のですね、管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 職員の体調管理の把握はですね、朝からの押印じゃなくても構わんでしょ。そこら辺はですね、いろんな管理、職員の管理体制上に非常にデジタル化を進めておられるならば、それと並行してですね、1億円のデジタルの総合何とかかんとかにそのまま入ってくるんじゃないですか。外灯を探すのに1億円を使っての委託料じゃなくて、主体でしょ、職員がですね。町の行政を進める中で、皆さんが、職員の方が一番ですよ。そういう人たちの動きをデジタルでおさえる。そのために1億円の委託料を払っているんでしょ。

それから生活基盤の維持の件ですが、学校施設の活用の件ですが、統合の時期を踏まえるとのことですけども、これはもう当然のことですね。ところで、この小学校の統合はいつを考慮しておられるんでしょうか。先のこの件に関する地元説明会に参加しましたが、いつやるとかですね、そういうものに対しての具体的な説明は一切ありませんでした。複式学級や小人数学習などのメリット・デメリットについては云々の説明がありましたけども、それは我々一般の者が聞いてもですね、なかなか分からないんです。それよりも、そのようなメリット・デメリットをまとめて、それで判断していくのが、その部署の専門家である教育委員会じゃないんですか。教育委員会はそういうものを踏まえた中で、地域の皆さん、保護者の皆さんに、その結果を出して、そしてそのことについてどう思うか。そういう取り組みをせんと5年後には50%ですもんねって。もう複式学級はどこ小学校の何年生と何年生は・・・とそういう話ばかりされとつてもですね、わかりませんよ。そこら辺のところは一番精通して・・・。何て？人が説明しとつときは、質問しとつときは、黙ってつてくれんなあ。このことに一番精通しておられるのは教育委員会ですので、教育委員会が具体的にそういう結論を出されてですね、町民の意見を求めるということにすべきではないかと思えますけども、いかがでしょうか。まだやっぱ何とか検討委員会にお任せするということなんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今のご質問でございますけれども、説明会ご出席ありがとうございました。たくさんおいでいただいております。今回の説明会の趣旨でございますけれども、先にとりました保護者さんのアンケートの結果を、まずは保護者さんにお返しをします。そして、先の審議会でもございましたけども、保護者さんだけではなく、地域の方にも、子どもを中心として考えたアンケートについて、その結果をお知らせすべきという形で、結果をお知らせしたところでございます。

この後、私どもですね、この結果を受けて、方向性はだいたいもう統合やむなしとい

う形で出ているように思います。それを踏まえまして、いつ頃かっていう、そしてどのような形で、以前浜口議員の方からもご提案はございましたけども、小中一貫教育、この中で義務教育学校、それから施設分離型の小中一貫、施設一体型の小中一貫、これらの方も学校教育審議会の方に提案をしていきたいというふうに思っております。現在のところですね、今考えておりますのは、まだこれ未定稿でございますけども、小学校1校、中学校1校の施設分離型の小中一貫校、これを職員構成、その他を考えますと、苓北町には一番適切なんじゃないかなというふうには考えております。先程申し上げましたけれども、これから後、住民の皆さんの意向そして学校のあり方、いつ頃統合すべきなのかということを考えていきたいというふうに思っております。ちなみに学校教育の審議会、この後、今月の19日に予定をしておりますので、そこから具体的な方向性を出しまして、皆さん方にもご提起できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 富岡の遊歩道、海水浴場の遊歩道からキャンプ場への上り口の崩壊ですけども、あそこの現場は町長、副町長、現実に見ておられますか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 私も現地確認しております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） とても少々の手当てでは大事故になるという気がします。

それから町営住宅の現況と今後の取り組み、どのように考えておられるのか。空き部屋の割合はどのくらいあるのでしょうか。先般、天草拓心高校マリン校舎の寮の部屋が不足するという話が出てたように感じましたけども、これへの対応はできないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 町営住宅等ですね、住居戸数なんですけども、総保有戸数が104部屋ありまして、現在、政策的に貸していない部分が4部屋ございまして、約100部屋のうちですね、現在93部屋を使用中で、そのまま93%の利用率になっております。これを先程の天草拓心高校マリン校舎の寮が不足するっていう話がありましたときの活用につきましては、一般住宅である衝錠住宅、団地ですね、そちらの部分につきましては、A棟の部分につきましては、現在4部屋入られる部分を政策的空き家というところで、1部屋使用中でございまして、その状況により、できることは可能ではないのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 少しでも芥北町の人口を増やすために、幅広い施策に取り組んでほしいと思います。それから2011年3月の東日本大震災の大津波を想定した避難施設が富岡・志岐に建設されています。さらに上津深江にはヘリコプターの離着陸場も建設されています。しかし幸いなことに、大津波が来ていないことも幸いしていますけれども、これらの施設がですね、そのまま放置されているということです。それでACⅡを使った高台については、草は生えていませんけれども、その割れ目と言いますか、クラックから小枝が出ているとかがあります。それで上津深江のヘリポートはちょっと草がひどいですね。あれでは何か自衛隊の上陸訓練か何かそういうことをしないと草がプロペラに巻き付いてしまうというような状況があります。今後どういうことを考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） ご指摘いただきましたとおり、特に志岐のですね、ACⅡを使ったところの紺屋町地区については法面の、法枠のブロックのところからツタみたいなやつが出て結構ひどくなっているのは、私の方で4月にですね、現場を見たときに確認しておりますので、その辺については早急に対応しないと、根が大きくなってまたクラックが多くなる可能性もあるということで、かなり予算がかかるようですので、その辺の予算をちょっと確認、対応していきたいと思います。

また、もう1点の上津深江の福祉施設があるところの下も草が結構生えておりまして、今職員とですね、あのままでは災害があったときに、そこに避難ができないという状況でございますので、伐採、除草等もですね、含めて作業をいたすようなところでしております。いずれにいたしましても、災害があったときですね、きちっと住民の方が避難できるような適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 上津深江は除草対策と、それから広場の有効活用としてACⅡで表面をならしてしまうと、そういう検討はなされませんか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 上津深江の広域避難地でございますけれども、これにつきましては、今、企画政策課の方でですね、平時の有効活用を図るというようなことで、防災機能を持たせた公園整備計画というのを現在策定中でございます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まだ時間がありますが、終わります。

○議長（野崎幸洋君） 以上で、浜口雅英君の一般質問を終わります。

通告4番、高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） こんにちは。通告4番、9番議員、高戸幸雄です。

議長より一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い質問を行いたいと思います。

師走12月となりました。12月3日の郷土紙に、熊本県内のインフルエンザ患者の報告数が大流行を示す警戒レベルになった。家庭でも新型コロナ禍で実践した予防法を思い出し、さらなる流行に歯止めをすべく入念な対策を、と掲載されております。お互い健康に気を付け、新しい年を迎えたいものだと思うところでございます。

さて今回私は、一つ目に少子化対策の一つとして婚活政策の取り組み、二つ目に町長就任から10カ月を過ぎ、現在の心境と令和6年度予算に対する方針について、以上の2点について質問を行いたいと思います。

それでは早速、最初に少子化対策の一つとして婚活策の取り組みについて質問を行います。11月17日から11月20、21、22日までの4日間、町内4会場において、町内小・中学校に関する情報交換会が住民の方々を対象とし開催されました。説明を受け、その後、参加者の方々から意見聴取という形式でございます。

驚くことに、令和12年の小学校1年生が苓北町全体でわずか8名という説明でした。本町でもいろいろな形で様々な少子化対策、子育て支援策を実施しているにもかかわらず、このような大変厳しい状況。取り組みが何か間違っていたのでありましょうか。時代の推移というものの、残念というほかありません。

広報れいほく9月号に「最高の出会いを天草で」という記事が掲載されています。少しでも男女の出会いの場を応援しようとする試み。問い合わせ先は、天草市と苓北町が婚活支援のために委託した事業者ということでした。今後はできるならば、上天草市を含め、天草全体で連携し、民間事業者のノウハウを生かし、少子化対策の一環とし、この支援策の推進に努められることを願いますが、いかがですか。

次に、町長就任から10カ月を過ぎ、現在の心境と令和6年度予算に対する方針について質問を行います。

町長は本年1月に執行された町長選挙に立候補され、無投票で町民の方々から信任を受け、苓北町の舵取りを託され、就任されたところでございます。

私たち議会議員は、定数削減の中で、町政に臨むべく姿勢を町民の方々に訴え、議席を得ることができました。

町長は、2月7日、選挙後の初の臨時議会における所信表明の中で、「人が輝き、地域が輝くまちづくり」を政策方針に掲げ、誠心誠意取り組んでいくという覚悟であると述べられております。

主要施策として、町の「産業を担い、未来を担う、そして町を興す」いずれもそのためには、人づくりが第一義であると表明をされております。令和5年度も4分の3半期を過ぎようとしています。現在の心境はいかがですか。

そのことを踏まえ、令和6年度予算に対する方針について質問をいたします。

令和5年度、本年度予算については、町長は当時、副町長として、予算全体について、至極当然ではございますが、十分把握され現在があるかと思っています。来年度、令和6年度については、前町長の取り組みを持続する一方で、自分なりのカラーを出すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

令和6年度においても、苓北町の状況は大変厳しいものがあるかと考えます。コロナ禍の影響は薄らぐものの、経済状況は以前のような状態に戻るまでには、今しばらくかかるのではないかと想像します。そのためにはもちろんの如く、財政健全化も大切ではありますが、重点施策については、積極的に財政面での支援を行うべきであると考えます。

町長は、基幹産業である農林水産業や畜産業において、所得向上と担い手の育成と確保に向け、諸施策の推進を図り、持続的な発展を促し、夢と希望あふれる産業の復活を目指すと述べられています。そのためにも、現在までに数多くの事業に対し、多額の予算が充当されております。なお、地方創生臨時交付金等を活用し、従来からの支援策や新たな支援策が実施されていますが、当然の如く、この臨時交付金支援は終了するわけでございます。引き続き、必要と考えられる事業については、可能な限りの財政支援を願うところでございます。

次に、国土強靱化のために必要な公共投資については、町を自然から守る対策と併せ、事業に従事する事業所の人材育成からも、先に述べましたとおり、推進のためには、起債の借入れも辞さないという覚悟をもって取り組むべきかと考えます。

働き方改革関連法により、物流業界における2024年問題が押し迫っています。市場までに遠隔地にある苓北町にとって、この問題は想像以上に大変なことになるかもしれません。いち早い情報把握に努め、対策の必要性が生じた場合には、的確な措置を講じられることを願います。

苓北町振興計画実施計画によると、令和7年度では、天草広域連合負担金、新ごみ処理施設整備分3億500万円が予定されており、大きな財政支出となります。結果として、思うような事業投資が必然的に制約されるのではないかと思います。

ゆえに、来年度、令和6年度が足腰の強い産業づくりのための最後のチャンスかと思えます。いかがですか。

ハード事業中心に質問を重ねましたが、ソフト事業については柔軟な対応を願うところでございます。常日頃から、住民の要望に応えるために、「聞く力」を持った自治体トップの姿となられることを望みます。

以上で、私の最初の質問を終わります。答弁を受けた後、自席にて一問一答方式により、再質問を行いたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中であります。ここで昼食のため1時まで休憩

とします。

-----○-----
休憩 午前 11時54分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、本会議を再開しますが、廣田幸英議員から早退届が提出されております。只今の出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目の少子化対策の一つとして、婚活支援策の取り組みについてであります。先の全員協議会における議題の一つ、「荅北町の子育て支援の状況と令和6年度取り組み（素案）について」の中でもご説明をいたしました。少子化対策については、出会いから結婚、妊娠、出産、保育、教育、住宅までステージごとの対策が必要であると考えております。

この中で出会いのステージにおいては、次年度は、近隣市とも連携しながら婚活イベントを3回開催するほか、結婚お悩み相談会も毎月1回開催していく計画です。

なお、上天草市も含めた連携については、今週末、上天草市長、天草市長ともお会いする機会がございますので、その折にご相談をしてみたいと考えております。

次に、2項目目の町長就任から10カ月を過ぎ現在の心境と、令和6年度予算に対する方針についてというご質問でございますが、まず心境でございますが、9月1日付で町のホームページに掲載をしております「町政の動き」第1回でも申し述べさせていただいておりますけれども、1月30日の就任以来、慌ただしい日々の中で時が経過する中、昨年度までコロナ禍で中止せざるを得なかった行事やイベント、対面での会議等も徐々に再開することができるようになったことで、忙しい日々ではありましたが、施策方針に掲げた「人が輝き 地域が輝く まちづくり」を推進するにあたり、それぞれ定めた各々の施策の柱に沿って、そのための準備も含めて自分なりに一生懸命に取り組んできたところでございます。

今後も、健康に留意しつつ、職員の皆さんと力を合わせながら行政運営にあたってまいりたいと考えております。

また、令和6年度の予算編成におきましては、引き続き、財政の健全化を図っていくとともに、まちづくり懇談会や地域づくり実践塾でのご意見など、町民の皆様の多様な要請に対応することも意識しながら、町民・企業・行政それぞれが力を発揮できる共創のまちづくりを推進することといたしまして、一つ、子育て支援の充実及び健康づくり

の推進に係る施策、一つ、関係人口・交流人口の創出・拡大に係る施策、一つ、町民を守るための安心・安全につながる防災施策、一つ、地域を支える基盤産業の振興に係る施策、一つ、脱炭素化社会の実現に向けた施策の5つの重点取り組み事項として予算編成作業にあたっているところでございます。

特に、子育て支援のさらなる充実、健康づくりの推進、奨学金の返還支援制度創設と返還免除制度の拡充、脱炭素化社会の実現に向けた施策につきましては、私の掲げた施策方針に沿って計画をしているところでございます。先の全員協議会において報告させていただいたとおりでございます。

議員ご承知のとおり、今後の財政運営におきましては、天草広域連合新ごみ処理施設整備負担金を始めとして、苓北中学校校舎改築事業などの大型事業も控えております。

ご質問にありました町の基幹産業である農林水産業や畜産業への支援、国土強靱化のための国・県道の改良を始めとした各種の施策、物流・運送業界の2024年問題につきましても、中・長期的な財政状況を見据え、関係機関・団体等との情報共有を密にしながら、必要な施策が講じられるように努めてまいります。

また、そのための財源確保につきましても、国・県の有利な交付金やふるさと納税のさらなる獲得に向け、努力をしております。

以上、高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） ありがとうございます。それでは早速ですね、少子化対策等の一つであります婚活支援策の取り組みについて、再質問を行いたいと思います。

ただ今回答いただきました中に、先の全員協議会において、苓北町の子育て支援の状況と令和6年度取り組みの（素案）で説明したという答弁がございました。私は都合により、全員協議会を欠席しておりましたので、後日いただきました資料をもとにですね、質問にあたりたいと思いますので、全員協議会時の質問と重複する場合もあろうかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思います。

まず本町、苓北町における令和3年度、4年度、そして5年度11月現在における婚姻数と出生数の推移をお願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） 11月24日の全員協議会の資料、福祉保健課が作成しております苓北町の推計児童人口ということで、令和3年度実績20人、令和4年度実績29人、令和5年度、これが推計になりまして10人という記載がございますが、昨日、令和5年12月5日現在でこれが7人。確定ですけど。そのようになります。

婚姻数にあたってはですね、令和3年度、5組、令和4年度、4組。これが実績です。令和5年度、昨日までにないと、0組というふうになります。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） どうもありがとうございます。今直近のですね、婚姻数と出生数の答弁をいただきました。この数字からするとですね、ここに挙げてございます、苓北町の推計児童人口、令和5年11月1日の現在数値でございます。それと併せてですね、そのとき配られたということで、令和2年の3月に町がつくっております第2期苓北町子ども・子育て支援事業計画。これについていろんな施策をやられてると思いますけれども、その中の8ページに人口推計が載っております。これでも令和5年、令和6年の推計人口36人と34人ということで、大きく落ち込んでおります。何か大きなですね、要因がこういった数字を出したのかなあとと思いますけれども、なるべくならばやはり隣の課だと思いますので、こういった数字を挙げられるときには、できるならば数値というか、その数字をですね、関連をしておりますので、近い数字の提出をお願いしたいと思います。

また、全国各地域では、様々なですね、工夫を行いながら婚活支援に取り組まれているようでございます。愛媛県では、AIを活用した婚活アプリと呼ばれるマッチングシステムを導入しているということだそうでございます。人工知能を利用しながらですね、個人の情報ばかりでなく、その人が持っている価値観、言わば物事に対する価値について、お互いの考え方がより近い人をパートナーとして見つけ、応援をしていくシステムだそうでございます。私はあまりこういったカタカナ言葉は得意じゃありませんので、間違っているかもしれませんが、こういった説明がそれぞれ掲載してございます。

ところで、先に天草市からのですね、呼びかけに応じて愛媛県に出張されたということをお伺いしておりますけれども、いかがでしたか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今言われました婚活アプリの活用なんですけれども、これいろいろお話を聞きますと、今現在、大学生あたりの中ではですね、この婚活アプリを使ってお互い顔見知りになる、出会うということもあるというようなことございまして、そのような中で、天草市の方からお話がございまして、天草市の職員そして議会議員の皆さんと一緒に、苓北町の職員も状況把握のために出張させましたので、この内容については、担当課長の方から説明をいたさせます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） それでは今回のですね、愛媛県への研修の件についてですね、簡単にご紹介をさせていただきます。

今回の研修にはですね、天草市の市議が3名、それから上天草市の市議が1名、天草市の職員が2名、本庁の職員2名が参加をいたしたところでございます。

愛媛県の婚活方式ですけれども、先程、高戸議員からお話がありましたとおり、AIのアプリとビッグデータです、マッチングを行いまして、そこにボランティアの推進員が細やかにカップルをフォローすることです、成功に至る事例が多くあり、全国の婚活支援のですね、モデル事業にもなっているところでございます。

この事業の主体となる愛媛の結婚支援センターは、平成20年に県を中心に開設されて、現在、応援企業が210社、協賛企業が515社、ボランティア推進員223名です、三位一体となって婚活の支援事業をサポートしている状況でございます。このようなことです、行政による婚活支援という安心感から、会員の登録数も多くあると考えております。

この方式をですね、直ちに本町始め天草管内の取り組みに採用することは、費用の問題、それから組織、サポート体制の構築等課題も多くあるかと思っておりますけれども、婚活支援策の一つとしてですね、引き続き、天草市・上天草市とも連携しながらですね、支援策の一つとして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 只今、課長から答弁をいただきましたけれども、愛媛県の方式をですね、直ちに導入することは、課題も多くあるということです。ただし、天草地域の天草市、上天草市及び苓北町の2市1町です、広域連携を図るうえでは、このシステムの導入があった場合には、どのような検討をされますか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） この結婚支援事業につきましてはですね、広域的に取り組むというのは大変重要なことだと考えております。

国におきましても、少子化対策の一つとして地域結婚支援重点推進事業、これにおきまして、自治体間の連携を伴う取り組み、それからAIを始めとするマッチングシステムの高度化を支援するっていうふうな事業もございますので、必要に応じまして、これらを活用しながらですね、検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 先程、税務住民課長からですね、婚姻数が5、4、0件という数字をいただきました。こういった意味からもですね、もうこの際、何でも結構だと思うんです。少しでもそういった成果が上がるならばですね、私は導入すべきだと思うんです。今、企画政策課長からですね、検討の余地はあるということでございます。

私は今回の少子化対策として、婚活事業ばかりではなく、この後の第2ステージの出産及び産前・産後の事業においてもですね、広域連携は必要だと思うんです。以前、

産前・産後の協力についてはいかがでしょうかという質問をした経過がございます。どうしても病院関係となると、正直申しまして天草市の協力も必要でございます。

そういった意味で、近い将来ですね、現在の天草広域連合はごみ処理とか消防業務を担っておられますけども、そのほかに観光事業、農林水産事業を始めとしてですね、天草全体で連携していく必要が生じる場合が多いと思います。

特に、農業部門においても、将来的には広域合併が避けて通れない問題であろうと思います。そのときのためにも、今回のこの婚活事業がですね、お互い連携して事業を進めていくんだというきっかけになることをお願いしたいと思って、期待をしながら、婚活事業については、今後とも進めていただきたいと思います。

次にですね、令和6年度予算に対する方針について再質問を行いたいと思います。

また個々の事業については、只今、令和6年度の査定中だろうと思います。ですからあえて個々の事業については質問を控えたいと思います。ただ、思いますけれども、取り組みの大まかな事柄、根本となる骨組みについては、質問をしていきたいと思います。

予算編成にあたっては、先程、引き続き財政の健全化を図るという答弁がございました。私は、当初の質問でも述べましたけども、確かに財政の健全化は必要なんです。今までも私は将来負担比率について、過去何年間、発表される度に、将来負担比率3桁ではいかがなものですか、ということ質問してまいりました。しかしながら、そういったことを踏まえて、今回、財政の健全化にあえて反対というか、そういった方向付けの問題を提起しておりますけども、確かに財政の健全化は大切であります。しかしですね、世の中の動向を鑑みながら、絶対に必要なんだ、今必要ですよという事業については思い切ったですね、一つの政策投資として財政投入を図る必要があるかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今のご意見につきましては、私もごもつともだと思っております。そういった中でですね、特に、今言われました少子化対策、国の方でもここ3年が正念場だというお話をされてるんですけども、国の方はなかなかその財源を示されないという状況の中でもありますけども、町としてはさらに、先程のこちらの報告にもございましたように本当に大変厳しい状況でございます。

こういった中で、やはり町としては、これは2年、3年の間にですね、回復させなければ、この後の将来がですね、危ういという状況もありますので、少子化対策・子育て支援につきましては財源を充当、そこに充てながらですね、やっていきたいと思っております。

そのほかの農林業の施策、これも同じでございますけれども、必要な部分につきましては当然、基金、そういったものを使いながら、また、ふるさと納税の一般財源も充当

しながらやっていくべきだと考えておりますので、そういったメリハリをつけた中でも、やはり財政健全化は頭の隅に置きながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 答弁の中ですね、五つの重点事項ということで安心・安全につながる防災施策を述べておられます。防災・減災、国土強靱化事業につきましては、ご存じのとおり、基本的な考え方といたしましては、近年の気候変動の影響による気象災害が激甚化、頻発化する中で、そのために対応する施策として、期間を令和3年から令和7年の5年間に限った時限立法的な施策であったと思います。時限立法ではございますけども、皆さん、思いは一つだと思んですけども、できるならば期間の延長については、このことについてはですね、町長、できるだけ国・県あたりの協力を得ながら、1年でも長い時限立法の制定をお願いしたいと思っております。

当面、苓北町のこの制度を利用した事業に対する考え方についてお願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今の国土強靱化の施策につきましては、当然、国にも要望をしてまいりまして、先だって8月に議員の皆様と一緒に国会議員の先生方にお尋ねしたときにも、金子代議員の方からご報告がありました。

国の方でもですね、現在の国土強靱化につきましては、あと今年度も含めて2ヶ年だということで、予算的にも少ない予算になっている。そういった中で、次の年度への延長に向けてですね、法律の改正をやっていくんだというお話がございまして、その後の5年間、期間は何年になるか分かりませんが、延長される見通しだというお話でございました。

それに加えて、今回の国の補正予算におきましても、国土強靱化の予算が多く組まれております。その予算の一つとして、今日午前中にご報告しましたがけれども、舗装事業でありますとか、そういった部分も要望を出しておりますので、いづれかでも国の方から付けていただければ、その後、継続的な予算付けも可能になろうかと思っておりますので、引き続きですね、国・県に対しても要望を重ねながら、予算獲得に向けて頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 幸いなことにですね、ご存じのとおり、松村参議が防災担当大臣も兼ねておられるようございまして、熊本県にとっては今が一番の好機だと思います。よろしくをお願いしたいと思います。

今後ともですね、事業の内容、予算等を精査しながら、取り組みに期待をしたいと思うところでございます。

最後に、苓北分署がこの前改築されました。今、解体作業の入札が終わって、準備に取り掛かろうかなあとしているところでございます。できるならば、今後の解体後です、ね、周辺整備については特段の配慮をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の今回の定例会におけるすべての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

通告5番、錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 8番議員、錦戸俊春です。

先に通告しておりました苓北町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画について質問をいたします。

第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画については、今年度をもって苓北町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画終了となるので、今年度内に令和6年度から令和8年度が計画期間となる苓北町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定する必要があるのは私が言うまでもありません。

9月議会定例会の一般質問時の答弁で、「令和5年8月24日に熊本県下全市町村を対象に、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定に関する担当者説明会が開催されたので、示された計画策定にあたっての課題などを考慮しながら、見直しポイントの検討を含めて協議を行う。また、計画策定には、より専門的な知識も必要となるので、現状の分析と将来の人口構造、福祉サービスのあり方などについても、委託業者と協議、打ち合わせを行いながら、苓北町の実情に合った計画になるように進めていく」との答弁がありました。

その後の経過について、どのような協議・打ち合わせがなされたのか。また、その内容についてお伺いします。

まず、1. 第9期介護保険事業計画の見直しのポイントとして。

都市部と地方とは高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みなどを踏まえて、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討したうえで、介護事業（支援）計画に定めることが重要であるとされています。

次に、2. 制度の見直しの方向性として。

低所得者の保険料の上昇を抑制する必要があるとされているようです。多くの保険者で、9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げ、標準段階を13段階とするなどの検討もされているようです。

第1号被保険者の多段階の見直しに応じて、調整交付金の所得段階及び低所得者段階別加入割合補正係数を見直し、保険者ごとの所得分布状況に係る調整機能を強化することが予定されているようです。

また、基金残高と繰越金が少ない保険者においては、第9期の保険料の設定にあたり、地元の物価・賃金動向を踏まえ余裕を持った保険料設定を検討していただく、ともなっているようです。

次に、3.計画策定において継続して検討が必要な事項として。

どの介護サービスの利用者が介護者の就労継続や在宅生活の継続に貢献するか。

また、地域の高齢者を支える人材の確保・育成の状況の把握。

介護予防・健康づくりの増進（健康寿命の延伸）、介護予防など。

生きがいくくりなどによる元気な高齢者の増加への取得の検討。

次に、自立支援、介護予防・重度化防止の取り組み内容と認知症「共生」・「予防」の推進。

高齢者虐待の防止など介護者のケアについて。

地域医療の一役を担う地域包括ケアシステム構築の継続（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）。

地域ケア会議の推進と課題の検討。

施策・目標達成状況の点検・評価（PDCAサイクルを含む）などが言われており、私もそのように思います。

この中で保険者がすべきもの、事業者がすべきもの、被保険者・地域住民が取り組むべきものがあるかと思えます。具体的かつ積極的に進める必要があると思えます。

茶北町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画についてお伺いをいたします。

①として、制度見直しの中で、介護保険事業への交付金の増額が見込まれるのか。介護保険事業の安定運営につながるのかどうか。

②に、第9期介護保険料の試算はなされたのか。介護保険料はどのくらいになるのか。

③に、第1号被保険者の介護認定者数、これは介護サービス（見込）金額は、第8期と比較して第9期はどのように変化するのか。介護認定で、要支援1から要介護5まで、それぞれ比較して何人予定されておるのか。それと介護サービスの見込み金額はどのくらいになるのか。

④に、保険者として支援体制の充実も重要なものと思えます。これは相談支援の対策、介護サービスの質の向上、低所得者の支援についてでございます。

⑤に、策定について、事業者との協議も必要と思えます。

⑥に、健康増進計画について（地域での健康づくり・健康寿命の延伸について）。

⑦に、地域の実情に応じたサービス基盤の整備の中で、施設の種別・用途変更なども

必要ではないかと思えます。（地域密着型を広域型への移行、養護を特養への移行など。）についても伺いをいたします。

次に、苓北町家族介護慰労金制度について質問をいたします。

家族介護慰労金制度の拡充については、日常生活において、常時介護を必要とする寝たきりの老人及び重度心身障がい者（児）を在宅介護をしている者に対し、介護慰労金を支給し、在宅介護者の精神的・経済的な負担を軽減し、在宅福祉の向上に資することを目的として、年間24万円の支給がなされております。

介護認定者が、施設入所及び在宅介護サービスなどを受ける場合、保険者は多額な介護サービス料を支払うことになります。

自宅で家族が介護を行う場合、介護サービス料は発生しないので、制度内容の拡充を図り、金額の制定は難しいが、例えば、介護サービス料が推定される金額の3分の1、あるいは4分の1などを月額にて支給するなど、家族介護者への支払いができないものかと思っているところでございます。

支援することで、在宅介護者の精神的・経済的な負担の軽減につながるものと思っているところでございます。

また、資格を持った人が家族で介護する場合には、加算などを考えて制度の拡充を図っていただければと思っているところでございます。

以上、伺いをいたします。あと再質問は自席の方でさせていただきたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の錦戸議員のご質問に答えさせていただきます。

質問事項の1項目目の苓北町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画についてでございます。

苓北町におきましては、今年度に、令和6年度から令和8年度が計画期間となります。苓北町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を現在作成しているところでございます。

まず、ご質問の9月議会定例会以降の計画策定に係るその後の協議などの経過状況でございますが、9月下旬に各事業所に対しまして、今後の事業状況等に関する調査を実施をいたしまして、回答いただいた内容等を確認いたしまして、再度、各事業所に対しまして意見聴取を行ったところでございます。

また、介護保険運営協議会を11月17日に開催し、計画の進捗状況等につきまして、委員の皆様方に説明を行い、さらに計画を詰めたいうで、次回の介護保険運営協議会の開催を12月中旬に予定しているところでございます。

次に、苓北町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に関しましてのご質問でございますが、計画策定における現段階におきましては、まず、制度見直しに伴う介護保

険事業への交付金の動向につきましては、システム改修に対しまして、国の予算の範囲内で2分の1の補助があるようでございますが、そのほかの件につきましては、今のところ、まだ国の方からの通達等もあっておらず未定でございます。

次に、第9期介護保険料につきましては、1回目の仮算定の試算を行いまして、現在の5,800円から6,000円程度になる見込みではございますが、町といたしましては、これまでと同額に据え置く意向であることを、先の介護保険運営協議会へご説明をしてみたいと思っております。

次に、第8期と第9期の第1号被保険者である65歳以上の介護認定者数の比較に関しましては、要支援1は45人から45人の見込みで増減はなく、要支援2は59人から54人で5人の減少、要介護1は107人から112人で5人の増加、要介護2は93人から98人で5人の増加、要介護3は58人から58人で増減はなく、要介護4は75人から70人で5人の減少、要介護5は36人から38人で2人の増加を見込んでおります。介護予防サービスの比較に関しましては、第8期で8億8,094万1,000円でしたが、第9期で8億9,574万7,000円、1,500万円ほどの上昇、増を見込んでいるところでございます。

なお、今回、町が行った各事業所への調査におきましては、今後における事業所の種別・用途の変更時期が明確化されておりませんので、第9期の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画には、直ちには反映をできませんけれども、計画の中に追記をいたしまして、記載の施設においては、今後、種別・用途の変更も有り得る旨の文言を記載したいと考えているところでございます。

町といたしましては、支援体制や健康増進に関しましても、各事業者との協議を行いながら、地域の実情に応じた中・長期的な計画策定に努めてまいります。

次に、質問事項の2項目目の苓北町家族介護慰労金制度についてのご質問でございます。

苓北町家族介護慰労金につきましては、家族介護慰労金支給規則におきまして、日常生活において、常時介護を必要とされる寝たきり老人及び重度心身障がい者、障がい児を在宅介護していらっしゃる方に対して、介護慰労金を支給し、在宅介護者の精神的・経済的な負担を軽減し、在宅福祉の向上に資することを目的として、受給資格者に対しまして、年額24万円を支給いたしております。

ご質問の家族介護慰労金制度内容の拡充の件でございますが、苓北町におきましては、平成元年度から家族介護慰労金を支給しておりますが、令和元年度になりましてからは、年間支給額を14万円から24万円に10万円増額をいたしまして、そのご苦勞に報いているところでございます。

このこともありまして、町からの支給に対して、大変ありがたいとの感謝の言葉をい

ただいているところでございます。

今後も引き続き、受給資格者の状況等の把握を行いながら、この年間支給額についてもどうするのかも含めて、検討・対応してまいりたいと考えております。

以上、錦戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 第9期の介護認定者については第8期と増減は余り変わらないですけれども、第8期で8億8,094万1,000円ですか、第9期で8億9,574万7,000円、1,480万円ぐらいの増加ですけれども、これ介護報酬の改定というのはないのでしょうか。今のところないんですかね。また、この金額ぐらいで収まるような、現在のところはそういう計算で理解してよろしいのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 只今のご質問ですが、第8期で8億8,094万1,000円が、第9期で8億9,574万7,000円、増減が1,480万6,000円というところで、この金額の増減につきましては、給与改定というその部分は含んでおりません。このシステムでの利用者数とかですね、そういった介護サービスの利用者等の数値を入れた中ですね、こういった金額をはじいているところでございます。報酬改定の方は入っておりません。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○9番（錦戸俊春君） 分かりました。次に、介護保険料は第9期の第1回の仮算定では6,000円ぐらいの見込みであるが、昨年同額の5,800円に据え置く意向とのごとでございました。先程も述べましたけれども、低所得者への支援として、低所得者の保険料の上昇を抑制するために、施策として、多くの保険者が9段階を超える多段階の保険料制定をなされるとも言われているところでございます。標準段階をいわゆる多段階化して、高所得者の標準乗率を引き上げて、低所得者の標準乗率を引き下げ、標準段階を13段階とするなどの考え方というか、検討はなされたのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 現在のところ、9段階の方で進めております。13段階っていうところではですね、検討はしておりません。金額は9段階の方での計算としまして200円上がりますが、それを据え置くというところで考えております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） これはですね、一応いわゆる今度の第9期の計画の中で低所得者への支援あたりもだいたい考えてあるようですよ。そうすると、この13段階にする高所得者の方の負担が増えて、低所得者の方が減るというような計算になるんじゃない

かろうかなと思うわけですね。

やはり低所得者の軽減ということも、今度のこの9期の計画の中でされておりますので、そういうふうなのを検討する余地があるんじゃないかなと私は個人的に思っとるわけですね。ただ、軽減措置があるんですね。軽減措置でカバーされとるかなとは思いますが、やはりその軽減措置にかからなかった人たちが13段階の方に移行するならば、ある程度、低所得者の方の救済が国の方針に沿ったような町の計画になりはしないだろうかなと思っているわけですね、そこら辺の考え方を伺います。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 今、第9段階の中で第1段階において、所得が少ない方、生活保護を受けている方とかですね、住民税非課税で高齢福祉年金を受けている人とかいうところで、対象を、所得が少ない人を第1段階にしております、第9段階の9番目で所得金額が320万円以上の人というところですみ分けをしておりますが、これが13段階になってきますと、所得が多い人たちの方が、当然ですね、金額が上がってくるので、あえて13段階に増やさず、9段階の方での所得が320万円以上の人で区分けした方が、納める方に対して、高額所得の方に対してはですね、こちらの方がいいのかなという考えがあるんですが、先程、13段階ということでは言われましたので、県内の状況の方もちょっと確認をしてみたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 一応、国の施策の中でも、そういうような方針を今度では出されているし、いわゆる低所得者の救済措置の方にも、また力を入れておられるような感じを受けるもんだからですね。一応検討して、どっちがいいか。所得が高い人は9段階にしてください。低い人は13段階にということになるかもしれんですけどですね。一応そういうふうな方針に沿ったところで、どうなるかということも一応検討していただければと思います。

それと次に、策定にあたっては、地域の実情に応じたそのサービスの提供のために協議が必要だと思いますということで、これ意見の聴取をされながら進めておられますので、今後も保険者側と事業者側の密な連携をとりながら、進めていただければ、なお、地域に合った介護サービスの計画がなされるんじゃないかなと思いますので、よろしく願います。

それと健康寿命計画についてですけども、このことについても、やはり地域での健康づくり、健康寿命の延伸などについては大変大事なことですので、答弁の中にも、中・長期的な計画で策定をするということでございますので、ぜひそういうような形で進めていただきたいと思っております。

それと次に、今の施設入所の希望者の待機の方っていうのはどのぐらいおられるんで

しょうか。

○議長（野崎幸洋君） 答弁すぐ出ますか。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 老人ホームの待機者っていうところはあるんですが、それ以外でしょ。そこはちょっと・・・。

○8番（錦戸俊春君） いいです。いいです。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 地域の実情に応じた基本整備の中で施設の種別・用途変更などについて触れましたが、養護施設の入所の方で、介護認定を受けられている方が年々増加をしているわけですよね。それで質問をいたしました。養護施設の許認可については、国・県の認可ということになります。視野に入れておくべきではないかと私は思っているところでございます。

先程、町長の答弁の中で文言を記載する旨の答弁がありましたので、ぜひそういうふうな形で、前向きに進めていただければなと思っているところでございます。

また現在、介護認定を受けられた方が、先程も言いましたように、養護施設に一応入所されておられますので、入所費用については、いわゆる養護施設あたりの方のですね、入所費用については物価高騰などを考慮され、それ相応の公費負担、措置費の負担をすべきではないかと私は考えますけれども、その辺いかがでしょうか。何か考えておられるか、またどのように考えられるか、お伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 現在、新年度予算の方でですね、ちょっとそういったところ、まだ検討中でございますので、そこら辺も精査した上でですね、措置費を上げる必要があるのか、ないのかということも、こちらの方で勉強させていただきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） ぜひ、この措置費の方は町独自のことになりますので、やはり介護保険に見合ったと言えればちょっとあれですけども、やはり認定を受けられてだいぶ大変じゃなかなという気がしますので、そこら辺もぜひ検討していただければと思っております。

それと今後、地元で老後を過ごしたい、またふるさとで介護を受けたいなど出てくる場合もあるかもしれませんので、そこら辺を考慮した場合に、入所者が困難なことが生じることがあるのではないかと思っているところでもございます。施設の許認可との関係もございませぬけれども、地域密着型を広域型への移行も考える時期ではないかと私は思っているところでございますけれども、いかがでしょうか。

そこで介護保険料がやはり住所地で、こちらの方に住所を移してとなると、町の方の

保険料が上がるような形になりますので、そこら辺を住所地特例の適用などでですね、できるような形で今後を考えていくべきではなかろうかなと、私は思っているところでございます。

やはりこっちで、ふるさとで介護を受けたいとか、そういうような方がもし出てきた場合ですね、これは今どうこうということではないですけども、そういうようなことが出てくるのではないかなと思っているところでございます。そういうふうなことで、何かもし考えがあれば、お伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 答弁ありますか。

．．．。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） いや、それはなかなか．．．。突発的にすみません。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の件ですが、これは当然、団塊の世代の方がもう高齢化されているという状況の中で、東京等大都市におきましても、介護難民と言われる方が増えてくる可能性がございますので、当然、ふるさとに帰って、介護を受けたいという方もいらっしゃると思います。そういった中で苓北町は介護施設、そういった福祉施設は充実しておりますので、そういった財源的な部分、そういった面も含めてですね、私たちも十分に研究を重ねていきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 今の件ですけども、そうした場合に先程ちょっと触れましたけど、保険料がかなり上がってくるような計算にはなると思っていますので、住所地特例ですね、前の住所地あたりで保険をかけて、そして利用はこちらですというようなその制度、それは国にも働きかけをせないかんとじゃなかろうかなと思っておりますけれども、そういうふうな形で今後の課題としてですね、進めていただければなと思っております。

次に、家族介護慰労金制度の拡充についてでございますけれども、この制度は制度的には非常に良いと思います。できるだけ家族で介護するのが基本と思いますが、病的なこと、介護の難しさなどで施設にほとんどの方が預けなければならないのが現実でございます。

先程も述べたように施設入所をお願いした場合、多額な費用がかかるのは言うまでもありません。介護保険を利用した場合、今、年間に支払われている金額24万円以上は月額にかかると思っているところでございます。

また、この家族介護で有資格者の介護の場合の加算金の件ですが、介護保険で訪問看護・介護を受けた場合も多額な費用がかかります。私はそれ相応の支援ができないかと思っているところでございます。この件については、以前に国の方でも検討されていた

ような気がいたしますが、制度的に考えが悪いのかどうか、私には分かりませんが、途中で何か自然に消滅してしまったと思っております。

荅北町でこの制度の発祥の地として、国に働きかけをしてはどうかと思っております。それとこういうふうな家族介護をした場合に、これから先は介護人材の不足も非常に生じてくるのではないかと思いますし、その解消にもつながってくるんじゃないかと思っております。何かお考えがあれば、お伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 家族の自宅での介護ということでございまして、実はこれ私も経験をいたしましたので十分に感じておりますが、できる範囲でですね、家族で介護を行いたいという思いで続けてまいりましたけれども、やはりどうしても、認知あたりが進んでまいりますと、もう施設に頼らざるを得ないという状況でございます。

ましてこれから先ですね、高齢化が進みまして、介護を必要とされる方も増えてまいりますので、これは十分にやっぱり対策を検討していく必要があると思っておりますし、またでき得る限り、この介護が必要な方を減らすためにも、健康づくりを進めながら、健康寿命を伸ばしていきたいというふうに考えております。

ご意見ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 自宅で介護すると本当に大変ですよ。国が一時こういうふうな制度をつくろうかと動き出したときに、途中でなぜ消滅してしまったかなと思って、不思議でならなかったですけどですね。

私は、やはり介護保険を使うより、自宅ですて、そして手当を家族の方にやれば、家族の方の経済的にもやっぱり助かるしですね、制度的にも非常にいいんじゃないかなと思っております。

ぜひ町としても、何か機会があれば、こういうものを話をさせていただいて進めていくような形をとっていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

今後も協議を重ねられて、地域の実情に応じたサービスの基盤の整備がなされますようにお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで、錦戸俊春君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時55分

令和 5 年 1 2 月 7 日 (木)

(第 2 日 目)

令和5年第8回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和5年第8回苓北町議会定例会は、令和5年12月7日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
4番	松本 良人	5番	浜口 雅英
6番	田崎 稔	7番	倉田 明
8番	錦戸 俊春	9番	高戸 幸雄（副議長）
10番	野崎 幸洋（議長）		

3. 不応招議員は、次のとおりである。

3番 廣田 幸英

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長	龍岡 学	企画政策課長	宮崎 良成
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	本田 保	福祉保健課長	田尻 康彦
健康増進室長	西川 文孝	会計課長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

日程第 1 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さん、おはようございます。

本日、廣田幸英議員から欠席届が出ております。只今の出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。

通告6番、松本良人君。

○4番（松本良人君） おはようございます。松本良人でございます。通告6番でございます。通告に基づき質問をいたします。

まず第1点目。今後の財政事情と町長の決断について、お尋ねをいたします。

先の9月議会決算審査特別委員会の中で、税込14億508万2,286円、公債費7億1,998万4,050円でした。言わば税込の半分が借入金の返済に充てられていたということになります。

少子高齢化が進み、人口減少、また（株）キューアサ、（株）エコアッシュ等の企業の撤退で税込の伸びに不安を感じていたので、今後のこのことについて町長の考えを尋ねました。

しかしながら、担当課長はこの件に触れることなく、一般質問の中で私が質問した「県下一人当たり91万9,000円の借入金で、ランクは4位である。1位は五木村、2位、産山村、3位、水上村、4位、苓北町、山江村、球磨村、南阿蘇村と続いて云々」と言ったことについて、この資料の出所等を問いただされ、この内容はインターネット「熊本県住民一人あたりの借入金番付」によるものであったので、その旨を発言しましたが、この内容について、この資料は人口が2010年で古い等のクレームがつけられ、担当課長からは真の回答は得られない状態でした。また、同じく一般質問をしているが何から情報をとっているのか。そこを教えてください。それによって回答するという言葉まで発せられました。

最後に町長より、財政分析、実質公債費比率等の判断で大丈夫であるとの回答を得られました。しかしながら、基準としている財政分析、実質公債費比率等の判断で言われても、国民、町民としては理解に苦しむところがあります。

我々一般の国民としては、多額の借入れがあるということに、借入金が一人あたりいくらあるのか、県内で何番目にあるのか、また欲を言えば、国内1,718市町村の何番目に位置するのかなというふうなとらえ方が一番理解しやすい。

国内においても、1人あたりの借金額は1,025万円ということは、テレビの報道番

組等によく言われており、実に解りやすいところがございます。決算審査特別委員会において、担当課長から一般質問に使用されたデータは古いという指摘をされました。しかしながら、我々の情報源としては、今のところ今回利用したインターネットに頼るしかない。かなり突っ込んで批判を受けましたが、私の使用したデータより確かなデータがあるのなら、ぜひ提示していただきたい。いや、批判する以上は、確かな裏付けとなる資料があると思われます。このことから決算審査特別委員会の最後に、新しい資料の提出を求めましたが、提出はありませんでした。

このことから、令和5年9月15日付けで、町長に次のとおり資料の提出をお願いしました。要旨は、今回担当課長からクレームがついた国民（町・県民）一人あたりの借入額について、Googleインターネット情報様式により“熊本県の住民一人あたりの借金番付—都道府県・市町村”を参考にされ、町が把握されている正確で新しい情報の資料を議会活動の資料として必要ですのでいただきたいというお願いでした。

しかしながら、令和5年9月19日付、町長からの回答は、「本町においては財政指標としておりませんので、作成致しかねます」というあつけない返事が返ってきました。

町として、決算審査特別委員会で私が一般質問の中で使用したデータが悪いということであれば、裏付けの資料があつての反論だったとも思われます。また、決算審査特別委員会の中で、今回の質問内容とは関係のない9月6日から7日に実施された一般質問の内容について、「一般質問されていると思うんですが、何から情報を取られているのか。そこを教えてください。それによって回答する」という担当課長からの厳しい発言もありました。裏付けの資料がなければ、こういう発言はできないはずです。

当然、予算を司る担当課としては知っておかなければならない大事な資料でもあります。今回請求した資料が提示できないのであれば、出し控える原因として、町あるいは担当課として、相当不利益な条件があるのではと疑問視します。もし出せないとするとうそ疑われても仕方がないことだと思われます。私も、今後の議会活動をするうえで、私が利用したインターネット情報より正確で新しい情報があればぜひほしい。お願いです。一つ目に、先に要望した住民一人あたりの借り入れ額、ランク表の提示を再度求めます。

今回、決算審査特別委員会で税収に対する公債費、言わば借入金の返済額が約半分を占めていました。このことについて、町長の真の腹積もりを聞いたつもりでした。私としては、本年度から山崎町長、福田副町長のもと新体制によりスタートいたしました、すばらしい行政ができるものと期待をしております。

しかしながら問題点も多い。これまでに積み残されてきた起債の償還、また今後、多額の資金が必要となってくるであろう町管理の道路、河川、海岸の維持・補修、老朽化した数々の建物、それを管理する管理費、数えるときりがありません。もう一つの大き

な問題もあります。それは、これまでに常習化してきた起債頼りほか、行政の体質です。

二つ目の質問でございますが、今後の少子化、人口減少、相次ぐ企業の撤退等があり、税の増収は望めません。今後どのように施策を持ってまちづくりを推し進めて行かれるのか、お尋ねをいたします。

続いて、反問権についてお尋ねします。

議会の審議において、反問権と言われるものがあります。一般的に、議会や予算・決算審査特別委員会等においては、執行機関の長等は問われたことに答弁するばかりであります。議員に対して逆質問できるというのが、反問権というものであると思われま。熊本県内の町村では、条例化されている町村もあり、この条例により運用されているところもあります。

まず1点、反問権条例の定めがない本町において、どのように認識され、反問権が運用されているか、お尋ねします。

2点目、またこのことについて、本町ではどのように課長等に周知されているのか、お尋ねをいたします。

3番目に入ります。

天草広域連合新ごみ処理施設入札に伴う住民監査請求についてでございます。

令和5年10月18日付の熊本日日新聞に、「天草新ごみ処理施設入札で住民監査請求」と報道されました。

先の議会一般質問においても諸々質問いたしましたが、私自身勉強不足もありますが、しっくりしないところが多くあります。この新聞報道について、どのような経緯になっているのか、未だ説明がありません。事業費約370億円の大型事業でもあります。私もそうですが、町民の方々も疑問視されていると思われま。

①このことについて、天草広域連合副連合長の立場にある町長の見解をお尋ねします。

併せて、9月22日に焼却炉の爆発事故があったと聞いております。

②約2.5カ月を経過いたしておりますが、事故の状況、修復予算、運転開始時期、問題点等をお尋ねをします。

続きまして、4番目です。

約9年要望してきましたが、未達成箇所等の状況についてお尋ねします。

一般質問や各委員会等において、町民の代弁者として様々な意見や要望等を申し上げてきました。このことについては、昨年の12月議会においても同様の質問をいたしました。その要望の中には即座に解決されたもの、未解決なもの、様々ですが、これまでの答弁の中で、「検討する」、「検討していきたい」、「前向きで検討する」、「善処する」等々あったと思われま。手付かずのところも多くあります。

①このような案件についての進行状況、解決策等についてお尋ねします。

これまでの要望の中にはハード事業や予算が伴わないソフト事業もあります。また、課長や担当者の異動により放置されている案件も多々あるようです。答弁の中で、「検討する」、「検討していきたい」、「前向きで検討する」、「善処する」等の答弁が主流であったと思っておりますが、このような答弁の場合、

②期限を定め、要望や質問者に内容の報告ができないものか、お尋ねをします。

③また、振興計画の実施計画書にはどのように取り組まれ、実施されているのか、お尋ねします。

なお、今回の質問については、町全体についてのハード・ソフト事業に関する質問であり、事業課関係のみの質問ではありません。

以上、質問します。回答次第では、自席において一問一答方式により、再度質問させていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 改めまして、おはようございます。

只今の松本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の今後の財政事情と町長の決断についてというご質問でございました。

1点目の先に要望した住民一人あたりの借入れ額ランク表の提示を求めることについてであります。このことにつきましては、議員のご質問の中にもありましたとおり、令和5年9月19日付け文書で回答をいたしております。それぞれ各市町の借入金の総額につきましては把握ができますが、その借入金の中身につきましては、100%交付税措置がある臨時財政対策債でありますとか、過疎債等のように70%の交付税措置がある起債もございます。

こういったことから踏まえますと、真に返済が必要な借入金というのは、各市町の状況によって異なりますので、これについては各市町においては、他の自治体の部分については把握できません。

以上のようなことから、住民1人あたりの借入れ額ランク表といった要望の資料については、本町においては財政指標といたしておりませんので、作成いたしかねますということでお答えしたところでございます。

なお、町が財政の健全化判断比率として公表しておりますのは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標であります。経常収支比率のほか、各年度の決算における健全化判断比率として議会に報告する際にお示しをしております「実質赤字比率」、特別会計も含めた「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標でございまして、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会への報告と公表を行うことが定められているものでありますので、毎年度、報告・公表を行っているものでございます。

なお、この公表につきましては、令和4年度分につきましては、9月議会での認定を受け、町公告式条例に基づいて、役場本庁及び各出張所掲示により行うとともに、町ホームページでも公開をいたしております。また、広報れいほく10月号においても、町の財政事情として、令和4年度決算の内容を掲載し、町民の皆様へお知らせをいたしております。

次に、2点目の今後、少子高齢化、人口減少、相次ぐ企業の撤退等があり、税の増収は望めない。今後どのような施策を持ってまちづくりを推し進めていかれるのかについてでございますが、施政方針に掲げました「人が輝き 地域が輝く まちづくり」を推進するにあたり定めました各々の施策の柱に沿って取り組みを進めてまいります。令和6年度の予算編成におきましては、引き続き、財政の健全化を図っていくとともに、まちづくり懇談会や地域づくり実践塾でのご意見など町民の皆様の多様な要請に対応することも意識をしながら、町民・企業・行政それぞれが力を発揮できる共創のまちづくりを推進することとして、五つの重点取り組み事項を定めているところであります。

まず一つ目に、子育て支援の充実及び健康づくりの推進に係る施策、二つ目に、関係人口・交流人口の創出・拡大に係る施策、三つ目に、町民を守るための安心・安全につながる防災施策、四つ目に、地域を支える基盤産業の振興に係る施策、そして五つ目に、脱炭素化社会の実現に向けた施策であります。この五つを重点取り組み事項として、予算編成作業に現在あたっているところでございます。

特に、子育て支援の更なる充実、健康づくりの推進、奨学金の返還支援制度創設と返還免除制度の拡充、脱炭素化社会の実現に向けた施策につきましては、私が掲げました施政方針に沿って計画をしているところでありまして、先の全員協議会において報告をさせていただいたとおりでございます。

議員ご承知のとおり、今後の財政運営におきましては、天草広域連合新ごみ処理施設整備負担金を始めとして、苓北中学校校舎改築事業等の大型事業も控えております。

中・長期的な財政状況を見据えたうえで、関係機関・団体等との情報共有をさらに密にし、必要な施策が講じられるように努めてまいります。また、そのための財源確保につきましても、国県の有利な交付金やふるさと納税のさらなる獲得に向け、努力をしてまいりたいと考えております。また現在、建設が進められております風力発電事業に係る固定資産税償却資産課税分についても、運転開始年度からの税財源として、中・長期財政計画へ反映をしてみたいと考えております。

次に、2項目目の反問権についてのご質問についてでございますが、1点目の反問権条例の定めがない苓北町において、どのように認識をされ、反問権が運用されているかのご質問についてでございますが、まず、反問権につきましては、法令上の規定は明記されておらず、行政が行う事務事業に関しましては、一般的には議会より執行部の方が、そ

の情報量を持ち合わせているというところから、基本的には執行部からの質問などは行っておりませんが、しかしながら、ご質問の背景や根拠など、不明な点や疑義のある点をお尋ねすることによって、その論点や争点を明確にし、整理することで、質問に対するよりの確な回答や議論を深めることができますので、そのような場合には、お尋ねすることもあるかと思われます。

また、このことにつきましては、課長等には特段の周知は行っておりません。

ほかの自治体では、議員発議により議会基本条例を制定され、会議等における質疑や質問の趣旨を確認するための発言に関する規定が定められているところもございますが、いずれにしましても、この取り扱いにつきましては、議会運営に関することとなりますので、議員皆様方の中で慎重にご協議、ご議論いただければと考えております。

次に、3項目目の天草広域連合新ごみ処理施設入札に伴う住民監査請求についての質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の新聞報道については、どのような経緯になっているのか未だに説明がない。天草広域連合副連合長である町長の見解を尋ねるということでございましたが、天草広域連合からのこれまでの報告では、令和5年10月17日付で、天草市●●●●●●●●●●、中田統氏から天草広域連合監査委員あてに、新ごみ処理施設整備事業に係る措置請求が提出をされ、「本事業に対して、1社入札では、競争入札は成立しない。競争入札をしないで各種契約を締結したことは違法である。」などの理由から、違法な財務会計上の行為について、天草広域連合長に、次の3点の措置を講じるよう監査を求める請求がっております。

1点目に、株式会社川崎技研を代表とする企業グループと締結した総額368億5,000万円の事業契約、これには建設工事請負契約1件、業務委託契約7件が入ります。その契約を解除するための措置。

2点目に、上記契約の相手に対して、既に支払った公金の全額返還を請求するために必要な措置。

3点目に、上記契約による公金の支出を停止するために必要な措置。

この請求につきましては、同日、令和5年10月17日付けで、天草広域連合監査委員が請求書を受理されたため、地方自治法第242条の規定により、監査委員の監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行わなければならないと定められておりますので、現在は、天草広域連合の監査委員において、監査の実施中とのことでございます。

なお、このことに関する副連合長としての私の見解でございますが、本年6月議会における倉田議員からの質問における再質問でも答えさせていただきましたが、今回の新ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、今回の入札方法は指名競争入札ではなく、

入札価格と技術提案も評価対象とした総合評価型の一般競争入札方式により手続きを進め、最終的な入札参加が1社のみではありましたが、入札に至るまでの時点では、他社との競争を想定することで競争性はあり、天草広域連合においては、適正に入札事務を実施してきたと認識をいたしております。

次に、2点目の焼却炉の爆発事故の件についてであります。この件につきましては、事故当日に第一報を受けるとともに、その後の詳しい対応等につきましては、令和5年10月31日の正副連合長会議において報告を受けました。事故の状況は、令和5年9月22日、午前9時12分に粗大ごみ処理施設の回転式破砕機において、不燃ごみの破砕処理中に爆発が起り、機器全体が甚大な被害を受けて使用不能となりました。原因については、爆発の規模が大きく、残存物は発見されませんでした。類似の案件などから想定をいたしますと、中身が残ったカセットボンベやスプレー缶などによるものと推測をされております。

次に、修復に係る予算等でございますが、復旧工事費として1億9,255万5,000円を要するとのことでありますので、令和5年11月6日に専決処分を行うとともに、令和5年11月22日開催の天草広域連合議会定例会において報告し、承認をいただいております。

また、運転再開の時期でございますが、施設の構造はプラントメーカー仕様の特殊機器のため、1社の随意契約により、令和5年11月8日に仮契約、11月22日の天草広域連合議会定例会において、契約締結の承認も併せていただき、現在、部品の調達等の準備を行っていただいておりますが、工期は部品や機器類の設計・製造に約4カ月、機器設置及び試運転に1カ月半を見込む必要があるとのことで、令和6年5月31日までの完了とその後の再開を予定しているところでございます。

なお、工事に係る財源につきましては、本渡地区清掃センター費案件であるため、一旦、天草市と苓北町持分の天草広域連合で積立てている財政調整基金を充当することとなりますが、事故に係る損害金が天草広域連合が加入している建物災害共済事業により、保険適用上限2億円を限度として、共済金として支払われる見込みとなっておりますので、保険金額確定後に歳入予算に計上され、財源変更される予定でございます。

今回の事故の原因などの問題点についてであります。消防・警察による現場検証結果や関係機関への聞き取り、プラントメーカーなどによる調査結果からは、残念ながら、主たる起因と考えられるような物質の特定まではできませんでした。こうしたことから、これまで各機関による調査結果などでの見解では、事故当日の搬入物が事業系一般廃棄物の不燃ごみであることで、少なくとも量の可燃性・不燃性ガスを伴う危険物質がごみ搬出及び収集段階で混入したものと推定をされます。

今後の事故再発防止対策としましては、ごみの排出部門、収集部門、処理部門の各段

階での対策が重要となっております。ごみ排出時の危険物混入防止から、業者による収集時の発見・除去、処理場における施設搬入時の選別対策、そして施設の設備機器活用といった対策が検討されている状況でございます。

苓北町といたしましても、今一度、一般廃棄物の分別収集については、危険な物質の混入等がないよう再度徹底をお願いしてまいりたいと考えておりますし、事業系ごみについても、危険物質の混入がないよう改めて事業者に対し指示を行ってまいります。

次に、4項目目の約9年、一般質問等で要望した未達成箇所等の進捗状況についてのご質問でありましたが、一般質問等で検討するなど答弁いたしました案件に関しましては、私ども執行部も、毎回、議会終了後に全議員の一般質問、条例、補正予算、予算・決算審査特別委員会等での議員皆様からの意見や要望等の内容について、改めて、今後の対応についての打ち合わせ会議を行った後、各課ごとに整理を行っております。

そのうち、予算を伴う案件につきましては、以降の補正予算や新年度予算に計上し、対応いたしているところでございます。

今回のこの件のご質問につきましては、昨年12月議会の一般質問において、松本議員2期8年の進捗状況についてご質問をいただき、お答えさせていただいておりますので、本日はその後の令和5年3月議会以降にいただきましたご要望について、検討するなどお答えした事項について、1点ずつお答えさせていただきます。

まず、議会一般質問での案件に係る事項についてでございます。

1つ目に、令和5年3月と6月に質問をいただいた国道389号、年柄から竹の迫間崩壊による危険防止対策につきましては、それより以前から要望を続けてきておりまして、令和4年11月2日には、熊本県庁において、天草選出の各熊本県議会議員並びに天草地域の各市町長、議長、建設経済環境常任委員長で組織する天草地域国県道路整備促進期成会で、本箇所も含めた天草地域内の国県道整備中の18箇所の早期完成に向けての要望、及び新たに事業採択、着手要望の9箇所、計27箇所について、熊本県と熊本県議会に対しまして要望活動を行いました。

また、本件につきましては、令和5年3月27日には、熊本県知事に対しまして、私が天草広域本部に出向き、天草広域本部長を通じて本箇所の今後の対応について要望を行いました。

さらにこの件では、5月26日にも改めて要望を行ったところであります。

その後、本年8月1日には、町議会の皆様と一緒に東京都の参議院及び衆議院会館において、熊本県選出の国会議員に対しましても、国土強靱化施策の中で国道389号防災事業についても要望書の提出を行いました。またその際には、直接、松本議員からも要望を訴えていただきました。

さらに、本年9月28日に開催をしました熊本県天草広域本部と苓北町との意見交換

会においても要望を行っております。

加えて、先月11月20日には、昨年11月2日と同様に、熊本県庁において、天草選出の各熊本県議会議員並びに天草地域の各市町長、議長、建設経済環境常任委員長で組織する天草地域国県道路整備促進期成会で、本箇所も含めた天草地域内の国県道整備中の17箇所の早期完成に向けての要望及び、新たに事業採択・着手要望の荅北町関係では、一般県道福連木都呂々線（都呂々上地区）の法面保護及び改良、並びに一般県道坂瀬川御領線（坂瀬川浦地区）改良を含む8箇所、計25箇所について、熊本県と熊本県議会に対しまして要望活動を行いました。

また、国道389号は大雨時の通行規制対象路線となっており、引き続き指定解除できる路線の整備について要望を重ねております。

次に、下水道料金の格差是正についてであります。このことにつきましては、以前より、松本議員より数回ご意見をいただいておりますが、先般11月24日の全員協議会の折に、令和6年4月1日からの下水道事業の公営企業会計へ移行に伴い、下水道料金を統一することとしておりますので、これによりまして格差是正が図られることとなります。

次に、白木尾台地法面崩壊対策事業に関し、農地等の個人が所有する財産の保全についての負担金の考え方につきましては、土地所有者からの土地の無償提供や他の事業との負担のバランス等を踏まえ、負担金の徴収に関する規則あるいは要綱等の整備を行っていくことといたしております。

次に、坂瀬川小路漁港防波堤の一部が離れていることへの対策について、松本議員からは、台風等による被災を待ち、災害復旧事業による復旧でどうかとのことについてご意見をいただいておりますけれども、この件につきましては、天草広域本部とも協議をした中で、これまでの期間において徐々に離れが広がってきている現状から、通常での維持管理不足を問われ、災害復旧事業の適用除外となるため、災害復旧事業では施工できない見通しであることから、今般、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、今回の12月議会の一般会計補正予算に改修に係る工事請負費を計上したところでございます。

次に、令和5年度予算審査特別委員会、本年3月開催での案件に係る事項についてであります。

まず、総合センターに役場の支所を作って有効活用したら、指定管理委託料も不要になるのではないかとのご意見についてであります。町内の各施設の有効活用を図る必要もございますが、農村運動広場をはじめ社会体育施設等一帯の管理を、現在は指定管理者に行ってもらっておりまして、管理事務所も設置してあるほか、夜も常駐していただいておりますので、現時点でこの点については難しいと考えております。

次に、水道事業者への優遇措置はないのか。また町の業者に対しての方策は、どのことにつきましては、町といたしましても、年間の事業量等も勘案したうえで、指名委員会で工種や事業費毎のクラス分けを行うなど、均衡ある指名機会となるよう区分けした中で、各事業者にも経営を継続していただけるよう配慮をしているところでございます。

また、管工事組合の存続についてもお話がありましたけれども、この存続につきましても、メーター器の更新や老朽管の年次ごとの更新などを計画しながら、特に災害時等での緊急対応をお願いすることもございますので、こういった意味からも、組織の存続へ向けた事業確保に努めてまいります。

次に、特定地域生活排水処理事業特別会計の料金について、下水道利用者との料金格差が出ないよう検討してもらいたいとのことにつきましては、先程、ご回答いたしましたとおり、令和6年度からの公営企業会計移行時に、下水道料金の統一を行うこととしておりますので、料金格差の解消ができるかと考えております。

次に、令和4年度決算審査特別委員会、本年9月での案件に係る事項についてであります。

まず、苓北よかナビよりも、みつばちラジオやケーブルテレビの方がよいとのご意見につきましては、情報伝達手段は多い方がいいと私も考えております。光ファイバー網の活用を含め、費用面も含め、引き続き総合的に研究をしてまいりたいと思います。

次に、現場立ち会いが必要な案件については業者任せではなく、必ず職員が立ち会って、境界等の確認でございますけれども、その境界確認を行うようにとのことにつきましては、当然、双方の権利に係ることでございますので、改めて職員が必ず立ち会うように、令和5年9月19日付け文書による通知にて、全職員へ周知をいたしたところでございます。

次に、新型コロナウイルス臨時交付金により購入した検温カメラを各施設に再度設置したらどうかとのことにつきましては、まだまだインフルエンザも感染拡大傾向にあることや、施設利用者の健康管理用として位置づけ、令和5年9月22日付け通知により、改めて各施設に再設置をいたしております。

次に、大型ごみの回収個数を増やしてもらいたいとのことにつきましては、令和5年11月17日に開催をいたしました生活環境整備対策委員会において、改めてご審議をいただき、大型ごみを各世帯3個まで回収することとなりました。

次に、都呂々公民館長の勤務や地域との関わりにつきましてもご要望がございましたけれども、この点につきましては、令和5年9月13日に本人への指導・指示を行ったところでございます。

次に、天領太鼓育成管理委託料に関連しての活動につきましては、保存会会員による苓北中学校生徒への指導を行っていただいております。去る10月29日に開催され

た富岡城お城まつり、そして11月26日に開催されたふるさとふれあい文化祭において、成果発表・披露を行っていただいたところでございます。引き続き、苓北中学校において天領太鼓を続けていくという機運も高まっておりますので、継続して活動をしていただけるものと考えております。

次に、スクールバスの小中連携につきましては、現在、都呂々木場地区の中学生1名が登校便で小学校のスクールバスを利用しているところであります。

次に、補正予算審議時における要望についてであります。

まず、令和5年3月議会定例会の中の令和5年度一般会計補正予算の中で、ペーロン船格納庫等管理委託料に関連し、ペーロン船格納庫の管理の在り方につきましてご質問・ご要望ございました。令和5年においては改築を行いましたので、その動作の確認点検を実施したところであります。令和6年度以降は、年1回の保守点検を実施していくことといたしております。

次に、令和5年5月9日の議会臨時会においては、富岡頼山陽公園の石畳が一部隆起しているため、歩行する際に転倒するおそれがあるとのことで、適正な維持管理についてご指摘をいただきました。この件につきましては、早速、令和5年6月に補修施工を完了いたしているところでございます。

次に、2点目の期限を定め、要望や質問者に内容の報告ができないかとのことにつきまして、議会や各委員会でもいただいた項目が相当な数になるとともに、多岐にわたっておりまして、また、熊本県など外部機関への要望等もございますので、期限を定めての内容の報告は難しい状況でございます。事情を察していただきまして、進捗状況についてお尋ねがある場合は、大変申し訳ありませんが、個別に各担当課までお尋ねをいただければと思います。

次に、3点目の振興計画の実施計画書にどのように取り込まれ、実施されているのかのご質問であります。議員皆様からご提案いただいたご提言につきましては、実施することとなった事業につきましては、毎年度、各課で計画の見直し及び整理を行ったものを、財源等の年度間調整などを行ったうえで実施計画に反映をいたしておるところでございます。

以上、長くなりましたが、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 1点目の件ですけれども、確かに私は4指標といいますかね、それは承知しております。ただ、これでは解りにくいんじゃないかなというのが私の理論ですね。それで今からお願いいたしますけれども、私が使用したインターネット情報をですね、関係のない一般会計で一般質問の折の質問内容までに掘り下がって、そして鋭く、情報にですね、私の情報に相当な強い力でクレームをつけられた。それは確か

ですね。それでクレームをつける以上は、裏付け資料があるんじゃないかな。裏付け資料としてあるならば、ぜひください。隠す必要はないんじゃないかなと思いますので、3回にわたって今まで要求しました。裏付け資料はあるのですか、ないのですか。あっても都合が悪かから出さないのですか。そこら辺をお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 各自治体の借入金をですね、借入金の総額がいくらであるというのは金額的な部分があります。ただ先程申しましたとおり、各自治体において借入金の中身が違いますので、実質的に1人あたりその金額をいくらという金額の根拠となる資料は全くございません。そういったところで、先程ご回答したところであります。回答の中でも申し上げましたとおり、議員のご質問の背景や根拠など不明な点やですね、疑義がある点をお尋ねすることによって、私どもとしては、求められる回答に的確に回答すべく努力をしているという点につきましてはですね、ぜひご理解をいただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私が言うのは、わざわざ一般質問の時にまで掘り下がって、鋭い力で、おまえんとは違うじゃっか、10年前んと言った根拠は何かなからにゃ、数字的な根拠がなからんば、私を責めるやつがないんじゃないかな。その根拠は何かと、根拠を出してください。根拠をくださいと言ったまでですよ。確かに山崎町長、今、一生懸命頑張っておられますよ。なるだけ町民の期待に、少ない税収の中でもやりくりをやって。私も分かりますよ。ただ、一般の職員の方が、課長がですね、私が言った、一般質問で言ったそこにですね、足を取るかのように突っ込んできてから、このような発言をされた。その時の発言は、ここにおられる課長は全部知っておられると思いますが、その根拠があるならば根拠をください。根拠がないなら、どういう形でそういった言葉は発せられたのか、それを聞きたい。そう言うことですよ。ないんですか、あるんですか。ないなら、ない。あるなら、ある。単刀直入で、もう根拠もありませんなら、ありません。あるなら、あるで結構です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 松本議員が使用された資料がどこからのものなのか、はっきり分かりませんが、先程申しましたように、町といたしましてはそういう根拠はございません。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 町政についてですね、一生懸命やってるというのは先程言ったとおりです。根拠のないことですね、古いから、新しいからということだけでですね、突っ込んでこられる。これが私は、町の今の体制じゃないかなと思うんですよ。でき

ません。自分でしなさいと。そこら辺が一番問題じゃなかろうかと思うとですね。そこら辺を、私は今度、反問権のところで聞いたわけですがけれども、根拠のないやつですね、個人を責めつとは誰でんでくつとですよ。それとそこら辺をですね、ぜひ今後はずね、やっぱり根拠を示したうえで、できないなら、できない。条例にありませんので、できませんとか、金がなかから少し待つとってくださいとか。私は根拠のある質問をしたっですからね。税込の2分の1が借金払いに回るとるからどうしますか。今、大変ですよと言う質問をしたのに、こういったことを逆に質問されるのに、今の町の体制として、課長クラスの体系あるいは部長、部長はおりませんが、課長補佐、主幹、そこら辺が全体に広まるとつとじゃなかろうかと、一番心配するわけですよ。そして町民が窮地に立たされるわけですね。これは確かなデータがあって、そのデータで批判するならいいと思いますけれど、ない中で批判するのは私たち議員を侮辱する、あるいは荅北町民を侮辱する、そういったことなんですよ。もう1回ですね、そこら辺の対応をですね、町長のお考えを聞きたい。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今の件ですが、町ですね、財政の数値っていうのは、当然把握しておりますのでお答えはできます。

ただ、ほかの市町の部分につきましては、年々刻々と状況が変わっておりますので、例えば、ランク表ということでおっしゃいますけれども、順位を付けられたほかの自治体、そういったところにもこの議事録あたりは公表して出ていきます。そういったところでですね、他自治体のことも考えなければなりませんので、私どもとしては、そういう正式な資料がない以上は、公表できないということでお答えしているところでございます。

松本議員もそうですけども、私どももこれからのまちづくりに向けて、一生懸命ですね、やろうという気持ちは一緒でございますので、先程から申しておりますけれども、私どもとしては松本議員の質疑の本意と求めておられます回答にですね、的確に回答できるように努力をしているつもりでございますので、今後ともよろしくご指導お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私は、私の回答に的確に回答されるというようなそういった意思是全然見えませんでした。あの時は。確かに町長がですね、最後に締めくくりをいただいたですけれども、何かですね、私に攻撃的なことがあったんじゃないかということですよ。確かに私は一人あたりですね、借入金額はですね、年々違うと思うんですよ。特にコロナによって3年前、4年前。4年分あたりは相当やっぱり下がって

きとっとなかなかろうかと思えますよ。コロナの交付金はかなりあったもんですからね。それから、人口の増減あたりもかなりあると思えますのでですね。ただそれをですね、10年前んところが違うやっかと。これしかなかったんですよ。私が調べたら。熊日新聞にありましたけれども、熊日新聞に5位にということがありましたけど、そのデータどうしても見つけ出さんやっただですよ。それで、断ってですね、私使ったんです。何かですね、個人攻撃のような感じを受けたので質問しました。こういうことがないようにですね。こういうことがあったらですね、町長、副町長の指導力を問われるような形になってくると思えますよ。ぜひ今後は注意していただきたい。そう思っております。

それから反問権でございます。

これは今の問題と関係するわけですがけれども、多分知っておられると思えますけれども、決算審査特別委員会の中でですね、担当課長がこのようなことを言われております。要旨を申し上げます。一般質問の中で、ちゃんと情報をとって質問してるのか教えてください。インターネット情報と言ったが、あれには出所が載ってなかった。2、3年前と言ったが、見たら2010年、14年前。そういう時代を組み重ねて今の起債がある。町が提案して、議会が承認して積み重なってこういう結果であるということ。これは漏れておりますけれども、私テープ起こしをしたのでですね、違うところがあると思えますけれども。事実と異なるところがあって、そこはきちんとしとってもらわないととか、インターネット情報は2010年、14年前。事実と異なってることを言ったらだめじゃないのか。事実をちゃんと知っておいていただきたい。出所を見たら2010年、14年前。そういう時代の積み重ねで来て、議会の承認を得てきているので、そういった結果を得てきているということです。これは議会で承認もろて払とっじゃかって。おまえたちが払えて言うたけん、払っただけやっかということですよ。審査も何もなかったもんじゃない。おまえの言っているのは古い。こう言うような言動もありました。それから、議員が決めたことを実施し、決定どおり支払っている。議員が決めたことだと。この件についてこのような意味の言葉を二度使った。このことを議会に付託し、議会が決定して、ここで決定したので、お前たちの言うたどおり払っただけやっかというようなことを公然と言っておられるんですよ。決算審査特別委員会の中でですね、委員長の静止がありましたよ。それを振り払ってでも、言った場面がありましたよ。

先の議会とはまた別ですがけれども、先の委員会とは別ですけど、前に私が議会です、巡回バスとスクールバスの件について質問をお願いしたときあったでしょう。その時ですね、都呂々だけをするわけはいかない。私は都呂々だけしろと1回も言うたことなかつですよ。スクールバスを有効に活用してどがんかできんかと。その後に、私はですね、都呂々には産交バスは通とらん。坂瀬川、上津深江、志岐の方には産交バスが通とっじゃっか。10便以上、15便以上、通とっじゃっかというようなことを話

したことがありますけど、そういったことをですね、しゃあしゃあと言われる課長さんもおいでなんですよ。そこは調べてないということですよ。巡回バスだけを見たところですよ。わたしはスクールバスを借りて、産交バスのそういった定期バスがないから、できれば増やしてくださいということを行ったつもりですけど、担当の課長さんは、産交バスが14、15便通つとつとを知られんとですよ。町長はこのようなことをどのようにお考えでしょうかね。お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の回答と重複することもあるかもしれませんが、今、松本議員から直接お言葉がありましたけども、それぞれの委員会においてですね、松本議員のご質問に対して、私どもが回答した折に、その点は聞いていないんだと、ちょっと答えがずれてるんだというお話も何度かお伺いしたことがあります。

そういったところからですね、先程、回答いたしましたように、松本議員のご質問の背景でありますとか、根拠でありますとか、議員の質疑の本意をどこに持っておられるのか、求められる回答がどこにあるのか、それをですね、やはり私どもとしては知りたい。そのうえで松本議員に対して的確な回答をしたい。そういう思いで答えている中でですね、そういった課長からもですね、そういう発言があったと理解をしております。

その点につきましてはですね、私ども、指導についてはですね、今後徹底していきたいと思いますが、やはり先程から申しますように、苓北町の将来を思う気持ちは松本議員も私どもも一緒でございますので、共にですね、協力しながら、町の将来のために頑張っていきたい。そういうところで、松本議員のご質問に対しましても、その質疑の本意を見極めた中で、的確な回答を行っていききたい。そういうつもりで実施をしているということでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私は再度ですね、そういったことで聞いてないと一生懸命言ったわけですけどそれ、それを振り替えて、これは委員長もそういった形で言っておられるのに、それを振り切って言ったような、テープ起こしの中での言論がありましたよ。それは町長は確かにカバーに行かにゃんからですね。

ただ、今後はですね、適切な人員の配置。私は更迭を求めようと思いましたがけれども、町長が真剣にいろいろと答弁をしていただいて、町長の気持ちもわかる。部下でございますのでね、今後指導されると思っておりますので。私はそこまで考えて、今回ですね、更迭する意思はないかと、そこまで用意してきましたけれども。もう避けます。今後はですね、これ全課長ですけども、ぜひそういったことがないように注意していただきたい。

それから、ごみ処理施設関係でございますけれども、これは今後はですね、かなりの多額、この新ごみ処理施設にもですね、370億円ぐらいの大きな予算でやっぱり天草

島民は注目しておりますよ。ぜひですね、見守っていただきたいと思っております。

一方、清掃センターの運営ですけれども、爆発事故の関係ですけれども、これ人身事故がなかったからいいようなものの、不幸中の幸いだったと私は思っています。再度、事故がないようにですね、入念にチェックをですね、するように、ぜひ指導していただきと思っております。

それから、未達成の箇所でございます。よく拾っていただきありがとうございます。私が一番単刀直入に感じたのは、私は住民サービスの不公平を感じてですね、例の下水道問題、一番気になっておりましたよ。料金の格差をもうかなり前をお願いしておりましたけれども、下水道の格差是正が新体制になってからすぐ取り組んでいただいた。これは大変私も喜んでおります。

それから、九電の入り口のちょっと都呂々寄りの広場ですね、あれも早速ですね、舗装までしていただいた。トラロープは前々課長の時に取っていただいたけれども、今度は舗装までしていただいたと言うことで、これもやっぱり敬意を表します。これ何年も前から私ずっと言い続けたことを今まではできなかったことなんですよ。それを即座に取り組んでくれた。また、これは確かにCO2の問題も絡んでるので、それもあわせてすばらしいんじゃないかと思えます。

それからAEDの取り付けですね。課長、担当の方もおっしゃってたですけれども、すぐですね、変更して、外に移していただいております。これもすぐ取りかかっていたらいい。私はこれもいいんじゃないのかと。ただ1点、これはお願いですが、やっぱり町民の方に周知していただきたい。今までそこにしかなかよというような町民の方の頭にあられますので、一応、中にあるばってん、今、もう外にできたよということを広報なり何かお知らせ版でお知らせいただければいいんじゃないか。

ただ今回、町長からいろいろご報告いただきましたけれども、まだまだいっぱいあります。私が言って達成されてないところがですね。

例えば、国道389号の法面の大きな木の伐採ですね。これは財産区関係だと思えますけれども、そこら辺。あるいはコンバイン、田植機等の軽自動車税の問題、それから明神山地区あたりの広場ですね、もう売れんじやったから有効活用をしてですね、公園なんかにはできないかということはちょっと言ったこともあります。苓北町には公園は不足しておりますのでね、子育ての支援センターなんかもできておりますので、ここは良い遊ばせ場所、遊び場所になるんじゃないかと思えますので、そこら辺をしていただければなど。そういったことがいっぱいあります。

例えば、巡回バスとスクールバスの一本化とかですね、志岐漁港のトイレの問題。私が言ったのがですね、未達成のところがいっぱいあります。これ今、新体制になってからじゃなくて、前の体制からずっと言い続けたことがいっぱいありますので、今後はで

すね、ぜひですね、金のかからないやつから。金のかかっとは大変です。なるだけ金がかからずに、すぐやれるようなやつからやっていただきたい。そういうことを思っております。

最後でございませけれども、今後はですね、税収がですね、半分ですよ、税収の半分が借金払いに回っていると。家庭で言うそうですね、給料の半分がですね、ローンの返済に回ってるという感じなんですよ。そこでですね、ぜひですね、今後はですね、そこら辺をですね、念頭に入れて、我々議員もあるいは町民も辛抱するところは辛抱すると。そして我々議員、私もですが、無理な要求はしない。錢でん何でん借ってなつとせろと言うことは、なるべくですね、言わないような体制作りもせにゃいかんとじゃなかろうかな。

それと役場の中の体制もですね、やっぱりじっくり固めていただいて、なるだけ補助金を活用して、そして町民のサービスに向かわれるような体制づくりに根本的に変えていただきたい。そこら辺ぜひお願いしてですね、私の質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで、松本良人君の一般質問を終わります。

通告7番、倉田明君。

○7番（倉田 明君） 通告7番、倉田です。

先に通告しました2件について、質問をさせていただきます。

まず最初に、富岡・茂木航路についてでございますが、天草の海上交通史等によれば、江戸時代、天草の行政の中心地であった富岡は、地勢の関係から陸上交通はあまり発達していなかったが、海上交通においては、天然の良港を有し、富岡港を起点とする海運は開け、肥前、肥後、筑後、薩摩など各主要港を航行し、明治初期には茂木・富岡間は定期航路として、また、明治30年には富岡港からの石炭船は愛知県の瀬戸地方にも運行されております。近世においては、昭和47年からフェリー「たちばな」（273トン・定員200名、トラック6台、乗用車9台）が、長崎天草フェリー株式会社により就航されております。

町また議会等の資料では、昭和62年当時、フェリー「れいしゅう」（391トン・定員209名、乗用車20台、バス3台）と、高速船、旅客専用でございますが、2隻運航されていた安田産業汽船株式会社に対し、苓北町は生活航路維持のため、平成14年4月から平成16年1月まで、年間700万円を3年間、運営補助を行われてきましたが、会社から経営難とのことで、平成16年7月、苓北町に航路休止の申し出があり、同年11月30日、富岡港発最終便でフェリー運航は休止され、32年間の幕を閉じました。その後、高速船が12月1日から平成17年1月31日までの運行は終了し、2月1日からは、高速船の赤字部分は苓北町が補助を行うことで運行は継続されました。

ご承知のとおり、この航路は古くから生活航路として、また、産業・経済・観光面な

どから、欠かすことはできないとして、町では航路存続のため平成16年11月24日、長崎市、茂木地区振興協議会、本渡市、天草町等による「長崎・天草航路存続検討委員会」を設置。11月28日には、茂木港広場において、苓北町、茂木地区振興協議会の共催による航路存続を求める「長崎・天草航路存続総決起大会」が開催され、関係する天草、長崎の県議会議員、市町議会議員や首長、住民など約400名が参加されました。またその間、熊本県知事、熊本県議会、長崎県知事、長崎県議会、長崎市長、長崎市議会などへ航路存続の要望活動等も行われておりました。

苓北町議会においても「長崎・天草航路存続対策調査研究特別委員会」を設置し、長崎県の平戸市と大島村を就航していた「フェリー大島」（船増築17年、198トン・定員167名、大型バス1台と普通自動車2台、または乗用車7台程度）を視察し、大島村議会議員との懇談会を設けるなど、調査・研究が行われてきました。その後、平成17年12月臨時議会において、フェリー取得が承認され、苓北町は平戸市から3,650万円で「フェリー大島」を購入し、平成18年1月にはフェリーの引き渡し式が行われ、平成18年4月1日、高速船の運休と同時に町有フェリー「きずな」が命名され、指定管理者の安田産業汽船株式会社により、1年4カ月ぶりにフェリー運航が再開されました。

利用客はフェリー「きずな」が就航した平成18年度の乗客数は3万4,356人、車両航走台数7,473台で、5年半続いた平成22年度の乗船客数は2万6,873人、車両航走台数は6,993台で、運行当時より客数で7,483人、車両で3,706台とそれぞれ減少しております。

平成22年度、苓北町が指定管理者に運航経費として支払った額は3,767万円、そのうち、燃油リスク分が537万円で、この頃、燃油の高騰、新型インフルエンザ流行による利用客の減少や、老朽化していく船体の維持費等の今後を推測し、平成23年9月30日でフェリーは休止され、引き続き、同会社の高速船「プローバー5」が就航されました。

平成24年、25年度においては、指定事業所の公募に応募がなく、安田産業汽船株式会社にお問い合わせされたところであります。

平成25年10月31日で高速船を休止された後の11月1日からは、苓北観光汽船株式会社により、海上タクシー「翔」（12人乗り）は、平成26年3月31日まで運航され、その後、同社の新造高速船「きずなⅡ」（19トン・定員55名）が、平成26年4月1日から就航し、現在に至っております。

就航当時の平成26年度の利用客は1万4,285人で、令和4年度は7,237人。これは新型コロナウイルス関係で減少していましたが、徐々に回復しているようです。

なお、この航路の令和3年度決算は、収入2,138万8,205円、費用は、計で6,

062万4,395円、差引当期純利益はマイナス3,923万6,190円で、国庫補助金1,738万7,978円、長崎市補助金165万2,000円、苓北町補助金2,019万6,000円のうち、熊本県補助金が500万円となっております。

そのような変遷の中、去る5月29日の長崎ふるさと苓北会総会において、今年4月に就任された長崎市の鈴木史朗市長は挨拶の中で、茂木・天草間のフェリー運航について触れられ、この航路を活かしたい旨の話をなされました。挨拶の後、私は市長にフェリー運航についてお話をさせていただきましたが、市長も利用客をいかに増やすかなど話されていました。

後日、鈴木市長の「新ナガサキビジョン」の討議資料を見させていただきましたが、その中に、「広域観光を見据えた茂木～天草間のフェリー復活検討」、併せて「茂木バイパスの事業化と、野母崎の交通路維持」等々がありました。

山崎町長も総会に同席されておられ、鈴木市長のフェリー航路の思いについてお聞きになりましたが、町長の受け止め方についてお尋ねをいたします。

次に、5歳児健診の取り組みについてでございます。

この件につきましては、先の平成27年6月議会で一般質問させていただきましたが、先の10月18日、政府関係者によると、現在、母子保健法では、1歳半と3歳児の2回が義務付けられておりますが、公費負担で5歳児も対象にする方向で調整に入ったとの報道がありました。

就学前の状況を確認し、発達障がいなどへの早期対応につなげるため、自治体へ財政支援をするとし、月内にもまとめる経済対策に盛り込むことを検討されており、実施時期などを詰められているとのこととあります。

現在、5歳児健診に対する国の補助はなく、厚生労働省によると、2021年度に実施した自治体は15%にとどまり、国の財政支援により健診が受けやすい環境を整備する必要があると判断されたようです。

先の一般質問で、就学前に発達障がいの可能性のある児童に、就学後の不適應の軽減支援を目的として、5歳児健診が近年注目されておりますが、町で専門分野による取り組みの考えを伺いました。

答弁は、軽度発達障がいが5歳児頃に集団生活を通し、症状が顕著に出てくることから、早期介入の機会が有用とされております。しかし、5歳児健診には発達小児科医や発達検査のできる心理士など専門スタッフの確保が必要で、天草管内には、発達小児科医は2名と少なく、発達検査のできる心理士は医療機関等には配置されていない。

本町では、その代替として、平成24年度から毎年全保育園を対象に、巡回相談を実施し、相談には苓北支援学校教諭、県こども相談員、町保健師、町教育委員会担当で、各保育園から相談を受けているとのことでした。

これを踏まえ、現在、5歳児健診に必要とされているスタッフの確保は可能なのか。また、その代替とされている平成24年度からの取り組みは、現在も継続されているのか。お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで11時5分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時50

分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目の富岡・茂木航路就航についてであります。ご質問にありましたとおり、航路の経緯並びに鈴木長崎市長のビジョンにつきましても、議員ご承知のとおりで、鈴木市長はビジョンの中で、「持続可能で魅力あるまちづくり」の一つとして、「広域観光を見据えた、茂木・天草間のフェリー復活検討」を掲げておられます。

私も観光振興による交流人口の拡大やビジネス等も含めた関係人口の創出を図るためには、西九州新幹線が開業したことも踏まえ、長崎県を始め、福岡県や佐賀県との連携が必要であると考えておりましたので、このことを同席させていただいた長崎苓北会総会の折にお聞きし、鈴木市長も同じ思いであられたことに喜びを感じたところでございます。

先日、東京都内で開催された九州地方国道整備促進総決起大会の折にも改めてお会いできましたので、日程調整のお願いも含め、10分ほど面談をさせていただいたところでもあります。

まずは、双方の交流人口をさらに拡大し、この航路の重要性・必要性を高めていくことが、フェリー復活へ向けての必要不可欠であると考えております。その折に今後、今年度中には改めて面談の機会を設け、意見交換をさせていただくようお願いをしておりますけれども、昨日、長崎市より連絡をいただきまして、来年1月31日に改めてお会いすることができるようになりましたので、これからの交流の進め方なども含め、話を進めてまいりたいと考えております。

次に、2項目目の5歳児健診の取り組みについてであります。まず、1点目の5歳

児健診に必要とされているスタッフの確保につきましては、倉田議員からの質問にもございましたように、発達小児科医や発達検査ができる心理士など専門のスタッフの確保が必要となりますけれども、残念ながら、現在も天草管内には、発達小児科医師は2名と少なく、発達検査のできる心理士は、医療機関には配置されていない状況でございます。

そのようなことから、苓北町でも専門のスタッフ確保が難しい状況でございます。

その代替といたしまして、平成24年度から毎年全保育園を対象に、巡回相談を実施をしております、現在も年2回程度の相談を受けているところでございます。相談には、苓北支援学校の先生、天草地域療育センターの療育相談員、町の保健師、町の教育委員会担当者があたりまして、発達障がい等を含む困難さ（困りごと）に係る支援相談や具体的な支援方法など、各保育園からいろいろな相談を受けているところであります。

巡回相談を実施して、今年で12年目になりますが、保育園との連携により、発達の状況で気になる相談があれば、随時、天草地域療育センターや専門医への受診につなげて支援を続けているところでございます。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 町長からご答弁いただきましたが、1、2点質問をさせていただきます。

まず1点目の富岡・茂木航路についてでございますが、ご承知のとおり、九州新幹線長崎ルート、武雄区間が昨年9月23日に開通いたしましたところですが、今年9月22日までの1年間の利用客は242万人、1日当たり6,600人で、対前年度比188%との報道がっております。また、未着工区間の新鳥栖～武雄区間の整備方針につきましては、先月、佐賀県知事は、国土交通省と佐賀県の事務方レベルで幅広い協議以外にも協議していくことで一致したとの新聞報道等がっております。今後、福岡、佐賀、長崎と早期に幹線がつながることを期待しているところでございます。

そして現在、長崎駅周辺では開発整備が行われ、近くには長崎サッカースタジアムシティを中心とした大型複合施設が来年10月の開業予定で進められております。長崎は今、～100年に一度の長崎、未来に向かって、まちが進化中～と銘打って、多彩なプロジェクトが組み込まれているようです。

そしてまた、道路整備関係では、茂木バイパスの事業化推進も図られつつあり、今後さらなる整備を期待しているところでございます。

このようなことが、すぐに富岡・茂木航路の利活用につながるとは思っていませんが、人口減少が進む中、交流人口の拡大、移住・定住の促進、また産業・経済・観光面などから天草地域の活性化に向けた大きな事案の一つではないかと私は思っております。

山崎町長も観光振興による交流人口の拡大や、長崎県、佐賀県、福岡県などとの連携が必要との思いの中で、鈴木長崎市長との同様な思いだったということでありました。

そのような中、先般、東京出張の折、鈴木市長とお会いになられ、今年度中に改めてお会いし、意見交換を予定されております。先程、昨日、長崎市の方からご連絡があり、来年1月の31日にお会いするような旨の報告がありましたが、今後、鈴木市長のご提案の広域観光を見据えた茂木・天草間のフェリー復活検討、このプランにもいくつかの課題等も予想されますが、さらに交流が深まればと期待しております。

この件につきましては、鈴木長崎市長と意見交換会の後に機会を見て、改めてお尋ねをさせていただきます。

次に、2点目の5歳児健診の取り組みについてでございますが、先程、町長のご答弁にもありましたが、現在、天草管内には、健診に必要な心理士などが医療機関に配置されていないということで、苓北町としても専門スタッフの確保が難しいとのことでありました。その代替として、年2回の相談を実施し、今年で12年目になるとのことですが、大変ご苦労されているようです。そこで一つ、差し支えがなければの話ですが、最近の相談状況について、どの程度の相談の数があるのか、分かっているか、差し支えなければお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 答弁ありますか。

・・・。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 後でいいです。ご承知のとおりですね、今回、政府は5歳児健診と併せ1カ月健診も実施され、それも公費負担でなされるという方向で進められているようです。健診は原則として、ご承知のとおり個別健診と集団健診となっているようですが、その場合、5歳児、1カ月児等々とも、スタッフのあるいは検査項目の内容も異なり、やはり各市町村が実施主体であるがゆえに、非常にやはり専門医の確保、あるいは専門スタッフの確保、苦労されていると思われませんが、今後、こういった健診に町はどのような対応を考えておられるのか、改めてお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） この件につきましては、国の動きをですね、見ながら、町としても対応してまいりたいというふうに考えております。現在はですね、保健師と会計年度任用職員等で対応しているような状況にあります。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 1カ月健診、あるいは5歳児健診、これにつきましてはですね、政府はいろんな形で実施要綱等をまとめられているようでございますが、今答弁がありましたように、そういった流れの中でやはり町も健診体制を構築されていかれると思っ

ておりますが、いずれにいたしましても、非常にですね、やはり子どもの数は減少しつつあるとはいえ、やはり大事な健診であります。やはりですね、そういった政府の支援等も仰ぎながらですね、今後もしっかりと対応していただければと思っております。

幸いにもですね、年2回の相談とか、あるいは今年で12年経つという、いろんな代替の健診等が実施されているということで若干安心しておりますが、今後、さらなる健診に向けた対応方をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） これで、倉田明君の一般質問を終わります。

通告8番。田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 通告8番、6番議員、田崎稔です。

通告に従い、一般質問を行います。先に通告いたしました2点についてお尋ねいたします。

まず、農業政策について。

農業労働力、その確保について、住居の情報提供を含めたところの町としての支援をということでお尋ねいたします。

農産物の適正価格への転嫁や保障基準価格の改正等、いろいろな角度から国・県に要望を行ってきましたが、なかなか難しいようです。国・県におかれても、十分に理解されていると思いますが、なかなか早急には解決といきそうにありません。

そのような中、本年もわが町の特産レタスの植え付け作業が始まり、本年は天候も良く、順調に植え付けが進み、今のままいけば豊作になる可能性が高いようです。後は天候次第で、冬場が低温となれば希望を持てますが、長期予報によりますと暖冬ということで、今後どうなるでしょうか。

今年はいろいろな事情により、レタス栽培大型農家が何人か離農されました。農業を営む者として、大変ショックを受けました。幸い、その人たちの栽培されていた耕地面積は、それぞれ若い後継者が後を引き受け頑張っています。しかし、規模拡大となれば、労働力が要ります。

労働力確保にはいろいろな制度により、国内や外国の人がわが町にも、かつてないほど数多くの方々がほかの地域から来ていただき、働いてもらっている状況であります。

今後も、このような状態は増えていく可能性があると思います。そのような雇用主となる農家の悩みの一つが、その労働力、働き手の皆さんの住む家を探すことなのです。

そこで、この農業労働力を確保しやすくするために、町として住居を探す、また確保することの情報提供を含めたところの支援ができないか、町長のお考えをお聞きいたします。

2点目に、町長並びに教育長にお尋ねいたします。

子ども食堂について。

子ども食堂は、子どもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で栄養価のある食事や温かな団らんの場を提供するための日本の社会的活動とされています。

子ども食堂は民間発の自主的、自発的な取り組みであり、地域住民のボランティアで行われているようです。

主な目的は、孤食の解消や食育の推進、無料もしくは低料金で温かい食事の提供を行い、大人も利用でき、地域の子どもと大人の交流の場としての側面があるようです。

この子ども食堂を運営するにあたり、問題点として、まず、継続的に開催するための運営費の確保が難しい。会場の確保が難しい。スタッフの負担や確保が難しい。地域との連携がとれない。食中毒などのリスクがある。（これはもう保険加入で対応されているということです。）などがあるようです。

子ども食堂は、2012年東京都大田区の「気まぐれ八百屋だんだん」の店主であった近藤博子さんが温かい食事を子どもたちに、と作られたのが始まりであるそうです。

認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえによる子ども食堂全国箇所数調査によると、2023年2月の確定値が全国で7,363箇所あるそうです。県内では111箇所、天草市内でも何箇所かで開かれていて、苓北町でも本年8月に、一町民の呼びかけで、今まで3回開催されています。私も初回と3回目に参加する機会がありました。その時はまだまだ認知度が低く、少ない人数でありましたが、知らない子どもたち同士が遊び、ほかの家族との触れ合いは、本当にほのぼのとして楽しい雰囲気でした。

厚生労働省が2023年7月に公表した国民生活基礎調査「18歳未満の相対的貧困率」によれば、日本人の9人に1人の子どもが貧困状態であるとされています。これには私もびっくりしましたが、わが町はどのような状態にあるか、詳細は分かりませんが、私はこの子ども食堂をぜひ育てていかなければならないと思います。

町長、教育長のお考えをお聞きします。

以上、1回目の質問を終わりますが、答弁次第では、再質問をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田崎議員の質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目の農業政策について。

農業労働力確保に住居の情報提供を含めたところの町としての支援をとのご質問でございますけれども、苓北町の農業の現状につきましては、これまでもお伝えしてきたように、人口の減少及び農業従事者の高齢化、また鳥獣被害や長引く物価高騰などの影響もございまして、大変厳しい状況でございます。

今後はさらに、離農する農家が増えてくることが懸念をされまして、その解決策の一つとして、中心的な担い手への農地の集積・集約化を進めていくこととなりますが、全

体的な人口減少の影響と相まって、これを支えていく町内での労働力確保がますます厳しくなってくることも考えておかなければなりません。

現在、苓北町の農業者の中にも、技能実習制度やワーキングホリデー制度などを活用し、海外からの労働力を導入し、営農されている方々もおられ、議員ご指摘のとおり、今後、海外の労働力を含め、町外からの労働力に対するニーズはますます高まってくると予想されます。

このような中、国が現在進めている技能実習制度の見直しなど、国・県の動向も見据えながら、今後、町としての労働力確保対策を検討していきたいと考えております。

具体的には、農業のみならず、水産業や商工業、建設業など、1年を通じて、町内での雇用が確保できるような体制づくりができないかも含め、検討してまいります。

熊本県内におきましては、あさぎり町、五木村がこういった協同組合をつくられて、活動を始めておられるという事例がございますので、こういった部分も研究してですね、検討してまいりたいと考えております。

また、町外から来られた働き手の皆さんの住居の確保・情報提供についてでございますが、町では現在、廃業された旅館・民宿等を対象に、第三者承継を含めた事業承継につきまして、関係者に対し働きかけを行っております。希望者には、受け手とのマッチングなどの支援を行っていくこととしております。承継ができました場合、承継後の旅館・民宿等について、短期の就労等の際の宿泊に活用できないかについても検討してまいりたいと考えております。

また、空き家対策においても、次年度から空き家の有効活用へ向けた支援事業や住宅リフォーム等支援の事業の拡充も計画をしておりますので、今後、町外からの労働力確保の対策と併せ、短期就労者の方々の住居対策につきましても、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2項目目の子ども食堂に関しまして、孤食の解消や食育の推進、大人も利用でき、地域の子どもと大人の交流の場として、子ども食堂を育てていく必要があるのではとのご質問ございました。

熊本県が発行しております「子ども・地域食堂マップ」におきましては、少し記録が古いんですけれども、令和4年1月末時点で、県内110箇所の連絡先等が掲載をされ、うち天草エリアにおきましては、天草市内の4箇所が掲載をされている状況でございます。

苓北町内におきましても、田崎議員が先程おっしゃいましたけども、子ども食堂としての活動ではございませんが、子どもから大人、高齢者の皆さんが集まって、食事をしたり、会話をしたり、それぞれが参加して楽しむことを目的に、ボランティア活動をされておられる方がいらっしゃいます。

これまで直接、芥北町に対しまして、子ども食堂等に関する活動支援などの相談はあっておりませんが、今後子ども食堂を始めたいとの相談や要望等がございましたら、関係機関を通じまして対応してまいりたいと考えております。

また、これと同様に高齢者を支援するサロン活動についても、現在、社会福祉協議会を中心に活動が行われておりますが、今後さらに高齢化が進展する状況においては、買物支援も含め、より充実した活動機会の提供も必要であると考えておりますので、こういった点も併せて検討を急いでまいりたいと考えております。

以上、田崎議員ご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 答弁ありがとうございました。町では、今5年後、10年後の将来に向けての農地利用を含め、経営をどのように考えているのかアンケートをとり、地域の人と話し合っ、今後の計画を策定していくということでございます。

私は今後のわが町の農業経営の形態が大きく変わっていくんじゃないかと考えております。私は今の中堅クラスの皆さん方と話をする中で、将来、この志岐平野を何人かの人で耕作する時代が来ると思うと。そういう考えで頑張れと話したことを思い出しております。まさにそのような時代になりそうになってきたようでございます。

町長はどのように、この状態を考えていらっしゃいますか。考えがあったらお聞きしたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程、答弁でも申しましたとおり、私も田崎議員と同様の考えでございまして、やはりどうしても高齢化の中では、中心的な担い手への農地の集積・集約化を進めていくということが、まず第一番の、今の問題をですね、解決していくための対策ではないかなと思えますけども、またそういった中でもやはり労働力の問題が出てくるということでございます。

先週の日曜日に若手の認定農業者の会の皆様と意見交換を実施することができました。

やはり若手の農業者の皆さんはいろんな考えをお持ちで、どうにかして今の農業を続けて、また拡大して行って、やはり所得の向上を目指して、将来的には自分の子どもにですね、継いでいただきたいという希望もあられるということ強く感じたところでありまして、皆さんのやっぱり農業にかける熱意というものを改めて感じることができましたので、町といたしましてもこういった点も踏まえて、十分支援をしていきたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。町として、いろんな形の中で労働力の確保、住居の提供にいろいろな形で検討を重ねていただけるということでもあります。で

きるだけスピード感を持って対応していただければと思います。

また、窓口がどこになるか分かりませんが、現在、空いている町営住宅また民間のアパート、空き家などを提供できるものがあれば、リストを作り、提示していただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 回答でも申しましたけれども、先だつての全員協議会の中でも子育て支援という形で申し上げましたけれども、この住宅対策につきましては、こういった農業者向けのですね、住宅確保にも通じるものがあるかと思います。町内を見ますと、やはり空き家がですね、毎年、毎年増えておりますので、この活用は当然必要でありますし、その空き家を活用することによって、やはり地域の元気が出てくると、そういう活性化につながるということで考えておりますので、空き家対策、また住宅のリフォーム対策につきましても、引き続き支援の拡充を行ってまいりたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。支援をしていただけるのはありがたいんですけども、今時点ですと、空いているところのリストを提示することはできないかということをお尋ねしております。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 現在は、空き家バンク制度の中で空き家としてですね、貸しても良いというようなことで申し出があつている家屋がございますので、これに対して、その空き家の貸手の方のご希望で、長期の住居としての提供なのか、短期の就労の方でもよいのかどうか、そこら辺は早急にですね、その方々に対して、ご意見等をお伺いしてまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） よろしくお願ひしときます。私は、農業は安定した所得さえあれば、その所得を確保できれば、本当に素晴らしい職業だと思いますので、今後とも、安定した所得が得られるように、町当局も支援をいただきますようお願いいたします。どうかよろしくお願ひいたします。

次に、2点目の子ども食堂についてお尋ねいたします。

今の答弁を聞きますと、町として育てていってもらえるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 只今のご質問ですが、子ども食堂の希望がございましたら、町としても支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。よろしく願いしときます。

先に述べたとおり、現在3回開催をされています。1回目は中通の公民館。2回目、3回目は城下の公民館で開催をされております。3回目は子ども食堂ではなくて、ふれあい食堂として開催されているようです。中身は変わらないんですけども、私も1回目、3回目に参加しましたが、中通公民館は駐車場が狭く厳しい状態でした。城下公民館は駐車場も広く、また広場もあり、子どもたちの遊び場に良いところでしたが、私の考えで、外で子どもが遊ぶのにやはり遊具があればいいなと感じました。あれば最高だと感じました。このような場所は町内に今のところないのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 町の方では、児童公園が2箇所はございますが、公民館とかのですね、施設に付随する遊具はございません。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） できれば、今後、検討していただければと思っております。

この食堂をやっぱり続けていくためには、先程、問題点で申しましたけれども、まず場所の確保、そして運営費の確保ですね。そういったものが必須条件となっております。

運営費の確保は、先般、田嶋議員が質問した中で町長が答えられました夢チャレンジですかね。夢チャレンジ事業、仮称か知りませんが、そういったことを考えていらっしゃるということで、この事業もそういったことに当てはまるかどうか。確認をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 昨日、田嶋議員からご質問がありましたけれども、この町独自の夢チャレンジ事業というものは、やはり町民の皆様の自主的な考えの中で、町の子どもたちも含めて将来的な部分に向けて活動をやっぺいこうという事業でございますので、子ども食堂につきましても、十分該当できるものだと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） この事業はですね、やっぺ高齢者を支援するサロンとですね、合体というか、一つの形の中で行われれば、非常に良いのじゃないかと思っております。そういった高齢者向けにもですね、働きかけと言うか、そういったことがあるんだよということの周知をしていただけないでしょうか。その辺の考えをお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） この件につきましても、先程ご回答いたしましたとおり、高齢者に対して、今、サロン活動があるわけですけども、やはり高齢者の方ですね、子どもたちと一緒に遊んだり、話をしたりということにつきましては、大変ですね、楽しみされております。そういった機会もまた必要だろうと思っております。

特に、ここ数年ですね、コロナ禍の中でなかなか家から出る機会が少ない、特に高齢者の方が少ないという状況が続いておりますので、こういった高齢者のサロンの中に、子どもたちが入って、一緒に語りあい、楽しく過ごすということは当然必要であろうと思いますし、そういったことをすることによって、町の活性化にもつながっていくんだらうなと思っておりますので、こういった面も含めて進めてまいりたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。今までのことは私の考えであり、主催者と担当課とよく話をされながら、今後ですね、この食堂の趣旨が生き、子どもや老人の孤食を少しでも解消し、楽しい雰囲気ができるように、よろしく願いをして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） これで、田崎稔君の一般質問を終わります。

通告9番、山口利生君。

○2番（山口利生君） 通告9番、2番議員、山口利生です。

質問通告書に沿って、町長へ質問いたします。

最初に、令和6年度当初予算編成について、2点お聞きいたします。

1点目は、苓北町の財政状況についてでございます。

苓北町の財政は、平成30年度決算と令和4年度決算を比較いたしますと、地方公共団体の財政力の程度を表す財政力指数は、町税収入の大部分を占める九州電力苓北火力発電所の固定資産税の減少により、0.50から0.43に低下し、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標とされる経常収支比率は、94.7%から87.2%に改善しております。また、借金である地方債残高は、103億7,600万円から83億5,300万円に、20億2,200万円余減少。そのうち、後年度に全額地方交付税措置がある臨時財政対策債残高は、30億5,700万円が25億6,500万円に5億円余減少し、貯金である基金残高は、12億1,500万円が21億5,300万円に9億4,000万円余増加。そのうち、財政調整用基金は、9億200万円が16億3,000万円に7億3,000万円余増となり、地方債の償還金や将来支払う可能性のある負担金等の残高を示す将来負担比率が、121.5%から32.2%に大幅に低下しており、町の財政状況は急速に改善していると考えます。

財政状況の改善要因としては、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や地方交付税等の増に加え、各種イベント等の中止によるものと思われませんが、少子高齢化の進行に加え、急激な人口減少による町税や地方交付税収入等の減が見込まれる一方で、医療費や介護費等の社会保障費の増加や温泉センター・上下水道等公共施

設の維持管理費の増等により、町の財政は厳しさを増していくのではと危惧します。

そこで、今後5年間の財政状況の見通しと財政健全化に向けた取り組みについて、どのように考えておられるのか、お聞きいたします。

2点目は、地域づくり実践塾等の提言についてお聞きいたします。

本年1月30日、田嶋町長が勇退され、新たに山崎町政がスタートしました。山崎町長は、「人が輝き 地域が輝く まちづくり」を政策の基本とされ、町民のふるさと苓北への思いを未来へとつなげるまちづくりのために結集し、オール苓北で新たなまちづくりに挑戦すると明言されました。

山崎町長が編成された令和5年度予算には、町民の考えやアイデアを引き出すための「地域づくり実践塾」の開設や上津深江避難地公園整備ワークショップの開催など、魅力ある苓北町を創造するための施策が随所に盛り込まれています。

地域づくり実践塾には、農業や自営業、町職員など20代から60代の18名の町民が参加され、子育て支援や移住・定住、農業、観光業をテーマに5回のワークショップが開催されたとのこと。年代も活動分野も違う方々が、これからの新たな苓北町づくりのための政策を真剣に考え、いろいろなアイデアがたくさん提案されたのではと思います。

山崎町長は5回のワークショップすべてに参加され、魅力あふれる苓北町とするための町民の気持ちを肌で感じられたかと思いますが、地域づくり実践塾を開催しての町長の思いや提案されたアイデアで来年度予算に反映したい事業等についてお聞きいたします。

また、上津深江避難地を活用した公園整備については、本議会でも度々議論されている案件ですが、町民参加のワークショップでの提案を受け、今後どのように整備される予定なのか、お聞きいたします。

次に、国道324号と交差する町道の交差点改良等について、2点質問いたします。

1点目は、町道釜線の交差点改良についてお聞きいたします。

町道釜線のファミリーマート苓北店横の交差点は、国道324号の登り坂の頂点部分になるため、坂瀬川方面からの車両が大変見えにくく、先般、国道から左折してきた町営バスと乗用車との接触事故が発生しました。また、朝夕の時間帯には、はまゆう療育園の職員の皆様が多数徒歩通勤されており、接触事故の発生が危惧される交差点でもあります。

町道釜線は、昨年度から舗装改修工事が施工されており、来年度完了予定となっております。交通事故防止のため、交差点周辺にある町道と民地に挟まれた町有地を活用し、町道の拡幅と歩道を新設する交差点改良に早急に取り組む必要があると思いますが、町の考えをお聞きいたします。

2点目は、町道浜の町線の道路標識の整備についてお聞きいたします。

志岐漁港臨港道路が令和5年8月2日に全線開通し、志岐から富岡港間の移動時間が大幅に短縮されたことで、車の通行が増加しており、地元住民の皆さんは交通事故の発生を心配されています。

町道浜の町線の安田屋茶北給油所横の交差点は、町道幅が30メートル以上もありますが、一旦停止の道路標識もなく、道路標示もありません。

また、道路中心線の表示がないため国道側から町道へ進入する際、どこを通過すればよいか迷う交差点となっており、歩道も長いと人身事故が発生するおそれがあります。交通事故防止のため道路標識等の整備を早急に実施する必要があると思いますが、町の考えをお聞きいたします。

以上で、一般質問を終わります。町長の答弁に対して、一問一答方式により自席にて再質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ではありますが、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

-----○-----
休憩 午前11時53分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目の令和6年度当初予算編成についての、1点目の茶北町の財政状況についてであります。茶北町の財政状況につきましては、例年9月議会定例会において報告しております健全化判断比率における「将来負担比率」等の値からも、財政の健全化が進んでいると考えております。

ご質問の今後5年間の財政状況の見通しと財政健全化に向けた取り組みについてでございますが、議員ご承知のとおり、今後の財政運営におきましては、天草広域連合新ごみ処理施設整備負担金を始めとして、茶北中学校校舎改築事業等の大型事業も控えており、また今後も膨らむことが想定される扶助費を始めとした義務的経費と併せ、公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加も重要な課題であります。

新ごみ処理施設整備負担金については、年度毎の平準化が図られない状況と言います。か、平準化を広域連合ともお話をしてきましたけども、やはりごみ処理施設を建設する時点での過疎債の借り入れということでございますので、平準化はできないということ

でございます、これに伴いまして、令和7年、8年と負担額は増加をすることになります。その後は、苓北中学校の校舎改築事業も計画予定でございますので、こういった事業につきましては、いずれも交付金を活用しながら、残りの部分につきましては、過疎対策事業債の活用を予定しております。このことによりまして地方債の借入額は、一時的に増加をする見込みでございます、これに伴い、公債費の増加による将来負担比率の改善が少し鈍くなるということで、このことは否めない状態になろうかと思っております。

しかしながら、これらの大型事業への備えとしまして、これまで財政調整基金、減債基金と併せまして、校舎改築基金の積み増しを図ってまいっておりますので、必要に応じて、これらの基金も取り崩すことも念頭に置きながら、また一方では経常的な経費の節減にも努めながら、より安定的な財政運営を進めてまいりたいと考えているところであります。

併せまして施政方針に掲げた「人が輝き 地域が輝く まちづくり」を推進するにあたり定めた各々の施策の柱に沿って取り組みを進めてまいることといたしますが、中・長期的な財政状況を見据えたうえで、関係機関・団体等との情報共有を密にし、必要な施策が講じられるように努めてまいります。また、そのための財源確保につきましても、国・県の有利な交付金を活用したり、ふるさと納税のさらなる獲得に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域づくり実践塾等の提言についてでございますが、地域づくり実践塾は施政方針に掲げました「人が輝き 地域が輝く まちづくり」を実現するために、町民の皆様と未来に向けたまちづくりを考え、語り合う場として、またこれからの町を担っていただける人材育成の場として、ワークショップを主体に各分野における現状と課題の把握から取り組むアイデアを検討し、企画案を作成していくこととして開催をしてまいりました。

今回、町政への熱い思いを持たれた様々な分野の18名の方々にご参加をいただき、貴重なご意見、アイデアを伺うことができたことに感謝をいたしますとともに、町の未来を見据えて真剣に意見発表や協議に参画いただいた姿を脳裏に刻み、この機会を無駄にすることなく、今後の町政運営に活かしていかなければならないと改めて考えたところでございます。

今回の地域づくり実践塾におきましては、「子育て支援」・「移住・定住」・「農業」・「観光業」の四つのテーマをもとにワークショップを行いました。各テーマを主管する各課の課長及び担当者も同席したことで、参加者の皆さんの生のご意見を聴く機会となりましたし、いただいたご意見については、先の全員協議会において説明いたしました「苓北町の子育て支援の状況と令和6年度取り組み（素案）について」の中でも、子育て支援や移住・定住の施策の一つとして採用させていただいたところでござい

ます。

またそのほか、農業や観光業に関するご意見につきましても、令和6年度予算編成に向けた検討課題として取り上げていくとともに、本年度策定する「苓北町振興計画第14期基本計画」に反映させ、今後、実践に移していくことといたしております。なお、地域づくり実践塾で出ましたご意見等につきましては、12月の広報に掲載をいたしたいと計画をいたしているところでございます。

併せまして、上津深江広域避難地防災公園整備計画につきましては、「安心して子育てできるまち」の実現に向けまして、地域づくり実践塾と同様に、町民の皆様のアイデアを計画策定に反映させることを目的にワークショップを開催をしております。子育て世代のお母さんを始めとして12名の方々にご参加をいただいております。

これまで、現地の確認から公園に必要なもの、ゾーニング、遊具等の配置計画を検討してきたところでありますが、この公園整備につきましては、地域づくり実践塾においても必要施策の一つとしてご提案いただいているところでございます。

今後、3月議会定例会までには、計画の概要、概算事業費等お示しできるよう進めておまして、新年度予算に実施設計に係る費用を計上いたしたいと考えているところでございます。

次に、2項目目の国道324号と交差する町道の交差点改良についてでございます。

1点目の町道釜線の交差点周辺にある町道と民地に挟まれた町道敷を活用し、町道の拡幅と歩道を新設する道路改良の取り組みについてのご質問につきましては、議員ご承知のとおり、現在、町道釜線舗装補修工事を継続して進めておまして、今般の令和5年度の国の補正予算要望におきまして、舗装等の改修も含めて、測量設計費の要望を改めていたしたところでございます。

国等のこういった財源が確保できましたなら、測量設計を実施し、安全度が向上する交差点付近の町道釜線の改修計画の作成と整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、2点目の町道浜の町線の道路標識の整備につきましては、一時停止の道路標識は設置をされておりますが、分かりにくい場所に設置されております。また停止線につきましても一時停止標識より約18メートル先に表示されておりますので、議員ご指摘のとおり車両の通行に迷う交差点となっております。

先に申しあげました町道釜線と合わせて、令和5年度の国の補正予算要望において舗装等の改修も含めて、測量設計費を要望いたしておりますので、この財源が確保できましたら、通行に迷わない分かりやすい道路標識や路面標示についても配慮しながら、まずは測量設計を実施し、町道浜の町線の改修計画の作成と整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 懇切丁寧な答弁ありがとうございます。それでは順番はちょっと逆になりますけれども、まず町道交差点改良についてから再質問をさせていただきたいと思います。

今回質問いたしました町道の交差点改良については、昨日の浜口議員の一般質問でも取り上げられましたが、町民の命と財産を守るために、交通事故防止対策を早急に実施すべきであるという考えに私も全く同感でございます。これはもう町長も同じ考えかと思えます。

先程の町長の答弁では、町道の交差点改良については、令和5年度の国の補正予算に認められ、国・県からの財源が確保できたら、調査、測量設計を実施し、改修計画を作成すると、整備に取りかかるというような答弁でございました。

釜線と国道324号の交差点周辺は、朝の通勤時間帯は先程質問に申しあげましたように車両と歩行者がたくさん通行いたしております。車両は歩行者との接触を避けるため、どうしても道路の中央部分を通行せざるを得ませんので、バスとの接触事故についても、当然、曲がる範囲が非常に狭くなってしまうというようなことがあってですね、事故が発生してしまつたと。全部、やっぱり左に曲がってきたバスが、全部悪いというようなことで、全額、町が負担をするというようなことになりましたけれども、それはもう致し方ないことかなというふうに思っております。ただ、やっぱりこれから先も、今のままの現状で置けばですね、第2、第3のやっぱり事故が発生するというのがあります。

また、はまゆう学園の職員の皆さんもですね、やっぱり同じ時間帯に通勤をせざるを得ないということですね、連なって、ずっと歩いておられます。ですから、途切れることもなくあるもんだから、なおさら交差点周辺では、もう車がにっちもさっちもいかないというような状況にあるということをご報告申し上げたところでございます。

また町道とファミリーマートとの間にはですね、多分ファミリーマートの埋立てをされたときに、法面嵩上げで町有地が増したんじゃないかなと思いますけれども、そのまま放置されておましてですね、草がぼうぼうとなります。私も何回か除草作業をさせていただいたところでございますけれども、やっぱり視界が悪いということですね、どうしてもその場所については、歩行者も通れないというような状況にもなります。やっぱりそういう面ですね、来年、釜線の補修工事が最終年度となります。そういう面ではですね、町道と同じレベルにあります。未活用の町有地はですね。ですから、その上を舗装するというだけでですね、あまりその測量設計でいろんなことをしなくてもですね、舗装面積を増やして行って、そこに線を引くと、中央線ももう少しファミリ

一マート寄りに持っていくということであればですね、そんなに工事費がかかるということでもないかと思います。

やっぱりそういう面も含めてですね、補正予算で国・県の交付金が取ればそれに越したことはありません。でも、これ取れなかったとしてもですね、ぜひあそこの交差点改良については進めていただきたいというふうに思いますけれども、その点について再度お聞きします。

また、それに含めてですね、国道の手押し信号のところの停止線ですね、坂瀬川方面から来る停止線がちょうど・・・これは議会で申し上げましたが、町道の出口のところに線が引かれております。私も何回かあったんですが、そこでやっぱりどうしても止まるということがあってですね、町道側からも国道側に出られないというようなことが出ております。中には、そういうことも含めてですね、もっと手前で停止していただく車両もありますけれども、やっぱり普通の人、どうしても停止線で止まるというのが交通安全の一致でございますから、その辺りもですね、もう少し国道管理者の熊本県と協議をしてですね、警察がだめであれば、熊本県とタッグを組んでですね、停止線の位置をずらすというぐらいは、ぜひ交差点改良に合わせてですね、再度、検討していただきたいと思っておりますけれども、その点について町長のご意見を再度お伺いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まず、交差点の改良の件でございますけれども、当然、国道等の交差点ということで、県も含めて交差点の改良協議あたりも必要になりますので、そういった意味でですね、詳細な設計をということで考えております。

なお今、釜線の方がですね、交付金事業を認定いただいて事業を実施しておりますので、この継続という形で実施すればですね、引き続き交付金をもらえるんじゃないだろうかというところでですね、こういった進め方をしているところでございます。

また停止線の話が出ましたけれども、実はこれ議会の方でも何回か出ましたので、私も2回ほどですね、警察署に出向いて、直接、天草警察署長ともお話をしました。警察の方でも交通課長がですね、現地に出向いて確認はされたんですけども、今ちょうど、山口議員がおっしゃるとおり交差点の真ん中に停止線がございます。これをもう少し前に、あるいは後ろにずらすことができないんだろうかというお話をしたんですけども、前にすると、結局1台分はですね、交差点の間に、先の方に入るんですけど、残り追従してきた車がつながった場合は、もう交差点自体を塞いでしまうというようなことがあります。これを下げた場合はどうなんでしょうかというお話したんですけども、下げた場合、逆に今度、釜の方から出られる車が見にくい状況の中で、国道を右折なり、左折なりされるという状況が出てきて、逆に交通安全上は厳しいんじゃないかというようなことの警察の判断でございまして、残念ながら、国道の停止線の移設についてはですね、納得

をしてもらえませんでした。

こういった状況もありまして、今回こういった部分も含めて、山口議員からもご提案がありましたけども、この改良の部分についてですね、何とかできないかということで、今後も進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ぜひ、お願いします。後ろにずらすのが私も一番いいと思います。そこで車が止まればですね。当然、その止まった車を追い抜くということは普通してはなりませんよね。国道の中の黄色線ですから。だから当然、その後ろに止まるはずだと思いますので、やっぱり交通安全の面からですね、やっぱりその交通課長さんがおっしゃったことがいま私理解はできませんので、多分これをテレビ局に、あなたはどうかって聞いたら、おもしろがって放送してくれるかもしれませんが、そういうのはちょっとできないと思いますが、もう少しその辺りもですね、警察とも進めていただきたいと思います。

次に、浜之町線の道路標識の整備についてです。先程、私、標識がないというふうなことを申し上げましたが、あるんですね。私もあそこ通るときに一旦停止が国道のすぐ手前にありますから、それだけは分かって、線だけ引いてるんだなというふうな認識をしております。ですから多分、一般の人ですね、その止まれの道路標識がそこにあるというのを知ってる人は数少ないんじゃないかと思います。特に18メートル手前に一旦停止の標識があると。もう既に通り過ぎてますもんね。18メートル。先が一旦停止線ですから。やっぱりそういうふうな標識をそのまま放置してると。あれは町が作ってるのか、警察が作ってるのか。その一旦停止の標識をですね。やっぱりそれはまずさんじやないかと。道路標識の作り方がですね。ですからやっぱり事故を防止するためには道路標識に沿って道路標示の線で止まると。やっぱりこれ止まらないと、すぐ交通違反で1万円の罰金取られますから。そういうふうなことは余りにも問題だというふうに思いますので、その点も含めてですね、道路標識、道路表示のあり方については、再度、この浜之町線の交差点のところも含めてですね、警察と協議をお願いしたいと思います。

また、この交差点改良の関係でですね、ちょっと関連してですが、志岐漁港臨港道路、これは今現在、町道認定をされていらっしゃるのかどうか。林道と農道というのはありますけど、漁港道路というのを私も聞いたことないもんですから。志岐臨港道路の位置づけがどうなってるのかがよく分かりません。それでどちらの課が所管するのか分かりませんが、町道浜の町線と志岐臨港道路が接続するところですね、釜のところにありますけれども。ここについては止まれの道路標示はあります。ただ、これは消えかかっております。交通標識は設置されておられません。逆に町道東目線との交差点については、橋のところ止まれの道路標識と道路標示はされております。そこで、その辺りも含め

ての道路標識の整備については再度お願いいたしたいと。

それとあと町道東目線との交差点ですけれども、意外と新三会橋は幅が狭いですよね。道路上での離合するときには、どうしても橋の上に一旦停止してれば、富岡方面から左折する場合は幅が足りないんじゃないかというふうに思います。そういう面ですと、ちょうど今回、東目線の方は幅が広く、工事を施工されて、だいぶ従来の町道よりも広くとられております。その幅の広さをですね、活用して富岡方面から左折する際はですね、もう少し大回りができるような誘導線を町道に引いていただければ、接触事故が防げるかというふうに思いますので、ここも含めてですね、これはもう線を引くだけでございますので、これは警察と協議が必要かどうか分かりませんが、ぜひこちらの両交差点のところもですね、再度、見ていただいてですね、事故防止に努めていただきたいというふうにお願いたします。これについては、検討していただければと思いますので、回答は必要ございません。

次に、令和6年度の当初予算関連についての質問をさせていただきたいと思います。

財政健全化対策関連ですけれども、天草広域連合でつくる新ごみ処理施設の整備工事、先般、工事請負契約が議会で承認をされました。全体事業が368億5,000万円。これは運営管理費も含めた金額で、そのうちに工事費が159億5,000万円というのが、先般、議会承認を得たところでございますけれども、これに対しての苓北町の負担金、工事費の負担金がどのぐらいになってるのか、また、過疎債を財源として予定しているというようなお話でございましたけれども、過疎債は国の地方財政計画で全体の総枠が決められて、各都道府県に分配されるという起債でございまして、当然、上限枠があるかと思っております。金額もなかなか何億円というふうな工事費の負担金になるかと思っておりますけれども、天草広域連合への負担金、これが別枠として過疎債が配分されるものなのか。やっぱり今だいたい3億円ぐらいが苓北町の負担枠が一般分としてあるのかなと思っておりますが、それをそちらの方に持っていかがるを得ないという状況になるのかどうか、その辺りを教えていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 天草広域連合の新ごみ整理施設に係る町の工事に係る負担金ですけれども、約8億円程度となります。これについては全額過疎債を活用したいと考えております。

過疎の配分につきましてはですね、広域連合が主体となって公共施設等総合管理計画というのを作って県の方に申請している。それに基づいての借り入れにつきましては、優先的に配分されるというふうなことはなっておりますけれども、これは各県、全体の予算額での配分でございまして、それがどれぐらい熊本県に入ってくるのか、そして苓北町にどれぐらい配分されるかっていうのは未定でございまして。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） これによってですね、今、過疎債、過疎団体になってから過疎債をソフト事業にも使えるというようなことで、いろんなハード以外ソフトの方にも1億円弱ではございますけれども、過疎債を充てているという状況にあります。過疎債自体は、非常に地方交付税の措置が優遇されております。そういう関係で、過疎地である人吉関係、これを非常に使ってるということで、松本議員がおっしゃったように地方債残高を多く持っている要因じゃなかろうかというふうに思います。

なかなか起債をするというふうになると、当然、償還は先延ばしになってまいりますから、将来の人たちにその負担を回すというふうなことがありますので、やっぱり入るを量りて出づるを為すというのが財政の根本であります。単年度で処理すべきものは、できるだけ単年度の収入で賄うというふうなものが原則かと思えます。

先程、町長の答弁では、やっぱりそういうこともあってですね、国・県の交付金それとふるさと納税寄附金ですか、を最大限できるだけ確保したうえで、財政にあたっていききたいというふうなお言葉でありましたので、ぜひそのような方向でですね、もうやっぱりソフト事業、できればもう将来・・・、今現在使うべき、私たちが負担すべきものは、やっぱり今の財源で何とかやっていかないと、過疎債でやれば当然、町財政調整基金の方に積み増しというのができる反面、地方交付税が手厚くされるということがあってもですね、それが積み重なっていくと、どうしても政策的経費の中から償還金に充てざるを得ないというふうな状況になってまいりますので、ぜひ国・県の交付金、最大限にもらう。もらうためには計画をですね、しっかり練っていかないと。国土強靱化交付金もなかなかもらえなかったというのが実情だったかと思えます。やっぱそういうのもあってですね、やっぱり国・県の交付金には皆様が一生懸命考えて、計画を練って、やっぱり違うんだなというふうなことをやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、地域づくり実践塾についてです。

地域づくり実践塾に対する山崎町長の熱い思い、私もやっぱりそうだったんだろうなというふうに十分伝わりました。地域づくり実践塾に参加された皆様もですね、やっぱり山崎町長のもとですね、やっぱ新しい苓北町をつくっていききたいという気持ちを強く持っておられてですね、18名もの参加者がおられたんだろうというふうに思います。非常に苓北町にとっては大きな力に、先程町長もおっしゃったようになってるというふうに思います。この方たちが、これから地域を引っ張るリーダーとしてですね、またさらに頑張っていただければ、苓北町は必ず良くなっていくかというふうに私も思います。

今回の実践塾で出された意見・アイデアについては、町の政策を決定する際にですね、

十分それを活かしていくというようなお言葉をいただきました。そういう面でも今回の実践塾、大変、町長の肝煎りではあったと思いますが、すばらしい試みであったというふうに私も心から称賛いたします。

また、先日開催された全員協議会においてですね、苓北町の子育て支援の状況と令和6年度の取り組み（素案）についても説明をいただきました。地域づくり実践塾からの政策提言も入れてですね、役場全体でいろんな角度から政策をもんで、今回の取り組み（素案）というものができ上がったというふうに説明がありました。本当に中身を見ますとですね、これまででない新しい政策がたくさん盛り込まれてすばらしい支援策だなというふうに思います。天草市の施策にも引けをとらないような取り組みになるんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、どうしても施策を遂行するにあたってはですね、財源問題が・・やっぱりなってます。特に、こういう福祉っていうのは一回やり始めるとなかなか先が見えないというようなこともあってですね、どうしても躊躇してしまうというようなことがありますけれども、その辺りの所要財源の目途がどのように立っているのか、よければ教えていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まず、ソフト事業的な部分、提案事業等も含めましてですね、こういった部分につきましては、国の方でもデジタル田園都市国家構想の交付金でありますとか、新たな事業に対する交付税措置を設けるような事業がございます。

そういった事業に積極的に取り組んでいながら、特別交付税措置等がある事業を進めてまいりたいと思っておりますし、苓北中学校の校舎の改築につきましても、この前の耐震の強度の調査で、これは該当できる部分がありますので、こうなりますと交付金の割増しがございます、55%は国の補助がございます。残りの部分を過疎債で賄うということになりますので、それと併せてこれまで基金を積んでおりますので、その基金も十分に活用しながら、過疎債につきましても、ほかの起債との関係もございますので、できるだけ可能な額を借り入れるということですね、可能といいますか、少ない額を借り入れるというような形の中で進めてまいりたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。ほかの市町村では、やっぱりふるさと納税寄附金がこういう福祉関係の財源になっているというふうなことを聞いておりますので、ふるさと納税、大変熾烈な戦いだと思っておりますけれども、今年はまた伸びているということでございますので、町の事業者と共にですね、ぜひ、このふるさと納税、魅力あるものにさらに仕立て上げていただきたいと願うところでございます。

次に、今回の質問の中には挙げておりませんでしたけれども、白木尾台地の法面崩壊対策事業についてお伺いをいたします。白木尾台地の法面崩壊対策事業につきましては、

令和5年3月議会で田崎議員から、また6月議会では私の方から一般質問で取り上げさせていただきます。

また、先の9月議会でも倉田建設経済環境常任委員長から、白木尾台地の法面等の崩壊が進んでいる。関係者等との協議を重ね、事業の早期着工が望まれるとの委員会の調査報告があったところでもあります。私も先日、白木尾台地の法面崩壊場所を再度見させていただきました。法面や底地には暖竹や茅等が生い茂ってですね、もう足も踏み入れられないような状況になっております。最近、異常気象での大雨が多数、全国的に発生しております。このような大雨が降ればですね、法面は大規模崩落を起こして、防波堤の方まで壊してしまうような危険性が高いんじゃないかなというふうに改めて思ったところがございます。

皆さんもご承知のことと思いますけれども、白木尾台地は数万年をかけて自然が作り出した全国的にもまれな陸繋島の大地でございます。当然、苓北町としても後世に残すべき貴重な自然遺産ではないかなというふうに思います。また、志岐平野を守る重要な自然防波堤という役目も担っている場所でもございます。

先の6月議会一般質問における町長答弁では、白木尾台地法面崩壊対策事業については、工法や湧水対策、施工後の空きスペースの有効活用も含め、関係土地所有者や地域の方々の理解が得られる形の中で、白木尾台地法面崩壊防止対策の実現に向けて検討する旨の回答があったところがございます。これまでの熊本県との共同事業というふうな説明を受けております。県との協議の進捗状況、また来年度当初予算に対してどのような対応をとられる予定なのか。今からが最終的な予算編成に入ろうかと思いますが、その辺りもし考えがあるのであれば、町長からお話を伺いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 山口議員の今の質問は、通告にちょっと入ってませんが、それは予算関係での質問と理解していいですか。

○2番（山口利生君） はい。当初予算編成に対しての考え方をお聞きいたしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今の白木尾海岸の法面对策のことについてお話がございました。以前からご意見が出ておまして、この件につきましては、いろいろこれまでもありましたけども、町といたしましては、引き続き、やはり早急なですね、対策が必要だということで、国の方の国土強靱化の対策が続く中でないと、これはなかなかできないんじゃないかなと思っておりますので、そういった意味で引き続き、天草広域本部との協議を続けております。その結果につきましては、担当課長の方から説明をいたさせます。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 白木尾台地の法面崩壊対策の進捗状況ということです

けども、その後ですね、工法それから財源等につきまして、熊本県と数度打ち合わせを行っておりまして、現在の段階で施工範囲全体ではありませんが、一部、県の事業として実施可能であるという回答をいただいております。

また、つい先月の29日にですね、国の補正予算が成立したということで、その中に国土強靱化とか防災関係の新たなメニューが出されているということでですね。その中で本事業を、全体を対象とできるような事業がないかということで、今調べておりまして、町でも調べておりますけども、県の方にもお願いをして情報収集をしているところではありますが、ちょっと今まだ概要の部分しかですね、国の方から出ておりませんので、今後示されていくメニューの詳細をですね、しっかりと把握していく必要があるというふうに考えております。

また、工法を再検討を行っているんですけども、工法によりましては、下の農地だけではなくて、上の農地の方にも施工範囲がですね、影響が出てくる可能性がありますので、前は説明会に入っていたかなかった上の農地の方々も含めて、改めまして今後、集まっていたいでですね、説明会それからいろんなご意見をお伺いする機会を設けていきたいというふうに思っています。

現在このような状況でありまして、来年度予算には今のところ未定、計上は未定ということで考えております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。ぜひいろんな面からですね、総合的に勘案したうえで、ぜひ進めていただきたいというふうに再度お願いいたしたいと思いません。

最後になりますけれども、山崎町長、今一生懸命、地域づくり実践塾とか地域の座談会の方にも出られてですね、いろんなお話を伺ってるというふうなことをお聞きいたしました。やっぱり町長がですね、率先して、苓北町を良くしようというふうな気持ちで、いろんな方とお会いされることでですね、町民みんながやっぱりやる気を出されるんだろうというふうに思います。

これからも町民が何を望んでいるのか、十分耳を傾けていただいでですね、人が輝き、地域が輝く苓北町を築き上げるための新たな施策を積極的に推進していただくことを切に願うところです。

私の質問に対し、町長はじめ執行部の皆様、本当に真摯なご答弁を賜り、深く感謝申し上げます。

以上で、私の一般質問を終了します。どうもありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで、山口利生君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時38分

令和 5 年 1 2 月 8 日 (金)

(第 3 日目)

令和5年第8回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

令和5年第8回苓北町議会定例会は、令和5年12月8日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本康秀 書記 田中めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山崎秀典	副町長	福田誠一
教育長	濱崎敏和（午後早退）	総務課長	錦戸雅志
税務住民課長	龍岡学	企画政策課長	宮崎良成
教育課長	吉本英明	土木管理課長	田尻悟
農林水産課長	松井徹也	商工観光課長	稲尾浩二
水道環境課長	本田保	福祉保健課長	田尻康彦
健康増進室長	西川文孝	会計課長	松村保則
行革デジタル対策室長	山下晃弘		

8. 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 1 号 | 定期監査の結果報告について |
| 日程第 2 | 議案第 6 9 号 | 荅北町学校給食費条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 7 0 号 | 荅北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 7 1 号 | 荅北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 7 2 号 | 荅北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 7 3 号 | 荅北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 7 4 号 | 荅北町水道特別会計設置条例の廃止について |
| 日程第 8 | 議案第 7 5 号 | 荅北町下水道特別会計設置条例の廃止について |
| 日程第 9 | 議案第 7 6 号 | 荅北町農業集落排水特別会計設置条例の廃止について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 7 号 | 荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計設置条例の廃止について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 8 号 | 荅北町営水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 9 号 | 荅北町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について |
| 日程第 1 3 | 議案第 8 0 号 | 荅北町特定地域生活排水処理事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 1 号 | 荅北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 発議第 1 0 号 | 荅北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 6 | 議案第 8 2 号 | 令和 5 年度荅北町一般会計補正予算（第 7 号） |
| 日程第 1 7 | 議案第 8 3 号 | 令和 5 年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 8 4 号 | 令和 5 年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 9 | 議案第 8 5 号 | 令和 5 年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 0 | 議案第 8 6 号 | 令和 5 年度荅北町水道特別会計補正予算（第 3 号） |

- 日程第 2 1 議案第 8 7 号 令和 5 年度 芥北町 下水道 特別会計 補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 2 議案第 8 8 号 令和 5 年度 芥北町 農業集落排水 特別会計 補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 3 議案第 8 9 号 令和 5 年度 芥北町 特定地域生活排水処理事業 特別会計 補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 4 議案第 9 0 号 芥北町 斎場の 指定管理者の 指定について
- 日程第 2 5 議案第 9 1 号 芥北町 老人福祉センターの 指定管理者の 指定について
- 日程第 2 6 議案第 9 2 号 芥北町 温泉センター及び温泉自動販売機の 指定管理者の 指定について
- 日程第 2 7 議案第 9 3 号 芥北町 町民総合センター等の 指定管理者の 指定について
- 日程第 2 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の 推薦につき意見を 求めることについて
- 日程第 2 9 同意第 9 号 芥北町 固定資産評価審査委員会の 委員の 選任について
- 日程第 3 0 閉会中の 継続審査 (調査) の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） おはようございます。只今の出席議員は10人です。電光掲示板の不具合により「0」（ゼロ）となっておりますが、定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

第18期における苓北町議会運営に関する申し合わせ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき計3回までを合わせて15分以内に制限します。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならぬとしております。

議場電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点、制限時間1分前を指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしています。

議員におかれましては、時間内での質疑に心がけてください。

ここで、議案第82号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第7号）（案）について訂正がっております。議案をお手元に配付しております。

町長。

○町長（山崎秀典君） 改めて、皆さま、おはようございます。

先に提案をしておりました議案第82号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第7号）（案）の訂正についてお願いをいたします。

今回、提案を予定しておりました坂瀬川漁港向路防波堤改修工事に関する予算につきましては、更により良い対策がないか再考することとし、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第7号）（案）における、款5農林水産業費、項3水産業費、目3漁港建設費4,619万円に係る歳入歳出予算を削除し、提案申し上げたいと存じます。

なお、訂正箇所につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） それでは、私の方からですね、今回の訂正内容について説明をさせていただきます。

お手元にですね、議案を手書きで修正しました資料をお配りしておりますので、そちらをご確認お願いいたします。

まず、今回の補正ですけれども、補正額2億879万6,000円を、1億6,969万6,000円とすることで3,910万円を減額いたします。これに伴いまして、予算の総額が57億2,217万4,000円から56億8,307万4,000円となります。

6ページをお願いします。

地方債の補正ですけれども、変更の1番目に挙げております坂瀬川漁港防波堤改修事業

に係る緊急自然災害防止対策事業債を削除させていただきます。

歳入歳出に関しましては、先に歳出から説明をさせていただきます。1番最後のページ、33ページをお願いします。

款5農林水産業費、項3、目3漁港建設費の委託料及び工事請負費を全額削除させていただきます。

前に戻りまして、19ページ、款2総務費、項1、目1一般管理費の節24財政調整基金積立ですけれども、先程減額しました一般財源部分をここに増額して、補正の額を1,743万1,000円から2,452万1,000円に訂正をさせていただきます。

続きまして18ページ、款21町債ですけれども、これは先程説明しましたとおり、目8農林水産業債の項目の部分の部分を全額削除させていただきます。

以上が、今回の訂正内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 只今説明がありましたとおり、議案の訂正について、苓北町議会会議規則第20条第1項のただし書に基づき、議長としてこれを許可します。

日程第1の議事に入ります前に、出席を求めております登本代表監査委員にご着席いただいております。

廣田監査委員も監査委員席に着席をお願いいたします。

-----○-----

日程第1 報告第11号 定期監査の結果報告について

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、報告第11号、定期監査の結果報告についてを議題とします。

令和5年度苓北町定期監査結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

定期監査の結果公表書について説明をお願いいたします。

登本玄一代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） おはようございます。苓北町代表監査委員の登本玄一でございます。

さてこの度、地方自治法第199条第4項の規定に基づきまして、令和5年度定期監査を、令和5年10月20日から11月2日までの間にわたり実施をいたしました。

定期監査の実施方法につきましては、事務監査と現地監査の両面から実施をし、今年度も例年同様ではございますが、役場庁舎内の整理整頓がなされているかも監査の対象とし、定期監査の結果は何ら法令に違反するような事例は見受けられておりません。

また、関係諸帳簿、証憑等はよく整備されておまして、係数においても誤りはなく、適正に執行されていることを認めました。

皆様のお手元に令和5年度苓北町定期監査結果公表書を差し上げておりますが、その

18ページ及び19ページに地方自治法第199条第10項による監査意見及び各課の検討・改善を要する事項についても、軽微な指摘を含めまして記載していますので、ご覧ください。

以上、ご審議方よろしくお願ひ申し上げまして、私の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） おはようございます。18ページの監査意見の中でちょっと気になる点があったもんですから、ご質問をさせていただきたいと思ひます。

水道環境課のところなんですけれども、水道法に基づく水質検査が定期的に実施されていると、これ非常にいいことだと思いますが、この後に検査のための水道水の採水にあたっては、不純物や細菌が混入しないよう細心の注意を払われたいというふうなコメントが入っております。やっぱり水というのは生きるために本当に大切なものであつてですね、公共事業の最先端、住民の財産を守る、生命を守ることには大変重要なことかと思ひます。どのような事例があつてですね、このような文言になされたのかを教へていただきたいと思ひます。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 只今の山口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

水道環境課におきましては、水道法に基づく水質検査は52項目にわたる水道検査を年に4回、それから12項目の検査を年に8回実施し、年間を通じて毎月実施されているようでございます。また、水道水の原水についてでございますが、毎年9月に40項目にわたる検査を実施され、採水箇所は町内全体で7箇所と聞き及んでおります。

そこで、令和5年9月6日に実施されました検査結果表を監査しました結果、町内7箇所のうち1箇所におきまして、試験項目の一般細菌の数値の値に違いが見られました。僅かな数値の違い、例えば水質基準は1ミリリットルあたり100個以下が0になるべきところを、11ミリリットルの数字が出ております。ほんの僅かな数値の違いであつたので、今回の数値は水道法に基づく、水質には全く問題ないわけでございますが、採水時における検査方法をよく聞いてみますと、検査時における水道水の採水方法に原因があつたと、私どもは認めました。

私ども監査委員として申し上げたいことは、水道水は町民の命に関わる重大な問題でございますので、慎重にも慎重を期していただいて、検査のための水道水の採水と言へども、不純物や細菌が混入されないように細心の注意を払っていただきながら、検査に

努めていただきたい。そして、ぜひ当然なことではございますが、より適正な検査方法に則りまして、水質の安全確保に努められるようお願いをするものでございます。

今回のその方法を聞いてみますと、普通の検査をなさるときは水道水の蛇口をきれいに洗って検査をする、あるいは水道水の蛇口をライターで照らして、細菌を殺して、その後検査するというふうな方法を取られておられますが、今回はそれを失念したことによって、こういうふうな検査結果が出たのではなかろうかと私どもは推察いたしております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 目が向かないってところを、監査の中でまた見つけていただいたことに感謝いたします。この監査を受けてですね、原課として、水道環境課としての対応がどのようにされたのかはお聞きしてもよろしいのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 代表監査委員の方で、そこを1回、答弁できるようであれば、登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 私どもとしては、只今申し上げたとおりでございますけれども、お許しをいただければ、水道環境課長にご答弁を願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） その後の対策でございますが、当該担当職員に対しまして、検査時の水の採取の仕方等を再度指導をしております。必ずこういうことは守るよという事で指導をまいりました。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。山口利生君。

○2番（山口利生君） 今後も十分注意を払っていただいて、そういう数値が出たときにですね、おかしいのか、やっぱそういう問題があるのかというのは、きちんと再度検査をするとかいう形で、ぜひ引き続き安全な水道水の供給をお願いいたしたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第11号、定期監査の結果報告についてを終わります。

監査委員には、長時間の定期監査、大変ご苦労さまでございました。

ご退席されて結構でございます。ありがとうございました。

-----○-----

日程第2 議案第69号 苓北町学校給食費条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、議案第69号、苓北町学校給食費条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 議案第69号、苓北町学校給食費条例の制定について。

苓北町学校給食費条例を、別紙のとおり制定することとする。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、令和6年度から苓北町における小・中学校の学校給食費の公会計化にあたり、学校給食費の徴収・管理の取扱いを定める必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

学校給食費の公会計化につきましては、11月24日開催の全員協議会で、制度制定の背景と必要性、見込まれる効果、学校給食費の額や納付方法、移行スケジュールなどご説明させていただきました。

公会計化は、教員の負担軽減以外にも学校給食費の管理における透明性の向上や徴収における公平性の確保、学校給食の安定的な実施などの観点から、文部科学省では、平成31年1月の中央教育審議会の答申を踏まえ、地方公共団体における学校給食費の徴収・管理に係る公会計化を促進しているところでございます。

それでは、条例（案）の内容についてご説明いたします。

条例（案）につきましては、文部科学省の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」における条例等の整備、また県内で既に公会計化を導入しておられます自治体等の条例等を倣いました内容でございます。

まず、第1条で趣旨を、第2条で定義を、第3条で学校給食の実施を、第4条で学校給食費の徴収を、第5条で学校給食費の納付を、第6条で学校給食費の減免を、第7条で施行に関する規則への委任を、次のページをお願いします。

附則としまして、第1項で施行期日を、第2項で準備行為について規定をしております。

なお、規則で定めるものとして、条例第4条に規定する学校給食費の額は、令和6年度以降の負担額として、小学校児童、月額4,200円、年額4万6,200円、1食当たり250円として据置き、中学校生徒、月額5,000円、年額5万5,000円、1食当たり290円として据置き、小学校の教職員等、月額5,000円、年額5万5,000円、1食当たり290円として、月額800円、年額8,800円の値上げ、中学校の教職員等、月額5,800円、年額6万3,800円、1食当たり340円とし

て、同じく月額800円、年額8,800円の値上げを予定しており、児童生徒の据置き分に係る賄い材料費の不足分は全額公費で対応することを予定しております。

条例第5条の規則で定める日は、4月から翌年2月までの毎月月末とする。

条例第6条の規定による学校給食費の減免は、1、保護者等が地震、風水害、火災その他の非常災害等により、一時的に納付の資力を失った場合。そのほか、町長が特に必要があると認めた場合。

このほか、学校給食の申し込み・実施日と基準回数、実施校、納付方法、調整事由・督促等・臨時の学校給食などを規定することとしております。

以上、苓北町学校給食費の条例について、ご提案申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） ようやく学校給食が一般会計の方に予算計上されて、これまで保護者からの徴収金がないとなかなか食材が買えないという状況が、今度歳出に予算化することで、その点の不安感がなくなるということと、透明性が非常に図れるということになるかと思えます。

その中で学校給食費の額の決定ですね、規則で定めるといふふうに書いてございます。

この規則で定めるときの考え方ですね、今回、額を据え置くということの説明がありましたけれども、これまでは学校給食共同調理場運営委員会ですか、そちらの方で年間の歳出予算の見通しをした上で、委員会で決定するというふうなことになってたかと思うんですが、その辺りの規則で定めるとなるときには、どなたがっていうか、町長が定めるんだと思いますけれども、その辺りの検討はどのような形でされるのか。当然規則ですから、明記をしなければならないと思いますのでその辺りの考え方。

それともう1点がですね、学校給食費の減免ですね。これはこの規則で定めるといふふうになっております。これまでは就学支援金の方で、保護者の収入状況等を勘案して全額免除するとか、半額免除という形で就学支援金で支払っていたかと思いますが、今回この条例で減免するとなれば、当然、歳入予算が減ってくるということになるかと思えます。その就学支援金との考え方をですね、就学支援金はこれまでどおりで、逆に就学支援金をいくらと決めたならば、その分をこれまで徴収金の方にダイレクトで払っていたかと思うんですね。教育委員会の支援金の方の予算をですね。今後この決め方でしたときは、その辺りがどうなるのか。当然、減免したらその分歳入が減って、一般会計を持ち出すと。このままでいけばですね。そういうふうになるかと思えます。補正予算で組まにゃいかんと。ただ、就学支援金であれば、就学支援金の方を予算化して

おくと、その分が歳入に行くと、この学校給食費の会計上は何ら問題ないというふうになるかと思うんですが、その辺りの考え方はどのようになるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） まず、1点目の学校給食費の額の決定の考え方についてでございますが、学校給食共同調理場の運営委員会がございますので、まずそちらの方に学校給食全般につきましてはお諮りをさせていただいて、額等の決定をさせていただいた上で、規則の改正等を行ってまいりたいと考えているところです。

2点目の就学支援金のお話が出ております。就学援助金になるかと思えます。これまではですね、学校給食費、お支払いしていただいた実額を就学援助金としてということとで払戻しをさせていただいておりましたけども、公会計化になりますと、同じ出所、財布が一つということになりますので、考え方としましては、金銭の給付ではなくて、現物給付、給食費を与えることで就学援助の給食に変えたいということとを考えております。なぜかと申しますと、保護者の皆様から給食費を徴収する手間が省けることと、町の方としましては、口座引き落としをさせていただきますので、それ分の口座振替手数料の手数料的にも抑えることができますので、そういったことを考えた場合は資金給付ではなくて、そもそも現物給付ということとさせていただきますかと思っております。制度上としては、それが可能ということになっておりますので、そういった方向で考えております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 学校給食の一般会計のやり方が非常に難しい。今のやり方であればですね。

まず、学校給食費の減免の方からいきたいと思います。まずお聞きしたいのが、就学支援金の財源については全て一般財源対応なのか。これに対しては特別交付税措置とか、普通交付税の措置とか、国・県からの支援金に対する助成等があるのかどうか。それがあってればですね、今のような安直な考え方でいけばですね、町の財政が厳しくなるんじゃないかと。やっぱり制度として、就学支援金という形で制度化されている中にあればですね、それなりの財源措置というものが、これ全国的なものですから、当然、国の方の財源措置も何らかあるんじゃないかというふうに思ったから質問しております。ただ、同じ財布じゃないかと。これをですね、政策と予算という形では大きく差が出てくると思えます。やっぱり就学支援金という形で、町として保護者への支援をするんだというのはいつの政策ですから、それはそれとして大きく見せた方が、町の政策としてはよりいいんじゃないかと。

特に、学校給食費無償化という形の中でもですね、私は今、全額徴収している人たちにも就学支援金を半分やると。これ政策として半分やって、半額にするというようなやり方も当然出てくるし、その財源に対しては、国から給食費の無償化の交付金があればそれに充てればいい話で、町が条例の中で、給食費の減免をやってしまうと、歳入の方で落としてしまうというふうになると、その辺りがきちんと整理されて、国からの交付金等が取れなくなるいうふうになればちょっと問題かなと思って、問題提起をしたところ です。

また予算的にはですね、就学支援金が、もし制度があれば、それを歳入の方にダイレクトで本人に渡さずに、この歳入予算の方に充当するというのも、条例があるから可能じゃないかというふうに思います。

今は一旦払ったのを見て、就学支援金を出しているというのであるならば、就学支援金を決定した段階で、その分は給食費の予算の方に、歳入予算に充当しますということで、きちんとやっていけば、収入の方に就学支援金が増やせられるかと思いますが、今の就学支援金の関係でそういうことができるかどうか。このあたりは、税金とちょっと違うからできないのかどうかはつきり分かりませんが、そこは研究してもらいたいと思います。

だから就学支援金とは、この考え方でいけば全然別になるわけでしょう。この条例で減免してしまえば、就学支援金とはまた別の存在になってしまうんじゃないかと思えますけれども、この辺りもう少し教えていただきたい。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） まず、就学援助費の財源につきましては、一般財源になるかと思えます。特別交付税の算定につきましては、すいません、ちょっと詳しく分かりませんので、ちょっとこの場でご回答ができません。申し訳ございません。

あと、就学援助費の考え方なんですけども、給食、修学旅行費とかいろいろあるんですけども、学校給食費は今の取り扱いではですね、学校給食費を保護者さんに一旦払っていただいています。就学援助費の対象になりますと、その支払った額を全額ですね、給食費ということでお戻しさせていただいておりますので、一旦保護者様に負担をしていただいて、それを就学援助ということで町の方から、実額相当を払戻ししているということで、プラスマイナスゼロというような形になるかと思っております。

公会計化につきましても、一旦、収入で納めていただいて、それを就学援助になると給食費はもちろん全額戻すことになるので、別の科目からですね、払い戻しすることは可能ではあります。ただ、私が先程申し上げましたのは、保護者様にとっても、ある程度の金額を一旦負担していただいた上で、なおかつ、町の方としても払戻しの手数料等も発生してまいりますので、現物支給の方がですね、より保護者様にとっても負担がか

からない制度ではないかということですので、そういった方向性を今、一応考えているところでございます。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） すいません。これ財政の方にも。今私が言った就学支援金を決定して、保護者に払うお金を、この給食費の一般会計の歳入の方に直接充当ということは不可能なのかどうか。私はですね、なぜこういうことを言ったかと言うと、もともとの給食費、この公会計の中でですね、いろいろとお話聞いてたら、就学支援金をもうそのまま先に1年間もうもらってると。だからそれが一般財源になってですね、4月、5月ぐらいもその分で賄えて、徐々に保護者からの負担金を徴収しながら、1年間賄えるというような話を聞いたような感じだったもんですから。確かにそれが理屈に合ってるなといった、やっぱりそれだけ就学支援金を全額払ってる方は、家計が非常に厳しいという中であってですね、それを一旦全額払えというよりも、その分は既に給食費として決定して、その分を学校給食会計の今まで私会計だったから、そこにもう入れてもろうて、それで賄っていくから、何とか1年間の費用はうまい具合に回るんですよというような説明を受けたような気がしたもんですから。それであれば、同じように、就学支援金を決定して、本人から徴収するよりも、本人の了解を得たら、その分歳入の方に充当してしまえば、本人とのやりとりは要らない。ちょうど医療費と同じですよ。一旦、窓口で払って。今はもう病院との間で、やりとりで直接、町の歳出を病院の方に払って、本人とのやりとりをしないような制度になってるかと思います。

同じようなこともこの給食費の中でできればですね、いいんじゃないかと。確かに、予算を二つ上げにゃいかんけれども、全体の町としてはですね、それだけの支援をしているという姿が見えてくるわけです。就学支援金が膨らんでいけば。給食費の歳入で減免していけば、そういうのがもう全部わからなくなってしまうところもありますので、その辺りの制度設計をもう少し。減免するのは、この給食条例であるのか、就学支援金の制度の中で減免するのかというような、大きな違いということ、もう少し十分検討したうえで、まだ先がありますから、そのやり方を考えていただきたいと思いません。

ただ、この条例を通してしまうと、学校給食費の減免が就学支援の決定とはもう離れたところに行くということになるんですかね。そこをちょっと教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 公会計化に移行した後の就学援助費の考え方につきましては、私どもとしましてはですね、もう保護者さんは何も、給食費の心配をしなくても、そのまま子どもさんが学校に通っている間は、就学援助を受けられればですね、一旦手

出しをすることなく、給食という現物をですね、形で就学援助が受けられるわけですから、現金給付の新たな手出しもしなくていいというふうな多分メリットはあるんじゃないかなと思っているところです。

そして、町としまして、原則、口座振替で給食費の方は徴収をさせていただきたいと考えておりますので、それ分に係る口座振替の手数料ですね、そう多くは・・・、何十件っていう世界になるかもしれませんが、そういったところでの負担の軽減なり、経費節減なりも図れるんじゃないかということで、できればその現物給付の方がいいのではということ考えているところでございますので、その辺はちょっとご理解をいただければなと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 制度の関係でいろいろご意見出ておりますけども、就学援助費は山口議員おっしゃるとおり、町の別途の支援事業でございますので、これは一般会計の予算の中で、それぞれ財源の充当をですね、区分けできれば。この学校給食費の減免と、それから就学援助費の減免という形は、区分けができると思っておりますので、そういった方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 論点だけ、手短にお尋ねします。今全国的にですね、国や各都道府県でもですね、子育て施策の充実のために、児童生徒の学校給食費を無償化するという動きが広まっています。進められています。

荅北町においてもですね、同様に子育て施策の充実、それから人口減少対策として学校給食費の無償化をですね、提起してきたわけですが、本条例が制定された場合は、本条例は何か見ただけではですね、まさに逆行するような感じで、無償化に歯止めをかけるような文案の条例になっているんですが、この条例が制定されると、そういう無償化とか、そういうものができなくなるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 第4条の方ですね、学校給食費の徴収について、規定をさせていただいているところでございます。学校給食に要する経費の範囲内で、規則で定める額を学校給食費として徴収するという事としております。規則ではですね、学校給食費の額を月額及び年額で定めることとしておりまして、金額につきましては、先程説明した金額を令和6年につきましては予定をさせていただいているところでございます。仮に、無償化を実施する場合につきましては、この学校給食費の額を規則の中で0円とすることで対応ができるかと思っております。また公会計化に移行しますと、予

算・決算につきましては、議会の審査を経ますので、町の会計ルールに基づいた管理・運営を行うことができますので、私会計方式と比べまして、まだ経理面、監督体制の機能が充実してまいりますので、そういったところで無償化への対応も可能と思っております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 実態として、就学援助者にだけですかね、減免措置がとられているのは。そういうことじゃなくて、やっぱり通学している児童生徒には全て無償化すべきと、これはやっぱり早急にすべきだというふうに思いますけども、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点につきましては、11月24日の子育て支援の関係の今後のあり方、検討案の中でもお話をしましたけども、学校給食費につきましても、当然、一部免除あるいは無償化をするという考え方は、私も持っております。

しかしながら、どうしてもやはり財源が伴う部分がございますので、この前もお答えをしたとおり、まずは保育料の方からですね、始めさせていただいて、その後はやはり、昨日も申しましたけれども、ふるさと納税でありますとか、いろんな部分で一般財源の確保に努めながら、学校給食費の一部減免あるいは無償化にできるように、今後も努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 財源的には、多分3,000万円ぐらいだったというふうに思いますので、何とか一般財源なのか、交付金なのか、そこら辺はお任せしますけども、お金を見つけてですね、児童生徒の優遇措置をつくって、政策をして、実行してほしいと。そのことによって、親御さんの子育て環境をつくり上げていく。場合によっては、ほんなら苓北町の学校にやろかいというふうなことですね、転入者が増えるやもしれません。ぜひ、前向きに取り組みをしてほしいと思います。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第69号、苓北町学校給食費条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、苓北町学校給食費条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3、議案第70号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、日程第13、議案第80号、苓北町特定地域生活排水処理事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてまでの11件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

議案第70号から議案第80号までを一括議題とします。

-----○-----

日程第 3 議案第70号 苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第 4 議案第71号 苓北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

日程第 5 議案第72号 苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第73号 苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第74号 苓北町水道特別会計設置条例の廃止について

日程第 8 議案第75号 苓北町下水道特別会計設置条例の廃止について

日程第 9 議案第76号 苓北町農業集落排水特別会計設置条例の廃止について

日程第10 議案第77号 苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計設置条例の廃止について

日程第11 議案第78号 苓北町営水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

日程第12 議案第79号 苓北町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

日程第13 議案第80号 苓北町特定地域生活排水処理事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

○議長（野崎幸洋君） 議案第70号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案の説明の前に、今回の11議案についての概要を先に説明させていただきたいと思います。

苓北町では、水道事業並びに下水道事業の長期的かつ安定した事業経営持続のため、令和6年4月1日より、これまでの官庁会計（単式簿記）から地方公営企業法を適用した公営企業会計（複式簿記）へ移行いたします。

今回、12月定例議会におきまして、11議案を上程させていただきました。内訳といたしましては、新規の条例制定が2議案、条例の一部改正が2議案で、条例の廃止案については7議案でございますが、その7議案のうち、特別会計の廃止を4議案、基金の廃止が3議案という構成になっております。

新たに制定する分から順番に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案第70号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

苓北町水道事業及び下水道事業の設置に関する条例を次のように制定する。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、水道事業及び下水道事業を令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、本条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

令和5年苓北町条例第 号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（案）でございます。

内容の説明をさせていただきます。

まず、設置に関しまして第1条です。本条例の目的が記載されています。

水道事業につきましては、現在、坂瀬川・西川内簡易水道、鶴簡易水道、志岐・上津深江簡易水道、都呂々・富岡簡易水道の四つの簡易水道を一つに集約し、新たに水道事業として令和6年4月1日からスタートします。

下水道事業につきましては、記載されておりますとおり、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業をまとめて下水道事業として令和6年4月1日からスタートいたします。

次に、下水道事業に対する法の適用、第2条でございます。

下水道事業につきましては、地方公営企業法及び地方公営企業法の規定に基づき、地方公営企業法の規定の全部を適用するということを定めております。

また、水道事業につきましては、法の適用が最初から当然適用事業に含まれておりますので、条例で明記する必要がないので記載はしておりません。

次に、経営の基本、第3条です。

第2項には、水道事業の経営の規模を記載しておりますが、給水人口につきましては、現在の坂瀬川・西川内簡易水道、鶴簡易水道、志岐・上津深江簡易水道、都呂々・富岡簡易水道の四つの簡易水道の各計画の給水人口の合計となっております。今後、熊本県に申請しております統合の認可が認められましたら、令和6年3月議会に給水人口及び日最大給水量を改めて一部改正する議案を提案する予定となっております。以下、第3項に特定環境保全公共下水道事業、第4項に農業集落排水事業、第5項に特定地域生活排水処理事業についての経営規模等を定めております。

次に、組織、第4条です。

苓北町は管理者を置きませんので、管理者の権限は町長が行うことと、事務処理のため水道環境課を置くことを定めております。

次に、重要な資産の取得又は処分、第5条です。

予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売り払い、ただし土地については1件5,000平方メートル以上のものに限るについて、議会の同意を必要といたします。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例と同じ内容となっております。

次に、議会の同意を要する賠償責任の免除、第6条です。

上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得る額として20万円以上と定めております。

次に、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第7条です。

目的物の価格が1,000万円以上、損害賠償額で300万円以上と定めております。

次に、業務状況説明書類の提出、第8条です。

上下水道事業に関しまして、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないと定めております。

また、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を明らかにすることが定められています。天災などのやむを得ない事故の場合は、速やかに作成すると定めています。

次に、委任、第9条です。

この条例の施行に必要な事項は、町長が別に定めると定めております。

最後に、附則、この条例は、令和6年4月1日から施行するということになっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第71号、苓北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第71号、苓北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について。

苓北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を次のように制定する。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、水道事業及び下水道事業を令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、本条例を制定する必要があるためでございます。

今回、公営企業会計の移行に伴いまして、地方公営企業法の全部適用となりますことから、水道事業及び下水道事業に従事する職員は、苓北町企業職員の身分となります。地方公営企業法第38条第4項で、企業職員の給与の種類及び基準は条例で定めると規定してありますので、条例の制定を今回ご提案させていただきました。

次のページをお願いいたします。

令和5年苓北町条例第 号、苓北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（案）について説明をいたします。

趣旨、第1条です。本条例の目的をここに定めてあります。

次に、給与の種類及び基準、第2条についてですが、苓北町職員の給与に関する条例及び苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例のそれぞれの規定を準用すると定めております。これによりまして、企業職員の給与の種類及び基準につきましては、苓北町職員と同じと定めてあります。

次に、委任、第3条ですが、必要な事項は、町長が別に定めるとなっています。

附則です。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第72号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第72号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

苓北町水道事業給水条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、水道事業を令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

現在、四つの簡易水道事業を公営企業会計に移行することに伴い、統合をいたしまして、一つの水道事業としてスタートいたします。

そのためには、熊本県から簡易水道から水道事業への移行の認可を取得する必要があります。現在、申請中でございますが、その中で熊本県から具体的な行政区名の記載が必要であると指摘がございましたので、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する必要があるため、今回ご提案をさせていただきました。

次のページをお願いします。

令和5年苓北町条例第 号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町水道事業給水条例（平成10年苓北町条例第15号）の一部を次のように改正する。

恐れ入ります。新旧対照表を使いまして改正案の説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表です。右側が改正前で、左側が改正後です。下線の部分が改正部分となります。

第2条です。苓北町水道事業の給水区域は、別表第1の給水区域とするということに改めております。具体的には行政区名が記載された表を作成して、別表第1として、入れるようにしております。

続きまして、第27条です。第2条の関係で別表第1を加えましたので、今まで別表となっていたものを新たに別表第2に表の名前を改めるものです。

また2枚目のページに戻っていただきまして、附則です。この条例は、令和6年4月1日から施行すると定めております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第73号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第73号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、合併処理浄化槽の使用料の算定方法を公共下水道使用料と同様に従量制へ移行することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

令和5年荅北町条例第 号、荅北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

荅北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成10年荅北町条例第17号）の一部を次のように改正する。

内容について説明をいたしますので、新旧対照表の方をお開きお願いいたします。

荅北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正後です。下線の部分が改正部分です。

まず、第10条からです。見出しを使用料の算定方法から、使用料の額に改めます。条文中にあります別表が人槽区分で示したのから、公共下水道使用料と同じ計量排除汚水使用料に改めます。

第2項につきましては、使用日数と定めてあるものから、基本水量に基準を改めます。

第11条でございます。排除汚水量の算定方法を今回新たに加えました。内容は、公共下水道使用料と同じです。

新旧対照表の次のページをお願いいたします。2/4と書いてあるページです。

第12条です。メーターの貸与です。この条文も今回新たに加えました。内容については、公共下水道使用料と同じになっております。

第13条です。ポンプ施設等による届出です。今回新たに加えました。内容は、公共下水道使用料と同じになっております。

次のページをお願いいたします。3/4と書いてあるところでございます。

第14条以降第20条までにつきましては、条項がずれたものです。

第20条につきましては、規則で定めるから、町長が別に定めると改めます。

お手数ですが、4枚目に戻っていただきたいと思っております。下のページが3と書いてあるところです。附則と書いてあります。この条例は、令和6年4月1日から施行すると定めております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第74号、荅北町水道特別会計設置条例の廃止について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第74号、荅北町水道特別会計設置条例の廃止について。

荅北町水道特別会計設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和5年12月6日提出。荅北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、

苓北町水道特別会計を廃止する必要があるためでございます。

このことにつきましては、議案第70号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例において、水道事業の設置について定めてありますので、苓北町水道特別会計を廃止するものでございます。

次のページをお願いします。

令和5年苓北町条例第 号、苓北町水道特別会計設置条例を廃止する条例（案）。

苓北町水道特別会計設置条例（昭和39年苓北町条例第5号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第75号、苓北町下水道特別会計設置条例の廃止について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第75号、苓北町下水道特別会計設置条例の廃止について。

苓北町下水道特別会計設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、苓北町下水道特別会計を廃止する必要があるためでございます。

議案第70号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例において、下水道事業の設置について定めてありますので、苓北町下水道特別会計を廃止するものでございます。

次のページをお願いします。

令和5年苓北町条例第 号、苓北町下水道特別会計設置条例を廃止する条例（案）。

苓北町下水道特別会計設置条例（平成6年苓北町条例第14号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第76号、苓北町農業集落排水特別会計設置条例の廃止について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第76号、苓北町農業集落排水特別会計設置条例の廃止について。

苓北町農業集落排水特別会計設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、

苓北町農業集落排水特別会計を廃止する必要があるためでございます。

議案第70号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例において、下水道事業の設置について定めてありますので、苓北町農業集落排水特別会計を廃止するものでございます。

次のページをお願いします。

令和5年苓北町条例第 号、苓北町農業集落排水特別会計設置条例を廃止する条例(案)。

苓北町農業集落排水特別会計設置条例(平成8年苓北町条例第6号)は、廃止する。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長(野崎幸洋君) 議案第77号、苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計設置条例の廃止について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長(本田 保君) 議案第77号、苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計設置条例の廃止について。

苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計を廃止する必要があるためでございます。

議案第70号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例において、下水道事業の設置について定めてありますので、苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計を廃止するものでございます。

次のページをお願いします。

令和5年苓北町条例第 号、苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計設置条例を廃止する条例(案)。

苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計設置条例(平成10年苓北町条例第16号)は、廃止する。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長(野崎幸洋君) 議案第78号、苓北町営水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長(本田 保君) 議案第78号、苓北町営水道事業基金の設置、管理及

び処分に関する条例の廃止について。

苓北町営水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、苓北町営水道事業基金を廃止する必要があるためでございます。

基金のこの後につきましては、基金を廃止した後は引継金という形で、新しい会計の帳簿の方に移ってまいります。

次のページをお願いします。

令和5年苓北町条例第 号、苓北町営水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例（案）。

苓北町営水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年苓北町条例第6号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第79号、苓北町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第79号、苓北町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について。

苓北町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、苓北町農業集落排水事業基金を廃止する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

令和5年苓北町条例第 号、苓北町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例（案）。

苓北町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成13年苓北町条例第33号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 議案第80号、苓北町特定地域生活排水処理事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第80号、苓北町特定地域生活排水処理事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について。

苓北町特定地域生活排水処理事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、苓北町特定地域生活排水処理事業基金を廃止する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

令和5年苓北町条例第 号、苓北町特定地域生活排水処理事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例（案）。

苓北町特定地域生活排水処理事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成15年苓北町条例第11号）は、廃止する。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

倉田明君。

○7番（倉田 明君） 説明大変だったと思います。2点ほどお尋ねをいたします。

ご承知のとおり、いよいよ令和6年の4月1日から公営企業会計へ移行するということでございますが、これに伴いまして、上下水道等全般にわたりまして新たな費用、いわゆる経費が生じるのかどうか。もし生じた場合、額に応じた補助金等の関係がどうなっているのか。

もう1点は、上下水道事業の設置条例の第5条に重要な資産の取得又は処分とありますが、これに関して現実的あるいは具体的なそういった処分等があるのか、ないのか。その2点をお尋ねいたします。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） まず1点目のご質問でございますが、今回、公営企業会計に移行してからの新たな費用が生じるのかというご質問だと思います。

その点につきましては、当然ご存じのとおり、システムは変わります。今までのと違う機械で伝票を切りまして、その数字がそのまま帳簿に記録されるような仕組みになりますので、そういった費用もかかりますし、あとスタートした時、ちょっと慣れてない部分もございますので、専門家の方にアドバイスをいただく分等の業務委託っていうか、そういう部分等も生じてまいるところであります。

2点目についての財産の取得等につきましては、土地の取得とか、そういう部分は現在のところはまだございません。主に、機器の管理の方がどうしても事業的に重点でございますが、一応、財産の取得とかがあった場合にも定めておく必要がありますので、可能性的にはそんなにはないかと思うんですけど、一応、条例上はここに記載をさせていただいた次第であります。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） はい、どうも。あと半年余りないわけですけども、そういったシステム改修等々について以前からお話がありますが、やはり国庫補助といういろいろな補助があるんですよね。額は別として。それと第5条で取得もですけど処分、土地も含めていろんな機械等はどうか分かりませんが、処分というのは具体的に発生する予定はないのかどうか、その点だけをお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 今のところですね、新たに発生する処分の対象となるものは、ちょっと今のところはないかと思えます。申し訳ございません。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 何かくだらない質問かと思えますけども、お許しいただきたいと思えます。従来の水道、下水道料金がですね、3月分は4月に入ってたんですよ。上下水道関係そのものは3月31日で途切れます。そうすると3月分の収入が行き場のないって言ったらかおかしいんですけど、それは当然、令和6年度の4月に入ってくるわけですから、令和5年度分の収入が11カ月分として入ってくるんでしょうか。その11カ月分はどうなる・・・そこをちょっと。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 一旦ですね、今の水道特別会計は、一応3月31日で一旦閉めますので、通常でしたら5月31日まで出納閉鎖期間まであって、その中に入りしたお金を、その年度で決算に用いるわけですが、今回移行するに際しまして、一旦3月31日で切りまして、以後入った分につきましては、新しい企業会計の方で受け入れるっていう形になるかと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 新しい企業会計に移る。そうすると、それ11カ月しか入ってこんですよ。だけん、令和5年度分については、11カ月分が未収入というふうになるんですか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 確かにおっしゃるとおり、3月に使った分は4月にお支払いしますけど、その分につきましては、一応調定の対象を外しまして、未収ではなくて、一応ここまでは取りましたということで、以後の3月に使って4月に納めていただいた分につきましては、公営企業会計の方の収入として、そっちの方に入れるようにしております。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 伝票上はそういうふうになって……。わかるような、わからないような。すみません、あと一つ。私、従来からですね、言ってたんですけども、現在の水道環境課の中に、一般会計の職員、衛生係がですね、入っております。ごみ処理関係が。そうすると、この前も言いましたけども、一つの課に企業会計と従来からある普通会計の職員が混在するのは好ましくないという考えをずっと持っております。その点について、いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） 先程のですね、公営企業会計の移行に伴うですね、説明会を来年の1月を目途に、この前ご要望がありましたので、先程の収支の仕組みとかも含めて開催をしたいと考えております。

公営企業会計と一般会計の混在につきましては、当然、私ども職員数も限られておりますので、今後内容を見ながらですね、なかなか公営企業だけの課っていうのをなかなか作ることは、今の時点では不可能でございますので、事務に支障がないかどうかを再度研究してですね、ご報告できればと思っております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 先程、高戸議員がちょっと質問されましたけども、3月に発生した分を4月に持ち越して、それを公営企業の方に入れるという話ですけども、それはあくまでもですね、4月1日からスタートですので、4月1日の収入で上げるのが、私は本当だと思うんですよ。そして、逆に3月分が未収で残るわけですよ。それは今度完全複式になりますので、それは3月31日で一応閉めるわけですよ。閉めた時点で、3月分は4月にしか徴収できないので、4月分は未収金として計上するのが本当だと思うんですよ。それで3月分のいわゆる未収分については、今までどおりの一般会計の方に入れるか何かの形に持っていかなと、企業会計の方に持ってきたら私はおかしいんじゃないかと思うんですけどですね。今度は逆に初年度については13カ月分の収入という形に計算されてしまうんじゃないかと思うんですけど。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） お金の動きといたしましては、一旦3月31日で切るわけですが、それ以降のお金の動きにつきましては、新しい企業会計の方に入れると認識しております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） その3月分ですね、その料金については、この会計では発生してないわけですよね。発生してない分を収入で入れるというそもそもの考え方がおかしいかと思うとです。スタートするのは、あくまでも4月1日ですよ。そして3月分というのは3月に発生した分ですので、4月1日から発生した分ならば入れていいと思うんですけども、そこら辺はどういうような形でされるかですけども、今後ですね、一応検討をされたらと思いますけども。私は一応そういうふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 申し訳ございません。再度、勉強会の方を開催させていただきますので。すいません。申し訳ございません。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点につきましては、先進自治体等もあろうかと思っておりますので、あと会計法等の関係もあろうかと思っております。そういったものを詳しく調べまして、1月の全員協議会でお示ししたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 会計は、1月の段階でまた質問をいたしたいと思っております。やっぱり議会にどのような形で、企業会計が提案されるのかということも含めてですね、私たちは一般会計・特別会計の単年度の予算しか見てませんので、公営企業の予算がどのような形で議会に示されるのか。当然、議会承認を得られないとできないでしょ。公営企業もですね。一般会計、公営企業、特別会計、この三つが来年度出てくるかと思っております。その辺り、今詰めていらっしゃると思っておりますので、そのやり方については十分勉強していただきたいと思っております。

第7条ですね。負担付きの寄附又は贈与の受領というところで、金額が1,000万円以上となっております。それと損害賠償が300万円というようなことになっておりますが、これは地方自治法で定める金額と・ちょっと今、条例持ってきてませんので、これは皆さんの方が詳しいかと思っておりますが、通常、自治法で負担付きの寄附の議会承認額というのがありますよね。そこの整合性がどう捉えてあるのか。1,000万円という、こんなに大きい金額じゃなかったような気がしたもんですから。負担付きがですね。この金額は、どのようなところで1,000万円、また損害賠償が300万円というふうな額の決定になっているのかをお聞きいたしたいと思っております。

それと先ほど、基金の廃止が出てました。基金の残高の中では、苓北町営水道事業基金が4,394万5,000円ありますですね。ほかには基金の条例だけあって、積んでなかったんですね。ほかの条例は。ただこれ残すわけにいかんから、廃止するということだと思います。

そこで、基金を廃止したときには、当然一般会計の方に繰り入れるんだと思いますが、でも、また公営企業の方でも、公営企業会計の中で何らかのその全体の基金というものを造成するのか、今回その公営企業の方の基金っていうのが、設置条例も何もなかったから、いざという時に公営企業はもう一般会計に頼るんだということで、そういう基金は設けないというふうな形なのか、法律上できないということで基金を設けないのか。先ほど説明では、公営企業の方に引き継ぐとかいうふうな話があったもんですから、引き継ぐ先が何なのかというふうなこともあってですね、お聞きいたしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） まず、最初の第7条の議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等についてのご質問でございますが、まずここはですね、この件につきましては、地方公営企業の設置等に関する条例の準則についてという資料がございまして、その中で議会の議決を要する負担付きの寄附の受領額については定めがここに書いてございまして、それでですね、ここの数字でございますが、この数字につきましては、隣の自治体の天草市の数字を参考にさせていただいております。

次に、基金の行き先っていうか、廃止にした後の動きでございますが、一旦廃止して、町の一般会計の通帳の中に入れていきまして、当然、企業会計になりましたら水道事業会計と下水道特別事業会計という口座（通帳）をそれぞれ一つずつ作ってまいります。

その中で基金の方の受け入れを引継金という形で受け入れていきますが、受け入れた後の運用については、ちょっとまだ早急にはちょっと詰めてございませぬので、近日中にですね、その後については詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） まず、議会の議決の負担付きですけれども、これはそれじゃ天草市の条例の額を参考に町も定めたということですね。町独自でいくらにするかというのは、それぞれの自治体任せに、自治体で決定するというふうなことですね。だけん、苓北町にとってこの1,000万円っていうのが、果たして妥当なのかどうかっていうところがちょっとあったもんですから。額が大きいし。一般会計の方の金額に合わせてというふうなものであれば、それもいいかと思いますが。・・すみません。すぐ分かりますかね。負担付きの議会承認が町の条例で、全部負担付きであれば、全額議会承認ってなってるのか。通常、議会承認の中で金額を定めてあったのか。通常の方ですよ。

自治体としての。負担付き。基本的な負担付きの寄附というのは、基本的には原則禁止で、議会の承認を受けなければならないというふうに地方自治法上なってるかと思いますが、1,000万円とかいう定めをちょっとあんまり頭になかったもんですから。特別に議会の方のやつで定めてあったのかと思ったんですが、ちょっとそこを見とらんだったもんですから。

○議長（野崎幸洋君）　すぐ答弁できますか。できないようであれば、暫時休憩とりますけど。

それでは調べるまで、暫時休憩・・・もう時間がきておりますので、11時10分までを目途に休憩します。

-----○-----

休憩　午前10時57分

再開　午前11時10分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開しますが、資料の準備がありますので、これから暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩　午前11時10分

再開　午前11時20分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君）　それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

先程の山口利生君の質問に対する答弁、よろしくお願いします。

町長。

○町長（山崎秀典君）　先程の山口委員のご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、議会の議決事項、これは地方自治法の中にありますけども、その中の第96条でここに挙がっております負担付きの寄附又は贈与を受けることというようなことがあります。議会の議決事項となっております。

そういった中で、今般、この企業会計の条例を上げるにあたり、地方公営企業の設置等に関する条例の準則についてということが参っておりますので、この準則に基づいて、私ども一応金額を決めたわけですけども、この金額につきましては、企業の規模に応じ、財政上相当の負担となると考えられる額以上の額とするということで規定がなされております。そういったところで、近隣の状況を見て、負担付きの寄附の額といいますのは、1,000万円以上という形で規定をしたいということで提案を申し上げます。

また、法律上、町の義務に属する損害賠償の額につきましては、これ町長の専決事項の部分については、先の議会において500万円以上ということで規定をさせていただ

いておりますが、これにつきましても、近隣の天草市の状況で、うちより企業会計の規模が大きい天草市の状況をお聞きしましたところ、天草市の方が300万円以上というようになっておりますので、これは天草市より規模が小さいうちの町がですね、町長の専決事項と同様に500万円以上とした場合には、やっぱりそれよりも300万円以上の部分について、議会の議決に諮るということにしたらいいのではないかということで、この規定を設けさせていただいているところでございます。

ただ、この辺につきましても、いろいろ他の先進自治体等もあろうかと思っておりますので、改めて先程申しましたように、給水人口の部分について、また3月の議会で一部改正の条例提案を申し上げますので、その際、この金額でどうしても不都合が生じるようなことが考えられる場合につきましては、その点についても、一部改正の案として提案をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから一括討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

採決は各議案ごとに行います。

まず、議案第70号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第71号、苓北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、苓北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第72号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決

します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第73号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第74号、苓北町水道特別会計設置条例の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、苓北町水道特別会計設置条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第75号、苓北町下水道特別会計設置条例の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、苓北町下水道特別会計設置条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第76号、苓北町農業集落排水特別会計設置条例の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、苓北町農業集落排水特別会計設置条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第77号、苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計設置条例の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計設置条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第78号、苓北町営水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、苓北町営水道事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第79号、苓北町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、苓北町農業集落排水事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第80号、苓北町特定地域生活排水処理事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号、苓北町特定地域生活排水処理事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第81号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第14、議案第81号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） 議案第81号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改

正する条例について。

苓北町国民健康保険税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由といたしまして、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については原則として令和6年1月1日から施行されることになったことに伴い、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

本議案については、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただき、以下の要旨をもって説明に代えさせていただきます。

一部、先の提案理由と重複いたしますが、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）、それに伴う関係政令の整備に関する政省令が公布され、国民健康保険制度においても出産する被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税所得割及び均等割の免除規定が創設されました。

これに伴い、今般、苓北町国民健康保険税条例を一部改正し、新たに産前産後期間の保険税免除に係る規定を新設、追加するものです。

令和6年1月1日が施行日となります。対象、出産する（した）苓北町国民健康保険被保険者。免除措置、原則世帯主からの届出により、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る出産する（した）被保険者の所得割額及び均等割額が当該年度の国民健康保険税から免除されます。4カ月（多胎妊娠の場合6カ月）相当。令和5年度としては、令和6年1月から3月分が免除対象となります。

補足といたしまして、国・地方の財政負担割合、法定繰入金の位置付けとして、国1／2、熊本県1／4、苓北町1／4の負担割合となっております。

また、社会保険制度においては、平成26年4月から同様の免除制度が創設されております。また、国民年金・厚生年金制度においても同様の免除制度があります。

附則といたしまして、施行期日、適用区分、産前産後期間の経過措置、準備行為を規定いたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第81号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 発議第10号 苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第15、発議第10号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 発議第10号。令和5年11月22日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員 松本良人。

苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由。

苓北町内には、苓北町が支援、活用している各種団体が数多く存在している。この各種団体は、当該役員によって運営がなされているのがほとんどで、その運営にかなりの労力、時間が費やされている。

一方、そのほとんどの団体の当該役員の報酬額は微々たるもので、中には無報酬の団体もある。

このような中、苓北町議会議員における議長、副議長、委員長には役職ごとに報酬上のランク付けがなされ、苓北町議会議員の月額2万8,000円と7万5,000円、2万2,000円、3,000円とそれぞれ増額がなされている。

議長、副議長は一種の名誉職でもあり、また、委員長は月額3,000円の増額に値する仕事量でもないと思われる。

苓北町内各種団体と均衡を保つため、令和6年1月以降の苓北町議会議員の月額報酬を役職ごとの増額を改め、一律22万8,000円と定めることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次ページをお開きください。

発議第10号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年苓北町条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正内容については、新旧対照表によりご説明いたしますので、次ページの新旧対照表をお開きください。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。下線の部分が改正部分となります。

第1条中、議長、副議長、委員長、議会運営委員長のそれぞれの報酬月額を一律22万8,000円に改めるものでございます。

前ページに戻っていただきまして、附則です。この条例は、令和6年1月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論ありの声ですね。

それでは、討論がありますので、討論にあっては、必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、本件に反対者の発言を許します。

廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 3番議員、廣田です。

私は条例改正案には反対の立場で討論に参加をいたします。

議事を整理、統括する議会を代表する正副議長、委員会を代表する委員長には責任と権限があると私は考えます。よって議員報酬上の加算がなされているのに異議異論はございません。よって、この条例改正案に反対をいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 賛成の立場で意見を申し上げます。

今回、私は発議で報酬削減を提案いたしました。ロシアのウクライナ侵攻、パレスチナ・イスラエル戦争等から、世界中が混乱し、原油価格の高騰から端を発し、併せて、異常気象、コロナの発生、円安等もあって、日常生活用品は日増しに高騰し、小麦、大豆等の輸入穀物、肥料、農薬等ほか農・漁業資材の高騰によって、農業、漁業、畜産業への影響は計り知れないものがあります。

今回、私たちの議員の報酬を考えると、本来、平等であるべき報酬が役職を介して差があることに気が付きました。選挙で選ばれた者同士です。誰が議長、副議長、委員長に指名されても、その職務を全うする、また全うできる方々です。私は3期目になりますが、この間、職を推薦されて断れられた方はありませんでした。提案理由においても説明いたしましたが、議会議員には、議長、副議長、委員長には、各種ごとにランク化され、月額7万5,000円、2万2,000円、3,000円の増額報酬が定められておりますが、これまでに、この差額目当てに役職を引き受けられる方もいらっしゃらなかったと理解しております。

ちなみに月額報酬、議長30万3,000円、副議長25万円、委員長23万1,000円ですが、年報酬（期末手当含む）では、議長448万9,702円、副議長370万4,375円、委員長342万2,842円となります。合計3,539万9,005円です。

しかしながら、報酬減額案が一般議員報酬月額22万8,000円ですので、年報酬で337万8,390円。全議員合計が3,378万3,900円。その差額が、現在10名の総差額でございますけれども、161万5,105円です。言わば、目につかない隠れ報酬ともとれる年間の差額の総額が約161万5,000円となります。一般財源からの歳出です。ですので、かなり貴重な財源です。

今回、一般質問で要求されていましたが、子育て支援対策としての5歳児健診費、これ1回5万円といたしまして4回、これ20万円です。そして、子ども食堂の運営資金等についても質問されておりました。これを1食300円としても1食分で30万円ですね。これらに活用されても十分な額ではないかと思っております。また、田嶋議員の一般質問で指摘されました地域づくりグループによるボランティア活動によるイベントも助成できるものと思っております。仮に10万円の補助金で10団体で100万円です。申し上げました3事業でおよそ150万円の予算が必要ですが、これだけ余裕ができて、町民の方々が大変潤うんじゃないだろうか。細部についてですね。そしてまた、このことから子育て支援対策が進んでいると認められると、町外からもかなり

移住も進むものではないかと考えられます。

私は、議員報酬の月額22万8,000円でも高いと思っています。私は過去において、地区の青年団を始め、苓北町青年団の事務局長、小学校PTA会長、中学校PTA副会長、旧水産高校育友会会長、地区老人クラブ会長、や事務局長、それから苓北町老人クラブ連合会の事務局長、会長、それから大河内地区区長の経験をいたしました。

その後、町議会議員になりましたが、この中で一番楽であった職は現在の町議会議員です。町議会議員の職です。この中でほとんど無報酬に近かったと思っていますが、この中では区長の報酬が一番高かったと認識しておりますけれども。高かったです。実際に一番。ところが、各区の情勢によってですね、小組合に配分したり、またいろんな経費に充てれば手元にはほとんど残りませんでした。現在の区長さんもそうではないかと思えます。

現在、町内には各種の団体があり、町の行政執行に欠かせない存在です。この中でも、町内各種のイベントや大会等でお世話になっている交通指導員さんの報酬は、年額3万7,000円ですが、寒い日にも、暑い日にも、また子どもたちの通学時にも目にする反射たすきを背にした方々に心より感謝をいたします。

町関係各種委員については、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例第1条により、日額5,700円、半日額3,000円です。また、ボランティア連絡協議会、青少年育成町民会議、文化協会の役員など無報酬の団体もあります。

お手元にですね、一部ですが、町長に資料を求めましたので、写しを配付しております。皆さん、思い出してください。苓北町民の幸せのために、4年に1回の選挙戦の公約、また公約には掲げていないにしても、無報酬でも町民の皆様のために頑張りますと言わんばかりの選挙カーでのアピールもあったかと思えます。私は、税金の約半分が借金の返済に使われている現状で、1円でも町に貢献したい。そして、子どもや孫たちに、豊かで住みよい町を引き継ぎたい。この思いで、この議員報酬削減の発議をいたしました。このことから本案に賛成いたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 私は反対の立場から意見を述べさせていただきます。

私は、松本議員がおっしゃる議員の報酬を一律にというのには反対いたします。

その理由といたしまして、それぞれの職務の重さ、公務の仕事量の差、見えないところでの重責等、大変ご苦労が多いと思っています。

また、先程配られました資料の各種団体の報酬等の表がありますが、その表でもそれぞれの役員の長と一般との差がありますし、この内容から見ましても適正であると思えます。

また、先程申されました松本議員の子育て等の費用等は、ほかの財源で確保に向けて努力すべきことで案とは別のものだと考えています。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 次に、賛成者の発言を許します。

次に、反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

発議第10号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第10号、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については否決されました。

-----○-----

日程第16 議案第82号 令和5年度苓北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第16、議案第82号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 議案第82号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第7号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、昨日の全員協議会にて説明をいたしました国の「重点支援地方交付金」を活用した物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援に係る費用のほか、地方交付税や国県支出金の交付見込み等に伴う財政調整等の補正を行うものでございます。

詳細な内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第82号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第7号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,969万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億8,307万4,000円とするものです。

5ページをお願いします。

第2表、債務負担行為の補正です。

一つ目に、苓北町斎場管理運営業務について、令和6年度から令和8年度までの1,262万1,000円と協定書により発生した額を追加するもの。

二つ目に、苓北町老人福祉センター管理運営業務について、令和6年度から令和8年度までの4,313万7,000円と協定書により発生した額を追加するもの。

三つ目に、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機管理運営業務について、令和6年度から令和8年度までの1億658万1,000円と協定書により発生した額を追加するもの。

四つ目に、苓北町町民総合センター等管理運営業務について、令和6年度から令和8年度までの5,963万7,000円と協定書により発生した額を追加するものです。

6ページをお願いします。

第3表、地方債の補正です。

1. 変更は、道路メンテナンス事業に係る測量設計委託料の実施による減額及び道路メンテナンス事業国庫補助金の交付決定に伴う中田橋補修工事費の追加による過疎対策事業債650万円を増額するもの。

2. 廃止は、臨時財政対策債の借入れを行わないこととして廃止するものです。

9ページをお願いします。歳入です。

款10地方交付税、項1、目1地方交付税は、交付決定による普通交付税9,875万5,000円の増額です。

10ページをお願いします。

款14国庫支出金、項1、目1民生費国庫負担金は、交付決定による介護保険料軽減国庫負担金6万7,000円の減額です。

11ページをお願いします。

項2、目1総務費国庫補助金、節2新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、低所得者支援及び物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援することとして、新たに交付される見込みの重点支援地方交付金1億1,562万5,000円の増額。

節4デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装分）は、統合型及び公開型GI

S構築事業の実績によるデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装分） 883万7,000円の減額。

節5 社会保障・税番号システム整備費補助金は、氏名の振り仮名法制化に伴う住民票等への記載機能追加整備に係る社会保障・税番号制度システム整備費（総務省分）と、戸籍附票への記載機能追加整備に係る（法務省分）を合わせて、1,090万6,000円の増額です。

目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費補助金は、障害福祉サービス報酬改定に伴う市町村事務システム改修に係る障害者自立支援給付審査支払等システム事業国庫補助金9万9,000円の増額。

節2 児童福祉費補助金は、保育所送迎用バスの置き去り防止等安全装置設置に係る保育対策総合支援事業費国庫補助金（安全対策事業）87万5,000円の増額です。

目4 土木費国庫補助金は、交付決定による道路メンテナンス事業国庫補助金574万9,000円の増額です。

12ページをお願いします。

款15 県支出金、項1、目1 民生費負担金は、交付決定による介護保険料軽減県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金、合わせて201万7,000円の減額です。

13ページをお願いします。

項2、目1 総務費県補助金は、交付決定による土地利用規制等対策費交付金1,000円の増額です。

目4 農林水産業費県補助金、節1 農業委員会補助金は、交付決定による農地中間管理機構集積支援事業補助金、農地利用最適化交付金を合わせ84万9,000円の減額。

節2 農業費補助金は、取り組み面積の増加による中山間地域等直接支払事業補助金2万4,000円の増額です。

14ページをお願いします。

項3、目1 総務費県委託金、節4 統計調査費委託金は、交付決定による漁業センサス委託金、住宅・土地統計調査委託金合わせて1万1,000円の増額。

節5 選挙費委託金は、熊本県知事選挙執行に係る熊本県知事選挙事務委託金17万6,000円の増額です。

15ページをお願いします。

款18 繰入金、項2、目12 財政調整基金繰入金は、財政調整基金とりくずしを行わないこととしたことによる2,713万5,000円の減額です。

16ページをお願いします。

款20 諸収入、項4、目2 農林水産業費受託事業収入は、交付決定による農業者年金事務受託収入3万円の増額です。

17ページをお願いします。

項5、目1雑入は、交付決定によるマイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等事業費補助金4,000円の増額。捕獲イノシシの個体販売に係るイノシシ売払収入4万2,000円の増額です。

目2過年度収入は、令和4年度実績による障害児福祉費県負担金過年度収入80万4,000円の増額です。

18ページをお願いします。

款21町債、項1町債は、6ページの地方債補正で説明したとおりで、目5土木費から目7臨時財政対策債を合わせて2,450万円の減額です。

19ページをお願いします。歳出です。

款2総務費、項1、目1一般管理費、節10需用費は、実績見込みによる複写機パフォーマンス料、プリンター等トナー・インク代に印刷機の修理に係る修繕料合わせて30万円の増額。

節12委託料は、実績見込みによる職員健康診断委託料、職員人間ドック健診委託料合わせて45万円の減額。

節18負担金補助及び交付金は、職員の二次募集に係る職員採用共同試験負担金3万2,000円の増額。

節24積立金は、財政調整基金積立、苓北町町営住宅等基金積立、合わせて2,372万1,000円の増額。

節26公課費は、不足する自動車重量税1万5,000円の増額です。

目2文書広報費は、広報紙のページ数増加による印刷製本費35万円の増額です。

目5財産管理費は、地域からの要望による旧坂瀬川公民館周辺樹木の伐採に係る修繕料32万5,000円の増額です。

目6企画費、節3職員手当等は、実績見込みによる時間外勤務手当12万円の増額。

次のページの節8旅費は、実績見込みによる普通旅費に運動・スポーツ習慣化促進事業に係る委員費用弁償合わせて4万7,000円の増額。

節10需用費は、土地利用規制等交付金の活用に係る消耗品費に巡回バス運行に係る燃料費を合わせて11万8,000円の増額。

節18負担金補助及び交付金は、申請件数の増加見込みによる住宅リフォーム等支援事業補助金30万円の増額です。

目12庁舎管理費、節10需用費は、消防点検にて指摘を受けた保健センター誘導灯取替等に係る修繕料68万6,000円の増額。

節12委託料は、人件費の高騰等により不足する空調設備点検委託料、産業廃棄物収集運搬処理委託料合わせて1万7,000円の増額。

目13電算システム管理費、節10需用費は、ネットワーク機器ケーブルの床下配線工事等に係る修繕料11万円の増額。

節12委託料のシステム改修委託料は、実績による国民健康保険システム改修委託料と氏名の振り仮名法制化に伴う住民票等への記載機能追加に係るシステム改修委託料合わせて688万6,000円の増額。証明書等コンビニ交付関連システム改修委託料は、実績による128万2,000円の減額です。

目14情報化推進費、節8旅費は、地域イノベーション連携モデル事業に係る普通旅費14万5,000円の増額。

次のページの節11役務費は、実績見込みによる電柱共架照会料6,000円の増額。

節12委託料は、実績による統合型及び公開型GIS構築業務委託料1,767万2,000円の減額。

節13使用料及び賃借料は、実績見込みによる電柱共架料1万5,000円の増額です。

22ページをお願いします。

項2、目1税務総務費、節3職員手当は、実績見込みによる特殊勤務手当4万2,000円の増額。

節10需用費は、森林環境税課税に伴う納税通知書様式変更に係る印刷製本費10万3,000円の増額です。

目2賦課徴収費、節1報酬は、税務申告事務補助員の雇用に係る事務補助員報酬33万7,000円の増額。

節22償還金利息及び割引料は、申告に基づく過年度町県民税分の過誤納還付金40万円の増額です。

23ページをお願いします。

項3、目1戸籍住民基本台帳費、節10需用費は、実績見込みによる熊本県収入証紙購入代11万7,000円の増額。

節12委託料は、氏名の振り仮名法制化に伴う戸籍情報への記載機能追加に係る戸籍情報システム改修業務委託料321万8,000円の増額です。

24ページをお願いします。

項4、目1選挙管理委員会費は、政治活動用立て看板等の証票作成に係る消耗品費1万4,000円の増額です。

目3熊本県知事選挙費は、入場券送付用封筒作成に係る印刷製本費17万6,000円の増額です。

25ページをお願いします。

項5、目2指定統計費は、各種統計調査に係る費用の実績見込みによる節1報酬の調

査員報酬から節1 1 役務費の後納郵便代まで合わせて2万8,000円の増額です。

26ページをお願いします。

款3 民生費、項1、目1 社会福祉総務費は、重点支援地方交付金を活用した物価高騰重点支援給付金事業として、節1 報酬の事務補助員報酬から節1 8 負担金補助及び交付金の世帯当たり7万円、対象世帯を1,250世帯と見込んだ価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯・追加給付分）まで合わせて9,068万5,000円の増額です。

目4 介護保険事業費は、実績見込みによる時間外勤務手当3万円の増額です。

目5 後期高齢者医療費、節1 8 負担金補助及び交付金は、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金（療養給付費前年度精算分）10万7,000円の増額。

次のページの節2 7 繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）264万3,000円の減額です。

目6 障害福祉費は、障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修委託料22万円の増額です。

目7 新ふれあい館管理費は、隣接する衝錠町有地の分譲販売に係る支障木伐採業務委託料85万円の増額です。

28ページをお願いします。

項2、目1 児童福祉総務費、節1 8 負担金補助及び交付金は、保育所送迎バス（3園5台分）の安全装置設置に係る保育環境改善事業（安全対策事業）補助金87万5,000円の増額。

節1 9 扶助費は、実績見込みによる子育て支援医療費助成413万9,000円の増額です。

29ページをお願いします。

款4 衛生費、項1、目1 保健衛生総務費、節2 2 償還金利子及び割引料は、令和4年度実績による母子保健衛生費国庫補助金返還金61万7,000円の増額です。

目3 環境衛生費、節1 8 負担金補助及び交付金は、年柄区の世帯から申請があった浅井戸ポンプ及び除菌機取替に係る水道施設整備費事業補助金57万5,000円の増額。

節2 7 繰出金は、一般からの繰出金と重点支援地方交付金を活用して水道・下水道料金の基本料を令和5年12月から令和6年3月分までの4カ月間無料とする水道・下水道料等利用者支援事業分を合わせて3,223万8,000円の増額です。

目5 健康増進事業費は、健康増進計画策定に係る健康づくり推進協議会委員費用弁償1万2,000円の増額です。

30ページをお願いします。

項2、目2 塵芥処理費は、ごみ袋の不足見込みによるごみ袋代25万7,000円の増額です。

31ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1、目1農業委員会費、節1報酬は、実績見込みによる農業委員報酬（交付金事業分）から労務作業員報酬まで合わせて45万6,000円の減額。

節8旅費は、実績見込みによる農地利用最適化推進委員費用弁償8,000円の減額。

節10需用費は、農地利用最適化交付金活用のため消耗品費8万4,000円の増額。

節11役務費は、実績見込みによる情報通信回線使用料、後納郵便代合わせて8万9,000円の減額です。

目3農業振興費は、取り組み面積の増加による中山間地域等直接支払交付金3万4,000円の増額です。

目4畜産業費は、重点支援地方交付金を活用して飼料ラッピング資材購入を支援する畜産業資材高騰対策事業補助金200万円の増額です。

目5農地費、節10需用費は、燃油価格高騰による公用車の燃料費と、都呂々地区農業用水管修理に係る農道等維持管理費を合わせて53万円の増額。

次のページの節27繰出金は、重点支援地方交付金を活用して、水道・下水道料金の基本料を令和5年12月分から令和6年3月分までの4カ月間無料とする水道・下水道料等利用者支援事業に係る農業集落排水特別会計繰出金20万9,000円の増額です。

目7堆肥センター管理費、節10需用費は、簡易な設備修理等に係る消耗品費5万円の増額。

節12委託料は、雇用者の増による堆肥センター攪拌機運転等業務委託料14万5,000円の増額です。

33ページをお願いします。

項3、目1水産業振興費は、重点支援地方交付金を活用して養殖資材購入を支援する貝類等養殖設備更新事業補助金300万円の増額です。

目2漁港管理費は、坂瀬川漁港（和田）のポンツーン修理に係る修繕料50万円の増額です。

34ページをお願いします。

款6商工費、項1、目4温泉センター管理費は、電話機買い換えに係る消耗品費と大広間カーテン取替えに係る修繕料合わせて21万7,000円の増額です。

目5富岡城公園管理費、節10需用費は、不足する消毒液等の購入に係る消耗品費とビジターセンター中庭から股のぞき台設置場所への階段部分に手すりを設置するための修繕料を合わせて42万5,000円の増額。

節11役務費は、富岡城設置のぼり旗のクリーニング代2万円の増額です。

35ページをお願いします。

款7土木費、項2、目5橋梁維持費、節12委託料は、実績による橋梁点検・補修設

計に係る測量設計委託料283万5,000円の減額。

節14工事請負費は、道路メンテナンス事業国庫補助金の交付決定による中田橋補修工事に係る工事請負費（補助）1,520万円の増額です。

36ページをお願いします。

項5、目1住宅管理費は、外壁修繕等施設補修に係る公営住宅修繕料80万円の増額です。

37ページをお願いします。

款9教育費、項1、目2事務局費、節1報酬は、会議回数の増加による学校運営協議会委員報酬7万2,000円の増額。

節3職員手当等は、実績見込みによる時間外勤務手当10万円の増額。

節8旅費は、報酬と同様に会議回数の増加による学校運営協議会委員費用弁償2万8,000円の増額。

節10需用費は、リコピーパフォーマンス料の実績見込みによる消耗品費とスクールバスの修理に係る修繕料合わせて27万2,000円の増額。

節13使用料及び賃借料は、スクールバス修理期間の代替として車等借上料17万円の増額です。

38ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費は、屋外遊具劣化度診断によるブランコ等修理に係る修繕料106万3,000円の増額です。

39ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費は、屋外遊具劣化度診断によるの登りロープ撤去に係る修繕料9万5,000円の増額。

節12委託料は、実績による苓北中学校校舎の耐力度調査業務委託料163万3,000円の減額です。

40ページをお願いします。

項4、目1社会教育総務費、節3職員手当等は、実績見込みによる時間外勤務手当60万円の増額。

節7報償費は、物価高騰による不足見込みの二十歳のつどい報償費1万6,000円の増額です。

目2公民館費、節10需用費は、実績見込みによる水道料・下水道料と富岡公民館玄関自動ドアの修理に係る修繕料合わせて39万円の増額。

節13使用料及び賃借料は、実績による放送設備借上げに係る地区活動行事設備借上料3万3,000円の増額です。

目3社会教育施設費は、苓北町総合センター倉庫のシャッター修理に係る修繕料14

万3,000円の増額です。

目4文化財保護費は、会議開催回数の増加見込みによる文化財保護委員報酬、費用弁償合わせて5万5,000円の増額です。

目5志岐集会所管理費は、消防設備点検による感知器・誘導灯の修理に係る修繕料12万円の増額です。

41ページをお願いします。

項5、目1保健体育総務費は、夕やけマラソン大会の実績による消耗品費、食糧費合わせて7万6,000円の増額です。

目2学校給食費、節1報酬の調理員報酬から節8旅費の調理員費用弁償までは、職員代替の調理員雇用に併い合わせて64万6,000円の増額。

節10需用費は、運搬台車等の修理に係る修繕料11万円の増額。

節12委託料は、調理員1名分の健康診査委託料1万9,000円の増額です。

以上で、令和5年度荅北町一般会計補正予算（第7号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから1時15分まで、昼食のため休憩といたします。

-----○-----
休憩 午後 0時14分
再開 午後 1時15分
-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

なお、教育長から所用のため欠席ということで連絡が入っております。

それでは、これから令和5年度荅北町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） ちょっと1点だけお尋ねいたします。26ページのですね、社会福祉費の中で、区分18のですね、負担金補助及び交付金の中で価格高騰の部分でいわゆる非課税世帯への追加給付ということで8,750万円上がっておりますけども、これの申請方法とかですね、支給の時期あたりはいつぐらいを考えておられるか。

できるだけ、私が思うのはこの年内に早く支給されるような形で出された方がいいんじゃないかなと思っているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 26ページの社会福祉総務費の負担金補助及び交付金

の件でございます。価格高騰重点支援給付金でございます。

先に3万円を給付した方々に対し、追加で7万円を今回給付するものでございます。

スケジュールといたしましては、予算が通りましたら、まずシステムの改修ですね、通知文をまた作成いたしますので、対象者をさらに12月1日現在で今回は把握することになりますので、システム改修を行いまして、その後、年内には通知を出させていただきたいと考えております。その後、扶養されている方ですね、前回3万円のときには扶養されている方にも、町独自で3万円を給付したところですが、今回の7万円におきましては、扶養されている方は対象外となるというところですので、今回は通知文に合わせて確認書、私は扶養されています、されていない項目欄を設けまして、そこで扶養されている方は、今回の7万円から削除したところで給付を行うということで、これは年明け早々ですね、書類が揃いましたら、対象者の方には給付をしていきたいと考えているところです。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） システム改修して、それから事務的な準備にかからなきゃいけないということですか。そうすると申請あたりは、いわゆる全部もう多分対象者は町の方で把握できるんじゃないですか。できるならば、もうこちらの方からどんどん送られて、できるだけ早く支給をしてやるというような形の方が非常に助かられるんじゃないかなと思いますけれども。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 今回の基準日、7万円給付は12月1日現在の基準日になります。前回は6月1日が基準日でした。その間にですね、転入者等もいらっしゃいますので、今回システム改修をその上の委託料で上げておりますが、ここです、対象者を把握して、年内には対象の方に対しまして通知をするというところで考えております。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 17ページですね。雑入のマイナンバーカードと保険証の云々とありますけれども、実は関連すると思いますので、もうだめだということならば結構ですが、このマイナンバーカードのですね、偽造事件があつとつたのをテレビの報道で受けたっですね。何十枚も偽造してあつたと。それに対応するような何かありますか。

○議長（野崎幸洋君） 松本議員、マスクを取って話してください。

○4番（松本良人君） それと、21ページ。電柱共架照会料はどういうお支払いでしようか。一応2点お尋ねをします。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 21ページの電柱共架照会料についてでございますけれども、通常、電柱の方にですね、光のケーブルを共架させていただくときには、13の使用料及び賃借料の電柱共架料というもので済むんですけれども、電柱にはNTTがお持ちの電柱と九州電力がお持ちの電柱、2種類ありまして、NTTの方は特に問題なく共架させていただけるんですけれども、九電の方はわざわざその照会をするときに、照会料を請求されておまして、その分の費用ということになります。ただ確認をするためだけの費用なんですけれども、1回当たりいくらというふうな形で請求がまいります。その費用になります。

○議長（野崎幸洋君） 健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 17ページのマイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等事業費の補助金4,000円につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化の中で、カード利用の普及促進のためのチラシの配布を行ったことに伴います補助金でございます。現在、国の方でマイナンバーカードの件につきましては、それぞれ検証のですね、作業をされているところでございますので、その辺の動向を見て普及促進に努めていきたいと考えております。

○4番（松本良人君） 偽造した事件があったから・・・。

○議長（野崎幸洋君） 偽造についての事件があったのかどうかという・・・。

○健康増進室長（西川文孝君） 偽造につきましては、町内ではその辺は起こっておりません。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） すいませんが、もうちょっと議長さんまとめてください。私が聞いたのは、偽造の事件が発覚しとると。国内で。それが一人の方が何十枚も作っておられる感じですね。ご存じですかね、そこら辺。そういうことが発覚しとるが、それに対する対応とか何か考えておりますか。そこら辺を聞いたわけですから。マイナンバーで云々で、今の答えは全く要らんことです。

多分、見とらんですかね。見ておられますか。マイナンバーカードの偽造の関係。他の方は・・・。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○4番（松本良人君） いや、まだあります。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） この電柱共架照会料というのは、これはただ九電ののに乗せとっちゅうだけで照会料がいるわけですか。それとも例えば、町道の敷地の中を九電のが走って・・・、そういうのじゃなかつですかね。

今後はですね、これだけ金をですね、取るものならば、町道の敷地とか町有地に九電

が電柱を立てさせてくれろっていうのは、はっきりやっぱり断るべきと思うんですね。断るべきと思うんですよ。そのくらいぐらいぜんばですね。九電あたりはですね、殿様商売ですよ。

私も1件ありますけれども、これに似たとの。私は未納しとってからですね、落ちんでおってから、わざわざ本渡まで持っていたんですけども、本渡では取れんて言うて、そんな拒否してから。それで私はもう建てさせんて、建つんなって言うておりますので。やっぱりこれは町を挙げて、国を挙げてやっぱりしていただかんばいかん問題じゃなからうかと思えます。以上です。別に問題ありません。

そっちの方、偽造の発覚した件についての見解を。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） マイナンバーカードの偽造の件につきましては、テレビの報道で私も知り得ております。ただ、町の方としましてはマイナンバーカードを交付、発行する場合は、必ず本人の確認をしながら発行しております。また、各種証明でマイナンバーカードの提示を求められた場合は、マイナンバーカードと本人の顔、これを確認しながら、書類等の申請を受け付けているところでございます。ちなみに私も先だって住民基本台帳を取りましたけれども、私もマイナンバーカードを示して発行を求めたところでございます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） いや、私が言うのは、例えば松本良人で松本良人の顔写真でびしゃっと同じごたつとができると思うとですよ。何ですかね、何ていうんですかね、読み取るところなんかははっきり作ってあったですもんね。きれいに作ってあって見分けがつかん。そういったところが、例えば、私の松本良人のですね、身分証明が代わりに使われつとですよ。今は、マイナンバーカードか免許証を持っておりますかということで、至るところでくつとでしょ。例えば、山崎秀典の名前でですよ、顔写真だけを変えて、どっかの、例えば施設なんかで使った場合、使わるつとじゃなからうか。そういった場合の偽造がかなり出てきている。もう今は、I Cなんか進んでいる人がおいでです。それを入れれば、もう保険証の代わりでん、何でん使わるつというような形で、どこまでということはニュースではございませんでしたけれども、そこまで出てくつとじゃなからうか。その対応がどうかなって、これは全国的な問題ですので、苓北町だけの問題ではございませんが、やっぱり要注意ということでやっぱりしとった方が良うはなからうかなと思えますけど。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 当然、役場としてもですね、そういった書類の発行事務あたり

をしておりますので、その点につきましては、来られた本人さんが示されたマイナンバーカードと、本人さんの顔を見て、本人に間違いのないというのを職員が確認して、発行をいたしておりますので、役場としてはそういう事務を引き続き行ってまいりたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第82号、令和5年度荅北町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号、令和5年度荅北町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第83号 令和5年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第17、議案第83号、令和5年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 議案第83号、令和5年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ81万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,746万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、令和5年度の国保税の産前産後免除に伴うシステム改修に係る特別調整交付金の増額、歳出では、産前産後免除に伴うシステム改修によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず、歳入ですが、款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金は、令和5年度の国保税の産前産後免除に係るシステム改修に伴う81万4,

000円の増額による補正を行うものです。

次に、7ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料81万4,000円の増額は、国保税の産前産後免除に伴うシステム改修に係るものでございます。

以上が、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第83号、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第84号 令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第18、議案第84号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第84号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ460万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,824万1,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、令和5年度の保険者機能強化推進交付金等の交

付決定に伴うもので、歳出では、介護保険システム改修委託料の増額や、介護給付費準備基金積立金の減額等によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3、節1保険者機能強化推進交付金117万2,000円の増額は、交付決定によるものでございます。

目4、節1介護保険保険者努力支援交付金143万3,000円の増額は、交付決定によるものでございます。

目10、節1補助金212万7,000円の増額は、介護報酬等の介護保険制度改正に伴うシステム改修に係るものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款4、項1支払基金交付金、目2地域支援事業交付金、節1現年度分12万9,000円の増額は、介護予防事業交付金の交付決定によるものでございます。

次に、歳出でございます。8ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料412万5,000円の増額は、令和6年4月から施行される介護報酬等の介護保険制度改正に伴い、システム改修を行うものでございます。

次に、9ページをお開きください。

項3、目1介護認定審査会費、節18負担金補助及び交付金12万9,000円の増額は、介護保険制度改正に係る介護認定審査会システム改修に伴い、介護認定審査会業務を行っている天草広域連合への負担金を増額するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

項4、目1地域包括支援センター事業費は、財源区分の変更でございます。

次に、11ページをお開きください。

款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節12委託料21万6,000円の増額は、サービス事業利用者が4人から8人に増加したことに伴うものでございます。

次に、12ページをお開きください。

項2包括的支援事業・任意事業費、目2任意事業費、節19扶助費28万4,000円の増額は、家族介護用品支給申請の増加により4万4,000円の増額、家族介護慰労金は、申請により不足する受給資格者1家族分の24万円を増額するものでございます。

目4認知症総合事業支援事業費は、財源区分の変更でございます。

次に、13ページをお開きください。

款4、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節24積立金65万1,0

00円の減額は、積立ての減額によるものでございます。

次に、14ページをお開きください。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金、節22償還金利子及び割引料50万円の増額は、介護保険料の納付に伴い、介護保険料の還付対象者が確定したことによるものでございます。

以上が、令和5年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 8ページですね。介護保険システム改修委託料に一般財源が半分伴うわけです。これは当初予算では分らんわけですか。途中でしか。要するに絶対しなければならないものは、やっぱり当初予算で上げるべきじゃないかなと思うんですね。あるいは、急に何かこのシステムちょっとわからん。雲をつかむようですね、言いしゃがすれば出すというような感じですので、これ相当気になっとですけれども。やっぱこういった改修は来年度にかけてか、今年やらんばんとならば、当初予算で分かつととならばですね、一般財源の振り分けが、たまたま一般財源があったからよかつたものの、なかった場合はやっぱり苦労されるんじゃないかなと思うとですね。そこら辺の兼ね合いをお尋ねします。

それから食の自立支援事業、委託業者が増えたから、これだけ増えたというような答弁だったと思いますけど、この委託業者は途中ででもよかわけですかね。普通は年度で何名か委託をするのを受け付けて、そしてそれに関して、いろいろ契約を結ぶというのが通常のやり方じゃなかろうかなって思うわけですが、そこら辺をお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 8ページのシステム改修の件でございます。これは令和6年4月から施行される分で、今年度に分かつたものでございますので、今回の補正に計上させていただきました。

あと、11ページの部分でございますが、介護予防・生活支援サービス事業費の委託料。この委託事業者は1事業者です。今回、私が上程させていただいたのは、サービス事業の利用者が4人から8人に増加したことに伴いまして、補正をさせていただくということで提案をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 8ページですけれども、確かに翌年度の部分を出しておると、4月1日から変わるからと、それは聞きました。そういうことじゃなかつですよ。来年からそういったことで最初から計画があるとするならば、なぜ当初予算からできんかということですか。

これ一般財源が約半分伴っとなりますので、もし今、当初予算の分しかなかよということになれば大変でしょう。計画になかわけですから。そういったことは、補正じゃなくて当初予算からなぜ分からなかったかということをお尋ねした。これが全部国費なら問題なかですよ。そこら辺は入念にしとかんば、言いしゃがすれば出すやっかって、財政頑張れというようなことじゃなくて、最初から分かっとする部分は、多分、分かっとするはずですよ。毎年改正していくとならば。そういったことであれば、なぜ当初予算から上げんかったかというのが私の言い分なんですよ。

11ページですけれども、委託料ですけれども、最初の説明は業者の方が何名か増えたのでというようなニュアンスを受けました。利用者が増えたってことですかね。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 利用者が増えたということです。

○4番（松本良人君） そこば聞いとけば分かるです。ちょっと違うようなニュアンスを受けたもんで。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） システム改修の件でございますが、令和6年4月から施行される介護保険制度改正ということで通知が来まして、これに伴いましてシステム改修をするものでありまして、通知が年度途中で来たので・・・通知日は、今すみません。年度途中で来ておりますので、当初予算で計上できなかったというところです。分かっておりますら、当初予算でさせていただきますが、申し訳ございません。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第84号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第 19 議案第 85 号 令和 5 年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)**

○議長（野崎幸洋君） 日程第 19、議案第 85 号、令和 5 年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 議案第 85 号、令和 5 年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 264 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3,063 万 1,000 円とするものでございます。

今回の補正の理由は、歳入では、一般会計からの繰入金確定、歳出では、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6 ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款 3 繰入金、項 1、目 1 一般会計繰入金、節 2 保険基盤安定繰入金 264 万 3,000 円の減額は、繰入額の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。7 ページをお開き願います。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1、目 1、節 18 負担金補助及び交付金 264 万 3,000 円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

以上が、令和 5 年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の内容でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第 85 号、令和 5 年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号、令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第86号 令和5年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第20、議案第86号、令和5年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第86号、令和5年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,874万4,000円とするものでございます。

主な内容といたしまして、重点支援地方交付金の活用により、水道料金の基本料金を加入全世帯の4カ月相当分を減額する補正と、老朽化によります水道管補修工事請負費の計上によるものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入です。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1水道使用料、節1現年分1,095万1,000円の減額は、基本料金の減額によるものです。

7ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金1,119万9,000円の増額は、減収となった使用料を繰入金で補てんするためでございます。

8ページをお願いします。これより歳出です。

款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節3職員手当等は時間外勤務手当の増額です。

節10需用費12万円の増額は、水道料の納付書の印刷代でございます。

節12委託料24万8,000円の増額は、基本料金減額に係るシステム改修委託費を計上しております。

節14工事請負費900万円は、都呂々地区の大河内橋に架かる水道管の補修工事で計上しております。

節17備品購入費2万4,000円については、公印を作成するものですから、その分で備品購入費で2万4,000円を計上しております。

節26公課費300万円の減額は、消費税の令和4年度分が確定いたしましたので、このような減額措置を行っております。

9ページをお願いします。

款3積立金、項1積立金、目1積立金、節24積立金につきまして634万4,000円は積立金を工事請負費に充当するための減額とするものでございます。

以上で、令和5年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 使用料の1,000万円の減額はちょっと大きな金額と思うわけですが、件数とか量とか、それからもし分かれば相手方というか、そういうものを教えてもらえれば教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 歳入のところでの水道使用料の減額でございますね。水道料金につきましては、1カ月当たり248万8,700円の4カ月分に消費税を掛けたものを一応減額しております。その分が先程申した交付金で補てんされる仕組みになっておりますので、そのように計上させていただきました。

○5番（浜口雅英君） いやいや、これはどういうことでこがなったんですか。例えば本田さんの水道が閉栓されたので、1,000万円入りませんでしたとか。そういうことじゃなかったいな。

○議長（野崎幸洋君） 減額の理由を。

○水道環境課長（本田 保君） コロナの重点支援地方交付金を活用いたしまして、その分で基本料金の方を減額いたしまして、地方重点支援地方交付金を一般会計からの繰入金で賄うものでございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） すいません、私よくわかんないもんですから、8ページの中で、その他の1,119万9,000円、これが物価高騰対策で一般会計からの繰入金ですかね。その分一般財源が460万7,000円減になってると。これを見ると工事請負費にも物価高騰対策の部分があたってるように見えるんですけども、基本料金を引き下げる分に一般会計からの繰入金を充てるですよ。消費税の300万円が要らなくなったから、これが工事請負費の方にあたるというのはわかるんですが、あと600万円が、

次の積立金の634万4,000円をこの工事費に充てるというところでの工事請負費の分を賄うというようなことですか。もともと積立金の630万円というのは、当初の目的から少し、工事請負費の方が急に要ったから変えたと、目的を変えたということになっとるわけですね。だからこれにはあたってないと。分かりました。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 同じく8ページのですね、工事請負費ですけれども、これは設計変更か何かの契約変更でしょうか。もうこれは既にですね、あそこはずっと前からしよっとですね。大河内橋は。また別ですか。何か張り替えて、もう半年ぐらい前からしよっとですけれども、そこら辺をお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 8ページの工事請負費900万円でございますが、現在、大河内橋の方で水が漏れよりますので、本当の応急処置ですんで、これちょっともう少し丁寧な対応をするため、急遽、工事費で900万円を計上させていただいております。議員のおっしゃられた箇所はまた違う、もうちょっと上流側だと思いますけど。

○4番（松本良人君） もういっちょ上ん橋か。

○水道環境課長（本田 保君） はい。そこはこの前修繕いたしました。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） もうそろそろですね、やっぱり施設が傷んでくるんじゃないかなと。これは公共下水道ばかりじゃなくて、全てのやっぱりそういった施設、水道、下水道ほかにも道路とかですね、建物、この前一般質問もしましたけれども、その後の計画は特に水道、下水道はですね、金がかかりますので、何かやっぱり長期的な見通しを立ててありますか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） おっしゃるとおり、経年劣化とかが来まして、もうその改修にも多大な経費がかかることが予想されておりますので、一応、下水道事業経営戦略等とも策定いたしまして、計画の方は作成はしております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） この件に関してはですね、都呂々で、私は内容がわからなかったから土木管理課長と水道環境課長とですね、一緒に来てくれろということで来たんですけども、あれもやっぱり経年劣化の一種じゃないかなと。鉄管に穴がほげてですね、かなりの水があふれてきたというこういったことが今からはですね、相当あるんじゃないかなと思いますね。そこら辺はやっぱり入念に、特に水道は生活用水にかかるものですから、今はもう止めることがなかなかできないのじゃないかなと思いますの

で、やはり老朽化したところはやっぱり随時点検しながらですね、やっぱり生活に支障のないようなやり方ですね、頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですね。ほかに質疑ありますか。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 工事請負費が900万円組んでありますですけど、設計の委託は。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） これにつきましては、委託費の方は計上しておりませんで、その仮設配管敷設ということで延長30メートルで計画をしております。設計委託費はございません。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 職員で900万円の工事の設計はなかなか大変だと思います。以前やったところだから、あるいはその隣接地にあるからということで、設計委託は組んでないということですが、やっぱりその場、その場でいろんな形状が違いますから、これだけの金額を行うときはですね、ちゃんとした設計委託が普通は望ましいと思います。今回はこのように組まれておりますので、手を振りませんが、今後については、できるならば適格に、適格と言ったらまた語弊になりますけども、設計委託もちゃんとして考えながらやってほしいと思います。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第86号、令和5年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号、令和5年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第87号 令和5年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第21、議案第87号、令和5年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第87号、令和5年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,072万9,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、重点支援地方交付金の活用によります基本料金の減額によるものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入です。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、節1現年分の589万5,000円の減額は、基本料金の減額の方でございます。

7ページをお願いいたします。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金合計667万円の増額でございます。内訳としまして、事務費分が歳出での修繕料等で77万5,000円がございまして、その分の増額です。水道・下水道等利用者支援事業分の589万5,000円の増額は、重点支援地方交付金の活用による基本料金の減額分に充当するものでございます。

8ページをお願いします。これより歳出です。

款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費、節10需用費は50万2,000円の修繕料の増額で、8件分の修繕料がここに入っております。

節17備品購入費は、富岡浄化センター内のエアコンの購入費と公印を作成いたしますので、公印の作成としまして合わせて27万3,000円の増額でございます。

以上で、令和5年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第87号、令和5年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号、令和5年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第88号 令和5年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第22、議案第88号、令和5年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第88号、令和5年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,440万1,000円とするものでございます。

主な内容としまして、重点支援地方交付金を活用した基本料金の減額によるものでございます。

5ページをお願いします。歳入です。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1農業集落排水施設使用料、節1現年分20万9,000円の減額は、基本料金の減額によるものでございます。

6ページをお願いします。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金20万9,000円の増額でございます。使用料の基本料金の減額分を繰入金の増額で賄うものでございます。

7ページをお願いします。歳出です。

款1農業集落排水事業、項1農業集落排水管理費、目1一般管理費につきましては、財源区分の変更でございます。

以上で、令和5年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第88号、令和5年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号、令和5年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第89号 令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第23、議案第89号、令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第89号、令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ870万5,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,657万1,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、重点支援地方交付金を活用した基本使用料の減額と、令和6年4月1日から算定方法を下水道使用料と同じ算定方法に変更することから、自家水にメーターを設置するための修繕料の増額によるものでございます。

6ページをお願いします。歳入です。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1戸別合併処理浄化槽使用料、節1現年分575万9,000円の減額は、重点支援地方交付金を活用した使用料の減額によるものでございます。

7ページをお願いします。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金の合計

1,436万9,000円の増額です。内訳といたしまして、事務費分の861万円の増額は、令和6年4月1日からの算定方法の変更に伴う自家水メーターの取り付け料等によるものでございます。水道・下水道等利用者支援分575万9,000円の増額は、重点支援地方交付金を活用した使用料の減額に伴うものでございます。

8ページをお願いします。

款6諸収入、項2雑入、目1雑入、節1雑入、消費税還付金は、消費税の確定に伴いまして9万5,000円の増額によるものです。

9ページをお願いします。これより歳出です。

款1特定地域生活排水処理事業費、項1特定地域生活排水処理管理費、目1一般管理費、節10需用費707万3,000円、修繕料でございます。これは先程申しましたとおり、令和6年4月1日からの算定方法の変更に伴う自家水メーターの取り付けに係るものでございます。

節12委託料163万2,000円の増額につきましては、令和6年4月1日からの算定方法の変更に伴いましてのシステム更新業務委託料でございます。

以上で、令和5年度芥北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 9ページですね、修繕料で、これメーター器の取り付けだと思えますけれども、これは今、メーター器は町から貸出してしよらっちゅうのじゃなくて、そこら辺はどがんたつとつとですかね。昔は自分で持つとる分と、貸し出す分と両方あったですね。今はもう町が全部持つとってっちゅうことになれば、修繕料のところ、これはもうメーター器まで入ったところの価格でしょ。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） おっしゃるとおり、町が購入いたしまして、利用者の方に貸し付けるという形になっておりまして、今回の707万3,000円につきましては、メーターそのものの品物代と取り付け工賃等を含んでおります。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） このメーターそのものは、例えば備品あるいは貸し付けとか何かそういった形じゃなくても、そのままもう消耗品として上げてということですかね。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 一応、需用費の中に計上してまいりまして、消耗品と

いうことで計上させていただいております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 先程ちょっと関連しますので言いますけれども、水道のときに900万円の工事請負費だったから、そのぐらいは大変だから、やっぱり委託して委託料を払ってちゃんとして設計させた方がいいというような高戸議員からのお願いがあったと思います。私は逆でございます。逆の考え方で、そのくらいぐらいは自分で計算してですね、今既設があって掘って行って、ただ配管するだけですので、そのくらいぐらいは自分でするごてしとかんば、どういった形で漏れるとか、どういった形で腐食をするとか、事情は常にやっぱり役場の職員は知っとかにやいかん。この前破れたときもやはり土地改良区の方、よう知っとったですよ。材料のあるところまで知っとった。すばらしいと思いましたよ。ぜひですね、そこまで頑張ってください。常に委託するというのは、もうこれ最低のやり方ですからね。自分たちが能力のなかから設計さんに委託するわけです。ぜひですね。そうせんば、水道とか下水道は間に合わん。設計業者呼んども。そういうことでございますので、ぜひ町長さんそこら辺をですね、やっぱりやっていいのと、悪いのとがあるはずですよ。それでもう正月なんか漏った時にはもう絶対やっぱり自分の家でせんばんけんですね。そこら辺はお金をかけて、ぜひ頑張ってください。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

○・・・。

○議長（野崎幸洋君） 今の特定地域生活排水処理事業についてだけの質問を受け付けます。ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第89号、令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号、令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第90号 苓北町斎場の指定管理者の指定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第24、議案第90号、苓北町斎場の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） 議案第90号、苓北町斎場の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のように指定する。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

- 1、公の施設の名称。名称、苓北町斎場。
- 2、指定管理者となる団体。住所、熊本県天草郡苓北町志岐1010番地。名称、苓北町農業協同組合。代表者、代表理事組合長 瀧石和男。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町斎場の指定管理につきましては、現在の指定が令和6年3月31日までの指定期間となっております。

このため、令和6年度から令和8年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、苓北町農業協同組合1事業所の申請がありました。

応募者の1事業所について、申請内容等についてのヒアリングを行い、公の施設指定管理者候補者選定委員会を開催、審査した結果、苓北町農業協同組合が指定管理者の候補者として選定されましたので、今回提案するものでございます。

なお、苓北町農業協同組合につきましては、現在の指定管理者でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） すいません。指定管理の全般的によかですかね。この農協の指定管理も含めての質問なんですけど。

まず1社が多かごたっです。1つの業者がですね。この点数をつけてあるんですけども、これが1社の場合、何点で合格するのかですね。合格というか、指定されるのか。それとこの委員の方の内訳、そしてこれは1年だけか、また3年間ですかね。毎年こう

いった評価点をつけるのか。分かってたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） 公の施設の指定管理者の候補者の選定のガイドラインがございまして、1社の場合は、評価点の7割以上が合格点でございます。500点満点で言いますと、350点以上が合格点でございます。

審査委員はですね、私（副町長）、教育長、総務課長、会計管理者、その施設を担当している担当課長の5名です。点数は5名で100点満点で先程申し上げました500点満点です。

公の施設の評価でございますが、毎年年度末にですね、それぞれ評価をしております。状況に応じてはですね、あんまり思わしくない場合は、年度途中でもですね、公の施設のヒアリングあたりをしてですね、コロナのときも、大分売上げが落ちましたので、そういうときは適宜、会議を開催してですね、評価をして、事業を行っております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。評価をして、やはりこれもお金を取ってですね、使用したり、利用したりするんですから、やはり施設はですね、適正に常に管理をされるように指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 私もですね、全体的に聞こうと思ったんですけども、田崎議員さんが一括して聞かれ、副町長から全体的なことも説明がありましたので、全体的にということで一応理解しとってください。満点のところとですね、個別のところの点数がありますね。これは同じ業者がですよ。同じ業者がしとらっですね。これ同じ業者が毎年こういった形で、例えば、施設の設置目的を理解しているかとか何かちゅうのが19点しかなかですね、ここが、この欄が。一番上ですよ。こういったことがところどころあつとですね、極端に少ないところが。ほかのところもですね。これは個別にですね、これをもとにちゃんと指導してあれば、ここら辺はずっとプラスして良くなるんじゃないかなと思うとですね。これはもし新しい業者の方がですよ、こういったことになつたらば別ですけども、継続して使われる方ならば、これがもう本来ならばですね、例えば、150点満点の150点とかですね、下の方に50点満点の40点クラスが出てくると思うとですけども、何かそこら辺が毎年こういったことになれば大変ですよ。

これは発注者のやっぱり管理ミスじゃなからうかなというような形で受け止められる。

我々から見ればですよ。何でこれだけひっか（低い）とば。頑張れというような指導ができるんじゃないかなというふうな感じがします。企業ならば多分そういったことで、ここがもう何回もしとらるところはスラーっと、えっと変わらんぐらい、この満点に近い形でずっと推移していくんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の事情を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） 500点満点の500点近くで採用すべきじゃないかということだと思んですけど。と言うことですね。

○4番（松本良人君） 近くじゃなくて、良くしようとでくっとじゃなかか。点数はどがしこでん上げられるっけんですね。

○副町長（福田誠一君） 今回の指定管理に関しましては、私たちが公募いたしまして相手方から、申請書、事業計画書を出していただきました。その内容を審査して、このような、例えば斎場でありますと500点満点の415点の評価をいたしました。

私どもは先程言いました7割以上というマニュアルの中で、8割以上取ってらっしゃるので合格ということで、今回提案をさせていただいております。

松本議員ご指摘の、これ以上、上がるように今後指導をしていただきたいということは、私どもも十分わかりますので、もし採用されてからも、より以上住民サービスが上がるような指導は毎年行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） すいません。ちょっとニュアンスが。今からしていくととですね。今までしてこなかったんじゃないかなというのはちょっと意味が違うと思うんですよ。こういったことを3年に1回ととるわけですからね。その方たちが、また今年もさせてくれるということでございますので、今年させてくれるっておっしゃった方ならば、もし、初めて契約される方がこのくらいぐらいで、大きくなったとなれば、もう2期、3期されるうちに相当いい業者さんになっているんじゃないかなと。そこにはやっぱり発注者の町の指導が欠けととじゃなかろうかなというふうに思われるわけですね。例えば、弱者の方にはどうのこうのって、ちょっとどっかにあったごたつたですよ。そこら辺を。お年寄りにはサービスしてください。あるいは弱い人にはぜひサービスしてください。はい、はいってなれば、もうその翌日からぴしゃっとなるはずで、そこが例えば満点の25点の25点入ってくるとじゃなかろうかなと思いますね。そこら辺が私はちょっと気になったもんですからね、今後はですね、もうぜひ来期9年度に同じ業者をされるならば、ここが25点のところは、少なくとも23点ぐらいに上がるようなご指導をさせていただいて、やっぱり町民のニーズに応える形を取るのがいいんじ

やなかろうかなと私は思いますので、そこら辺ですね、職員の方の指導とかですね、職員の方からまた施設への指導なんかもやっぱり入って行ってですね、頑張ってもらいたい。そして利用者も増えるんじゃないかなと思うので、いっちょ頑張ってください。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第90号、苓北町斎場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第90号、苓北町斎場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第25 議案第91号 苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第25、議案第91号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第91号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

1、公の施設の名称。名称、苓北町老人福祉センター。

2、指定管理者となる団体。住所、熊本県天草郡苓北町志岐1010番地。名称、苓北町農業協同組合。代表者、代表理事組合長 濱石和男。

3、指定の期間。令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町老人福祉センターの指定管理につきましては、現在の指定が令和6年3月31日までの指定期間となっております。

このため、令和6年度から令和8年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、苓北町農業協同組合1事業所の申請がありました。

応募者の1事業所について、申請内容等についてのヒアリングを行い、公の施設指定管理候補者選定委員会を開催、審査した結果、苓北町農業協同組合が指定管理者の候補者として選定されましたので、今回提案するものでございます。

なお、苓北町農業協同組合につきましては、現在の指定管理者でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 指定管理そのものについては全くないんですが、老人福祉センターは宿泊施設機能を持たせてありますよね。宿泊施設の管理の方が大変な苦勞をしていらっしゃると思うんですが、今現在、宿泊者数はどのくらいいらっしゃるのか。

本当に宿泊施設としての機能が必要なのかどうか。そのあたりの検討は町としてなされていらっしゃるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 宿泊者数でございますが、令和4年度で741人でございます。主な宿泊者につきましては、苓北火力発電所の定修関係で来られた方が利用されているというところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今、宿泊者741人、大部分が九州電力の修理で苓北町に来られてる方というふうな説明でしたけれども、本来の目的の方の宿泊というのは、ほぼないということでしょうか。

それであれば、本当にこの施設そのものが、その活用、目的自体を、宿泊というものを本当に九電の定修のためにですね、提供すると。そのためには、相当なやっぱり人も配置しとかないかんですよ。宿泊施設という形であれば。その辺りやっぱり老人福祉センターそのものの見直しというのにも、もう着手していくべきではなからうかなと。きちんと宿泊施設としての維持っていうのは、やっぱり大変な苦勞をかけられると思います。それなりの人員を置くということも町の経済対策のためにはなろうかと思えますけれども、もっともっと別の目的というのもの、やっぱりもうこれから先、当然経費と費用対効果辺りを考えたときですね、いかがなものかと思えますので。

今回は指定管理で、このまま廃止というようなことじゃなくて、やっぱ存続の中でですね、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思うところです。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 宿泊の部分につきましては、指定管理者の自主事業の方になりますが、先程申し上げたとおり、苓北火力発電所の定修宿泊が主なものでございますが、そのほかに子どもたちが町内で合宿をしたり、大きな大会があったときにはですね、宿泊するということで、この指定管理者の方のセンター長にお聞きしたら、この部分が大きな利益になっているので助かっているというお話は聞いております。受け入れをすることによってですね、収入があるので助かっているという話をしておりますので、この宿泊の部分については、そのまま継続していきたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） これは宿泊の方は、農協の自主事業ですか。条例の中で宿泊費は規定されているんじゃないかと思imasuので、当然その宿泊料を取っているということは町の事業かなというふうに私は理解したところですがけれども。それじゃ自主事業というならば、宿泊するときの人件費等は、当然この指定管理者の委託料の中には含んでいないということですか。自主事業に対しても税金で人件費をみるというのはまたおかしい話ですよ。だから自主事業で入ってくる収入が、全部町の収入に入ってくるのであるならばいいけれども。だから活用策として、しているのかどうか、その辺りの言葉の使い方というのは問題じゃないかと思imasuけど。再度。

先程、子どもたちの宿泊というふうにおっしゃいましたけれども、さっき聞いたのは宿泊者の内訳がどんなものかって聞いたら、定修だというふうな話でしたから、目的があったとしても現実的には使っていないということだと思imasuよ、今。子どもたちは。だから、その辺りはきちんとした回答を求めます。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 宿泊があった場合の人件費の部分でございますが、これは先程申し上げました自主事業に該当いたしますので、その部分はこの委託料の部分でも除外しております。それと、定修がだいたい約2カ月の期間で宿泊されるようでございます。その間、夏の期間とかですね、子どもたちの休みの時に、苓北町で大会があった時には、子どもたちが宿泊を福祉センターの方でしているということで、定修の方と期間がずれた形での、そういったときに宿泊利用ということで、施設側は大変ありがたいなというお言葉をいただいているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） この老人福祉センターの主たる目的は、老人のためにつくった

施設ではないかなと思うとですよ。私この前、敬老会の、私ももう敬老会のメンバーですけども、入浴券は麟泉の湯から来ていました。やっぱり2、3枚ぐらいはですね、町が買ってやって老人福祉センターも利用してみなさいというような感じが、本当は老人福祉センターの何ですかね、目的にマッチしとっとじゃなかろうかなど。

なぜ老人福祉センターに風呂もあって、何もあって、休み処もあつとに、麟泉の湯のサービス券が入とっととやろかいというようなことも考えられるですね。これは老人の関係の補助金でつくったわけですのでね。そういうことも考えられますので、そこら辺がどのようになっておるのか。

それとですね、この内容の中にですね、サービス向上のための云々でですね、この利用者の増加を図るための具体的な手法とか何かというのは、いくら町も関与してですね、宣伝なんかはしないわけですか。老人福祉センターで入れますよとか、来ませんかとか、全くもう指定管理者に投げかけなんですか。他町をみればですよ、なんかいっぱいですね、一緒になってですね、宣伝しとるところはあるような気がします。牛深あたりの温泉センターあたりも市と一緒にですね、やっとする。なんかそこら辺がですね、おまえたちにはもう指定管理者であれしとるから、おまえたちが適当にやれというような感じは、他の市町については、あまり見受けられない。いくらかはやっぱり市とか町と一緒に、宣伝なんかもやってるように思われますけれども、そこら辺は、どうお考えですかね。何か点数がどうもこうも・・・公報計画の内容を云々で30点満点の20点しかなかというように、施設がせんばんとかなど。そういったのは、あくまでも町の施設なので、担当課と一緒に、やるのが私はベターと思いますけれどもね。そこら辺どう思われますかね。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 老人福祉センターの使用の部分で、利用者については、高齢者の方のデイサービスをその施設の中で行っていらっしゃいます。あと周知の部分については、これまで苓北町農業協同組合さんが指定管理者でございまして、農協さんの広報ですね、広報紙で周知をしているというところでお聞きをしております。

町といたしましても農協さん、指定管理者の方ですね、頑張っただきながら、当然町も関わっていく、町の施設ですので関わっていくことになりますが、休館の放送とかは、当然町の方で行っておりますので、連携を取りながらですね、連携を密にしながら取り組んでいるところではございます。

温泉の方なんですけど、麟泉の湯から運搬をしてくれております。ちょっとお話を聞いたところ、地元の方の利用、高齢者ですね、なかなか志岐まで行けないが、富岡にあると大変助かるというお話も聞いております。ですから、わざわざ志岐に行くこともなく、富岡の方はそのまま老人福祉センターの方での温泉利用をされている方が多いというこ

とでお聞きをしております。

[「温泉券の話は・・・」と言う者あり]

○4番（松本良人君） そがんとは聞いとらんもん。まちつとよつと聞いとかんば。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 町の事業でありましたので、敬老事業ですね、町の敬老事業でございましたので、麟泉の湯というところで、商工観光課と一緒にって取り組んだところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 何か奥歯に物が挟まったような感じの・・・。私が言うのは、老人福祉センターの主たる目的が老人の方の施設ですので、なぜ麟泉の湯の無料券はあって、老人福祉センターのがなかったかと。老人福祉センターの真の目的はお年寄りのための施設でしょう。来てくれらっさんしいはこっちにも来てください。こっちでもゆっくり休んでくださいというようなやり方ができないか。

もともと老人福祉センターですので、老人のための、老人のための施設なんですよ。デイサービスなんかちゅうのは本当はしちやいかんとですよ。いかんちゃ言われんばってんな、今しとらっけんか。あそこは、あの大広間はですね、お年寄りが飯どん持ってきて、食うたりなんかするように、私が担当しとったけん、私知つとつとです。そしてデイサービスは1階に板張りがありますよ。あそこですて。後から出てきたからですね、デイサービスというのが。もうエレベーターなんか作るのが遅かったもんですから。いやいやよかと。歩かっしいは階段も歩いてもろて、歩ききらんしいはバスで前さん持ってきて連れていけばよかやっかというような発想でつくったつですよ。

そして、各団体が何団体も使われるようにして、中の方には和室を作つとるはずですよ。中庭を挟んで。それから老人クラブあたりが、何箇所かですね、一緒でも使われるような形にしとります。それがですね、今妙な形になってしまってるもんですから言うわけですが、本当はもともとはお年寄りの方が気楽に行かれるような施設を作ろうということだったつです。そこら辺がですね、ちょっと外れとるもんですから、敬老会の時に配付した無料の入場券は、なぜ老人福祉センターにも人肌ぬいでもらえんやっかかというのが私の理論です。お尋ねしたつですよ。私、お宅に聞いたでしよ。お宅が担当だから。

○議長（野崎幸洋君） その件について。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 只今の意見を受けまして、今は麟泉の湯の無料の券でございますが、松本議員が言われますので、今後ですね、もしその券でですね、使えるかどうかなんです、誰がどこで使うかというのはなかなかこちらとしても把握できないので、ご意見としてですね、今後、指定管理でここが通りましたら、指定管理者とも話をして、どのように進めていった方がいいか、ちょっと検討してみたいと思います。

松本議員の言われる目的ですね、私も部下として一緒におりましたので、老人福祉センターはですね、知っております。誰が作られたかというのはですね。

○4番（松本良人君） 私が言うのが分からんのかなあ。なんで。ただ簡単ですよ。敬老会の時、無料の券を私たちもらったけれども、それが麟泉の湯の券であったと。そりゃ貰ってよかったですよ、麟泉の湯の券も一緒にですね。なぜ老人福祉センターにも同じ施設があるのに、お年寄りにやるのに、老人福祉センターのもプラスしてやるとか、そこら辺は考慮できなかったかと。担当課長に言うんです。松本さんじゃなかったですよ。

そこら辺ですね、今後はやっぱり気をつけてください。やっぱり主たる目的もやっぱりいくらかですね、考えていただいて。ただ麟泉の湯の入浴券もやってくださいよ。麟泉の湯、指定管理者は本当に一生懸命しよらすわけですから。それでもプラスワンがあってもよかつじゃなかろうかな。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の件ですけど、貴重なご意見をいただきましたので、来年度からはですね、利用者の方に今どちらかを選択していただく。持って行けばどちらでも利用できますというような形でですね、検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第91号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第92号 苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第26、議案第92号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 議案第92号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

1、公の施設の名称。名称、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機。

2、指定管理者となる団体。住所、熊本県天草郡苓北町富岡2661番地。名称、長井商事株式会社。代表者、代表取締役 長井薫。

3、指定の期間。令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理につきましては、現在の指定が令和6年3月31日までの指定期間となっております。

このため、令和6年度から令和8年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、2事業所の申請がございました。

応募者の2事業所について、申請内容等についてのヒアリングを行い、公の施設指定管理者候補者選定委員会を開催、審査した結果、長井商事株式会社が指定管理者の候補者として選定されましたので、今回提案するものでございます。

なお、長井商事株式会社につきましては、現在の指定管理者でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

倉田明君。

○7番（倉田 明君） 議案第92号のいわゆる温泉センター関係の指定管理者の件でございますが、現在、指定管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染対策で大変ご苦労されたことと思っております。また最近においては、いろんなサービス等を提供され、頑張っておられることに対し感謝いたすところでございます。

先程説明がありましたが、今回2社の申し出があったとのことですが、その選定にあたり、ご承知のとおり五つの選択項目と12の審査項目があり、さらに26の内容に分かれております。それぞれに点数配分がなされておりますが、先程来出ているように総合点合計が500点満点となっております。各審査項目それぞれ重要な、また大事な部分ではありますが、特に利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果、やは

りこの項目の集客力、これは非常に重要な部分で魅力的なところがあるんじゃないかと考えているところでございます。

この項目の配分点数は30点、現在の管理者は17点、B社は21点と4点の差があるわけですが、この4点の差は非常に大きいものだとして評価しているところでございます。しかし、現在の指定管理者は、2項目でそれぞれ1点ずつの2点、またほかの2項目でそれぞれ2点ずつの4点、計6点を獲得され、最終的には現在の管理者が430点、B社が428点の2点の差で、結果は表記のとおりとなっております。

繰り返しになりますが、やはりこの集客力、この部分は非常に重要な部分じゃなかろうかと思っております。またB社はややもすると、点数で不利と思われる類似施設、同施設を含んだところでございますが、運営実績で同点、またほかの7項目においても対等なる数値を残されております。

そこでお尋ねをいたしますが、ちなみにB社は、類似施設の運営実績に関し、どのような団体か、法人なのか、支障なければ、お示しいただければと思っております。

なお、また評価委員の人数につきましては、先程質問があつておりますので、ずっとその数で来てると思いますが、類似団体等の表示ができればお教えいただきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 只今ご質問がありましたB社の、どういった業種をされているかとか、そういった件でございますけれども、今回初めて申請をなされましたB社でございますけれども、申請書の内容の方を確認いたしましたところ、業種といたしましては、主なものだけ申し上げます。まず総合建築業ですね、機械器具の設置工事業と設備保守、管理業務、そういったものを主にですね、事業を行っている事業所でございます。B社の実績といたしましては、今、申請段階でですね、三つの施設の指定管理者としてですね、管理業務の方を行われている事業所でございます。プール施設とか活性化施設、こちらの方は物品の販売とか、そういったものを行う施設ですね、そういったものの指定管理者として管理業務を行われていた事業所さんでございます。あとですね、温泉施設の方もですね、指定管理として一つ行われていらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 今の課長の答弁をいただきまして、B社の経営状況といたしまししょうか、その辺が分かったわけですが、やはりこういった分野においては、やはり1社よか2社、2社よか3社がいいんですけども、なかなか最近の社会情勢上、困難な部分もあろうかと思っております。

やはりですね、この前も建設経済環境常任委員会でも、お話の場を設けさせていただ

きましたけども、非常にですね、コロナ禍の中で集客力に苦勞されておった状況下でございます。そういった意見交換の中で、やはり新しい取り組み等を取り組んでいただければと、お願いといたしましょうか、お話しをさせていただきました。現在においても非常にですね、頑張られておりますけども、やはりですね、こういったB社の参加は、長井さんには失礼な言い方ですけども、励みといたしましょうか、競争相手ができたなど、逆にまた張り切られると期待しているところでございます。

終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 今の質問と関連してありますが、この公の施設の契約に当たってですね、項目評価総括表が作ってあるわけですが、これは、もし要望があれば、公表できる表なのか、それともあくまでも秘密にしなければならないのか。と、いうのは、今倉田議員からの質問、何回か発言されておりますが、このB社とは何なのか。ですね。そういう感じがします。このB社は落札できなかったのも、どうしても秘密にしなければならないというようなことであれば話は別ですが、あくまでも公の施設ですよ、公の施設の指定管理者に関する調査選考に当たっての要件表ですので、そこら辺の考え方、町の考え方がどうなのかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） B社の例えば、社名とかの公表だと思いますけど、ちょっと公表の仕方のマニュアルというか一般的なやつが今ちょっと手持ちにございませんので、ちょっと時間をいただいてよろしいでしょうか。

○5番（浜口雅英君） 何て？マスクをはずして。

○副町長（福田誠一君） B社の社名の公表とかを、今お尋ねだと思いますけど、私どもこの議案の出し方といたしましては、もう候補者の長井さんと、それ以外のB社ということで表現をさせていただきました。それ以上のことは今ございませんが、ちょっと調べさせてもらってよろしいでしょうか。公表できるかどうかを。

○5番（浜口雅英君） 今からな。それとももう今年度中くらいな。

○議長（野崎幸洋君） それでは調べる間、暫時休憩とします。

-----○-----

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時09分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは資料の方、整ったようですので、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

それでは説明の方よろしく申し上げます。

副町長。

○副町長（福田誠一君） 浜口議員さんのご質問です。熊本県公の施設の指定管理制度に関わる運用指針ですね、選定の方法に、選定の透明性を確保する観点から、ホームページへの掲載等を行っているということです。しかしながら、応募者名、得点状況等を広報することを募集要項にあらかじめ明記しなければなりませんということになっております。

苓北町におきましては、そのことについて明記をしておりません。今の苓北町の公の施設の選定のガイドラインでは、公表は候補者として選定されたものを除き、申請者の名称は公表しないこととしております。熊本県の議案とかをちょっと確認したんですけど、議案の方には、候補者の申し込みがあっても、うちでいう例えば議案第92号の議案の表題だけしか、議案として出ていません。うちはもう慣例といいますか、できるだけ分かりやすく審議をしていただくために、全ての審議の点数をですね、公表しております。

今回につきまして、B社につきましては、県外の事業者でございます。そこまではお伝えしていいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 公共入札における入札・・・あれはもう公表できますよね。決して募集時のそういう町の取り決めで、しないということならば、それはそれとしてですね、やはりそこら辺は公平・公明性を持ってですね、どんな方が応募されたのか、ちょっとその方の考え方が、具体的な点数の中でですね、誰かさんよりも、いろんなこうすばらしい考えを持っておられたけども、総合点で負けられたとか何とかいうのは、やっぱり公表性を持たせて、いろいろ面白い結果につながっていくかというふうに思いますので、今後検討していただいて、公表できないちゅうことの町の取り決めは削除するようにしてほしいと思います。

終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 2社は初めてじゃないですか。2社出てきたのはですね。だから非常に選定委員も気を遣いながら、点数をつけられたものだと思います。非常に相手方も、説明が上手だったんだろうというふうには思いますけれども、実際に温泉センターを私も施設の中を案内してもらったんですが、非常に丁寧に作業はされていらっしゃるし、万が一事故が、トラブルがあったときもですね、すぐ職員の方が対応されてるといふふうにお聞きいたしました。やっぱり長井さんも口下手だったのかどうか分かりま

せんけれども、やっぱり毎年1回は実施している状況あたりも評価をされていらっしゃるかと。

先程、副町長から申しあげましたけれども、やっぱりそういう中でですね、その選定委員さんもですね、今現在どのような指定管理者の人が管理されていらっしゃるのかというものを十分勉強されるとですね、この点数にもまた違った形で出てくるんじゃないかというふうに思ったところです。

やっぱり聞くだけじゃなくて、実際やってる実績評価あたりも十分前もって見た上でですね、やっぱりその選定に当たっての点数づけはするべきじゃないかと。やっぱりここで見たときに、サービスの向上を図るための効果とかいうのは同じ点数であるし、また施設の維持管理が22対21と1点差しかありませんけれども、やっぱりその対応とかいうものは、やっぱり地元で一生懸命されて、また施設に熟練されているっていうことからいけばですね、やっぱこのあたりの点数はもう少し今の指定管理を受けてる人が点数が上がるんじゃないかなというふうにも思います。これは長井さんを褒めてるわけではありませんけれども、やっぱりこれ習熟度というものもですね、十分やっぱり委員さんも加味しながら、まして一番上の施設の目的とかいうのはですね、やっぱりその指定管理をずっと受けてる中にあるのは、これこそもう熟知しとかなないと、指定管理なんか受けれるはずがないです。1年目だったら分からんけれども、3年目やって、次の年も出てくるならば、当然のことだと思います。やっぱりその辺りの選定委員会の点数のつけ方も、もう一回十分検討をしていただければと思います。

ただ1点ちょっと確認したい点があったんですが、集客のためにですね、麟泉の湯さんがグランドゴルフ大会であるとか、いろんなソフト大会の時に半額券というのを、私ももらったんですが、あれは長井さんの方の自主事業として、その半額は長井さんが持って、半額で入浴させるとかいう誘客サービスの一環としてされていらっしゃるのか。その半分はもう町が持つという形での、町としての誘客ということで実施されていらっしゃるのか。やっぱその考え方を担当課長の方からでも、お願いします。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 現在の指定管理者があります長井商事株式会社さんの方ですね、様々な割引の事業をしていただいております。先程山口議員が申されましたグランドゴルフ大会の際の割引券の配布だとか、そういったものはですね、長井商事さんの方で計画をなされまして自主事業といたしましてですね、実施をしていただいております。集客の方にですね、大変努めていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） やっぱりそのように一生懸命されていらっしゃるののであるなら

ですね、こういう誘客対策について4点の差っていうのがなぜ出てくるのか。実際に。ただ提案をされてなかったのかですね。今回、上げるときに。やっぱりそういうふうに具体的に、それでどのくらいの効果があってるのかということも、やっぱり町として、やっぱり地元の人たちにいかに使っていただくかと。温泉効果というものをですね、しっかり町民の人に知ってもらおうと。私はこの前言いましたけど、町民割を町がね、やって、健康に温泉は資するというような事業もつくって、もっともっと6万人ぐらい町民が使うというような施設に、これはプールも同じですよ。やっぱりそういうふうな健康対策ということをしてしながら、指定管理者にただ単に頑張れ、頑張れじゃなくてですね、具体的な事業化もやっぱり検討すべきじゃないかと。

特に、町長も健康寿命を延ばすためのいろんな健康づくりに対する施策を今打っておられますけれども、そういう中でいかに温泉とプール、プールもそうですよね。非常に利用者が少ない。裸になるのにどうしても、私たちもうこの歳になってですね、行けないけれども、でも非常に通ってる方は健康ですよ。プールを使って足腰が強くなったとか、やっぱりそういうところでせっかくの施設をですね、いかに健康づくりに活用するかというものも、これは別ですけども、そういう面でぜひ検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第92号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第27 議案第93号 苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第27、議案第93号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 議案第93号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

1、公の施設の名称。名称、苓北町町民総合センター等。なお、次ページの項目評価総括表に施設の明細7施設を記載しておりますのでご確認をお願いいたします。

2、指定管理者となる団体。住所、熊本県天草郡苓北町坂瀬川711番地1。名称、株式会社サンクリーンドリーム。代表者、代表取締役 宮崎宗晴。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町町民総合センター等の指定管理につきましては、現在の指定が令和6年3月31日までの指定期間となっております。

このため、令和6年度から令和8年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、株式会社サンクリーンドリーム1業者の申請がございました。

応募者の1事業所について、申請内容等についてヒアリングを行い、公の施設指定管理候補者選定委員会を開催、審査した結果、株式会社サンクリーンドリームが指定管理者の候補者と選定されましたので、県今回提案するものでございます。

なお、株式会社サンクリーンドリームにつきましては、現在の指定管理者でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 1点だけお尋ねをしたいと思います。実は昨日の一般質問の中で、田崎議員から、子ども食堂についてということで質問がございました。その中の問題点といたしまして、会場の確保とか、地域の連帯それから継続的に開催するための運営費等々とそれぞれ項目が述べられておりましたところでございます。実は今日の朝刊の郷土紙にですね、ちょうど子ども食堂、地域のよりどころとして、こういうふうな記事が掲載してございます。見られた方もいらっしゃるんじゃないかと思っております。1

5面でございますけど。子ども食堂のいろんな件について掲載がしてございました。

そこで、その場所の確保とか、いろんなことを考えるとですね、現在皆さんご存じのとおり町民総合センターは、以前は利用が大変多かったですけども、1億円余りの大改修をいたしましたけれども、残念なことになかなか利用客が、利用する人が少ないのではないかなと思います。私も隣接している自治区でありますので、その点はよくわかるんですけども、できるならですね、こういった子ども食堂あたりを積極的に今後支援していこうという町の姿勢があったらですね、指定管理者の方々と打ち合わせをしながら、できれば1年に一遍、あるいは二遍開かれるときに、一つの会場としてコミュニティセンターの利用ができないものかなと思います。利用につきましては、町長が定めるならば、当然免除ができますので、そうするとコミセンでああいったことをやっていらっしゃるんだなということで、広く子ども食堂の名称といいますか、成り立ち、構成といいますか、それが町民の方々に広まって、いろんな協力体制もできるんじゃないかなと思いますけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点はですね、昨日の田崎議員の質問の中でありましたけども、子ども食堂につきましては、やはり地域のための事業でありますので、十分そういった事業については町としても支援をしてまいりたいと思います。

ただ、この施設を使う場合が、指定管理の施設になってますので、当然使用料につきましては、指定管理者の使用料に入っております。そういったこともございますので、指定管理者とも協議をしながら、どういう方法でやるのか検討していく必要があるだろうと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 今言われましたとおり、確かにですね、財政面については、そこで使う使用料とかいろんなことが発生しますので、少しは指定を受けた管理者の負担も大きくなるだろうと思っておりますけども、1年のうちに1回か2回だと思うんです。一般の地区の公民館を利用するのも結構なんですけれども、できるならですね、こういったところで。子ども食堂される方々の思いといいますか、それはいろんな思いがあってそういったところ選ばれているかもしれませんけれども、町と子ども食堂の運営者とコミュニティセンターの指定管理者と3者が協議されて、いいですよっていう話があった上でしかできませんけれども、さらなる努力といいますか、お願いしたいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 今のに関連してですね、町民の人から調理実習とかしたいとい

うふうな話があって、その時に今使えるのは保健センターでしか料理なんかしきらんで。非常に汚いし、非衛生的と。公民館にしても、コミュニティセンターもというふうな話があったんですが、これは教育委員会ですよ、公民館もね。昔はよく結婚式とかで使ってたからきれいだったんですけども、もう今そういうのでは使わないし、地域でももう集まって料理するような機会が少なくなってきた状態にあって、実態的に料理ができる調理室ですか、昔でいう、というのが具体的に今使えるのかどうか。ちょっと分かってれば、お聞きいたしたい。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） コミュニティセンターの大会議室の裏に確か調理室があったと思います。確かにちょっと使える状況かどうかと言われると、なかなか使われたような形跡がですね、なかなかないというような実態だと思うんですけども、使えないことはないだろうと思いますが、ただ衛生的と言いますか、利用がですね、すぐできるような状態であるか、ちょっとすいません、確認ができませんけども、使えることは使えるんだろうと思っております。すいません。使えると思います。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今のが実情かと思えます。やっぱり、これはですね、施設自体は町の施設ですので、やっぱりそういう希望があってもですね、なかなかもう今は、相当老朽化して使えないとか、プロパンガスも非常に……。今、旧都呂々中学校は、もやい倶楽部の皆さんが使ってるからですね、きれいですよ。料理されてるから。やっぱり使わなければ、どんどん、どんどん古くなってしまって、もう手の付けようがないというぐらいになります。全部、全部、全部って言いませんけれども、やっぱコミュニティセンターぐらいは町の一番の施設ですので、そこだけは何かみんなで集まって、そこで料理教室をしてみようじゃないかとかいったときに使えるように、やっぱ町が胸を張って、そこはどんな状況かというのを絶えず見ていただいて、町民の人にもPRしてですね、外国人の人たちとの交流会でも、やっぱりその場所がないと企画もできませんので、子ども食堂を3回されたらと田崎議員がおっしゃいましたけども、やっぱどんどんするためには、駐車場それなりの施設っていうのも必要ですので、ぜひその辺りは指定管理者に任せずにですね、町が実態を見て頑張っていたらいいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） まず1点目ですけども、このコミュニティセンターは公的な施設ですので、免除規定なんかはあったとですかね。例えば、公民館の免除規定がありますね。その免除規定があるのかないのか。もし免除規定があったら、免除された分に

については町がその分を負担するのかどうか。あるいは業者にかぶせるのかどうかですね。そこら辺をお尋ねします。

それからですね、これも先程もちよっと聞いたんですけども、なかなかですね、この方はもう何回もしとらっとでしょ。2回目かな、3回目かな。この1番上のですよ、住民の平等な利用を確保することができるものであるかという、施設の設置目的を理解しているかとかですね、町が示した管理方針と事業者が提案した運営方針が合致するかとか、団体の経営モラルは適切かとか何かあつとに、私はここは25点中25点にならんといかんとと思うとですよ。満点が25点です。ぴしゃっと管理ばしとけばですね。管理をする方は町が管理はせんばんでしょう。そこら辺の問題ですね。

それから、特にですね、これは運動のセンターもありますけれども、ここに施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性なんかあって、施設の管理、安全管理は適切か、維持管理は効率的に行われているかちゅうのがやっぱ21点で少なかですね。これもですね、やっぱりこの項目を決めてですね、例えば、満点が30点のときはことか、1番最初言いましたそこら辺は、やっぱりせめて29点ぐらいなからんば、お前にはさせんぞというようなことが本当じゃなかですかね。安全管理の点数が低かとはちよつとなあ。私はそう思いますよ。まず安全管理が一番でしょ。こういった施設は。私はそう思いますけれどそこら辺。

それから、この終いの方の真ん中よかちよつと下ですけども職員体制は十分か。職員がおらんば、自然と先程山口議員がおっしゃったように、炊事場あたりの掃除もできんというようなことになってくるわけですが、ここについても満点が40点で26点しかなか。さっきも言いましたけれども、新しい業者ならこれでよかかもしれんですよ。ばってんかもうずっとやってきた業者がこういう点数ではどうかなと。はっきり言ってご破算にして、また再度求めなおすとかいうふうにしてもらわんば、安心してですね、行かれんごてなつとじゃなかろうかなと。その施設を使われんごてなつとじゃなかろうかなと私は思います。どうかですね、そこら辺を。大変だろうと思いますけれども。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） まず1点目の免除規定についてですけども、免除規定がございます。あります。減免規定等がございます。減収分はもう施設指定管理者さんの減収ということになっておりますので、そういったことを承知の上での一応申し込みということになっております。

2点目ですけども、こちらの業者につきましては現在5期目の利用申請になっております。現在5期目でございます。もろもろ施設管理等の安全等のご指摘をいただいております。利用者の方からもいろいろ声も聞くこともありますので、そういった部分も含めてですね、ヒアリングを行った際には申し合わせといたしますか、こちらからこういっ

た部分での声もありますので、改善指導をお願いしますという部分で申し伝えをしておりますので、今後定期的にですね、進行状況につきましては、チェックをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ぜひですね、担当者をきれいに決めてですね、町の職員さんですね。やっぱり担当者が定期的に見回すようなことにして、課長が1人で仕事すつとは大変ですので、厳しい指摘を、担当者に言うような体制を整えてください。広かけんですね。そこら辺よろしくをお願いします。町長さんよろしくをお願いします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第93号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第93号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（野崎幸洋君） 日程第28、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 今回ですね、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてということでお願いをしたいと思います。

現在の人権擁護委員さんの任期が、令和6年3月31日となっておりますが、富岡地区の委員の濱崎さんの方から、今期で、任期満了で辞職をしたいという申し出がっております。

そういったことから改めて、富岡地区関連の人権擁護委員の推薦についてご意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（野崎幸洋君） 只今の出席議員は9人です。

次に、立ち会い人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、7番、倉田明君、8番、錦戸俊春君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び他事記載は反対とみなします。

(投票用紙配付)

○議長（野崎幸洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（野崎幸洋君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立ち会い人の倉田明君、錦戸俊春君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（野崎幸洋君） それでは諮問第1号の投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票数9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対な

し、以上のとおり賛成が多数です。

したがって諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、横山修君を適任とする答申をすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

-----○-----

日程第29 同意第9号 苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（野崎幸洋君） 日程第29、同意第9号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 同意第9号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてのお願いでございます。

次の者を苓北町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記。坂元俊司氏。

提案理由でございますが、苓北町固定資産評価審査委員会の委員のうち1名の委員が、令和5年7月2日をもって任期満了となったので、後任の委員を選任する必要があるためでございます。

今回の委員の選任につきましては、本来であれば委員の任期が満了する前に、議会に上程し、ご同意をいただくべきでしたが、任期満了期間の確認が十分にできていなかったため、今議会で上程させていただくこととなりました。誠に申し訳ございませんでした。

なお今後、選任同意が必要な委員にあつては、任期満了日前に、また各種委員の任期満了により、新たな委員の委嘱が必要な場合は、任期開始日以降できる限り早い時期に委嘱状の交付を行うよう努めてまいります。

なお、坂元俊司氏の略歴につきましては、次ページに掲載しておりますので、ご参考のうえ、ご同意のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

これから、同意第9号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野崎幸洋君） 只今の出席議員は9人です。

次に、立ち会い人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、9番、高戸幸雄君、1番、田嶋健司君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（野崎幸洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（野崎幸洋君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立ち会い人の高戸幸雄君、田嶋健司君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（野崎幸洋君） 同意第9号の投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち賛成9票、反対なし。
以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第9号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

-----○-----

日程第30 閉会中の継続審査調査について

○議長（野崎幸洋君） 日程第30、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長、議会活性化等検討特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第8回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員